

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の公表について

平成13年11月30日
公正取引委員会

1 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成の趣旨

平成13年1月6日に施行された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）において、電気通信事業者間の公正な競争の促進に関する規定が設けられるなど、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

このような状況にかんがみ、公正取引委員会は、総務省と共同して、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、独占禁止法及び電気通信事業法それぞれに関する基本的考え方及び問題行為等を記した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（別添参照）を作成・公表することとした。

本指針は、本年9月14日にその原案を公表して、関係各方面から広く意見を求め（意見提出者一覧は別紙1）、これらの意見を検討し、十分斟酌した上で、原案の一部を修正し、作成したものである（原案に寄せられた主要な意見の概要とそれに対する考え方及び個別の意見の概要とそれに対する考え方はそれぞれ別紙2及び3のとおり。原案からの修正部分を見え消しの形で反映したものは別紙4のとおり。）。

なお、提出された意見については、本日から公正取引委員会事務総局官房総務課情報公開資料閲覧室（第6合同庁舎B棟1階）において閲覧に供するほか、準備が整い次第、公正取引委員会ホームページに掲載する。

2 今後の対応

独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般的ルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行されるものである。

公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において公正かつ自由な競争を確保するため、本指針に基づいて、独占禁止法違反行為を厳正・迅速に排除していくとともに、その未然防止に努めていくこととする。

また、本日施行された改正電気通信事業法の目的にも掲げられている公正な競争の促進が、今後、着実に行われていくよう市場の状況を不断に監視していくとともに、今後の競争環境の変化や公正取引委員会の違反事件処理の経験を踏まえ、独占禁止法上の考え方を明らかにする観点から、本指針を適宜機動的に見直すこととする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
電話 03 - 3581 - 5483 (直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（原案）」に対するパブコメ意見提出者

区分		提出者名
1. 企業	a. 電気通信事業者	(1) イー・アクセス株式会社
		(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
		(3) エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社
		(4) 株式会社アイ・ピー・レボリューション
		(5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
		(6) 株式会社ケイ・オブティコム
		(7) 株式会社四国情報通信ネットワーク
		(8) ケイディーディーアイ株式会社
		(9) ケーヴィエイチ・テレコム株式会社
		(10) ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社
		(11) 中部テレコミュニケーション株式会社
		(12) ディーディーアイポケット株式会社
		(13) 東京通信ネットワーク株式会社
		(14) 西日本電信電話株式会社
		(15) 日本テレコム株式会社
		(16) 日本電信電話株式会社
		(17) ニューセンチュリーグローバルネット株式会社
		(18) 東日本電信電話株式会社
		(19) ビー・ビー・テクノロジー株式会社
		(20) ボーダフォン-ジャパン
		(21) Reach Ltd(17日着)
		(22) レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社
b. 電気事業者	(1) 関西電力株式会社	
	(2) 九州電力株式会社	
	(3) 四国電力株式会社	
	(4) 中国電力株式会社	
	(5) 中部電力株式会社（2 部署から）	
	(6) 東京電力株式会社	
2. 団体	(1) 社団法人経済団体連合会	
	(2) 社団法人テレコムサービス協会	
	(3) 社団法人日本ケーブルテレビ連盟	
	(4) 電気事業連合会	
3. 外国政府等	(1) 欧州委員会代表部	
	(2) 米国司法省	
	(3) 連合王国大使館	
4. 個人	a. 学識経験者	(1) 魚住泰宏（弁護士）
		(2) 小原喜雄（神奈川大学法学部教授）
		(3) 田村次朗（慶応大学教授）
		(4) 中条 潮（慶応大学教授）
		(5) 松下満雄（成蹊大学教授）

「電気通信事業分野における独占禁止法上の指針」(原案)に寄せられた主な意見とそれに対する考え方

項目	意見の概要	考え方
(1)独占禁止法と電気通信事業法の適用関係の明確化	<p>電気通信事業法の優先適用を求めもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法上のルールを遵守していれば独禁法上も問題ないとすべき(NTTコム, NTTドコモ, 松下満雄, 魚住泰宏, 東京電力) 電気通信事業法の規定範囲を超えて独禁法による規制をすべきではない(NTTコム, NTTドコモ) 	<p>独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般的ルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行され、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある事業者の行為を排除するものである。公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において自由かつ公正な競争を確保するため、同分野において、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速な排除を行うとともに、違反行為の未然防止に努めていく必要がある。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定により制約を受けない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。</p> <p>修正しない</p>
	<p>手続面での二重規制の弊害への対処を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1つの行為に両法が適用されないよう行政手続を明確化すべき(NTT西日本) 共通問題への対処に当たり両機関がどのように協力・調整していくかを文書で示すべき(レベルスリーコミュニケーションズ) 公取委と総務省が迅速に意見に対し調査し回答するという当局の関与責任を明確にすべき(米国司法省) 	<p>○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を第2に明記した。</p> <p>指針の「報告・相談、意見申出等への対応体制」を次のように修文。</p> <p>次の下線部を追加、抹消線部を削除(修正案53頁)</p> <p><u>「独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。」</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談、総務省に寄せられた電気通信事業法第96条の2に基づく意見申出等について、電気通信事業法上問題となる可能性があることと公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があることと総務省が判断した場合などにおいて、必要に応じ相互に、相談者の希望を踏まえ、連絡することとする。 また、公正取引委員会及び総務省は、<u>独占禁止法及び電気通信事業法の運用に当たっての整合性を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。</u> 公正取引委員会及び総務省は、1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。」

<p>(2)「合理的な理由なく」を使うことについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般指定の用語(「不当に」「正当な理由なく」)を用いるべき(NTTコム) ・ 不明確なので、「合理的理由」の例を示すべき(中部電力) ・ 「合理的な理由なく」を私的独占の構成要件として用いていると解される場合があるが私的独占の構成要件ではないので、用いるべきでない(田村次朗) 	<p>原案では、「合理的な理由なく を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」(昭和57年公取委告示15号)における「不当に」と同義で用いているが、御指摘を踏まえ、原則として「合理的な理由なく」との用語を使わずに、問題とならない場合を注に記したり、「不当に」を用いることで、分かりやすく修文。</p> <p>各分野の「独占禁止法上問題となる行為」の記述を分かりやすく修文</p>
<p>(3)「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」を使うことについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の用語(市場支配的な電気通信事業者)に統一すべき(NTTコム, ケイ・オプティコム) 	<p>本指針を分かりやすくする観点から、できる限り用語の統一を行うとともに定義を明確にした。「相対的に高いシェアを有する事業者」等、独占禁止法上の問題の有無を判断する際に用いている用語については、独占禁止法は競争に与える影響を判断して適用するものであることから、電気通信事業法で定義される用語に統一することはできない。</p> <p>修文しない</p>
<p>(4)ガイドラインに記載されていない行為の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに網羅されていない反競争的慣行にも取り組める枠組みが必要(英国政府) ・ ガイドラインに記載されていない行為は、独占禁止法上問題ないとすべき(NTT, NTTコム) 	<p>原案において、「指針に記載のない行為については、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる」と記しているように、本指針に記載されていない行為であっても、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある行為に対しては、独占禁止法を厳正に執行していくこととしている。</p> <p>独占禁止法は、事業者の行為が競争に及ぼす影響の程度を判断し、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある場合に事後的に規制するものであり、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれがある行為が行われた場合に、指針に記載がないから独占禁止法で規制できないとすることは不適當。</p> <p>修文しない</p>

<p>(5)本指針の適用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支配的事業者の禁止行為のみを規定し、非支配的事業者の行為は対象外とすべき(KDDI, Iプレボリューション, 中部テレコミュニケーション, EU代表部, 英国政府, 米国司法省) ・ 顕著な市場支配力を有しない事業者が独禁法に違反することはないという推定をすべき(ボーダフォン) ・ 市場支配力を有するかどうかは、画一的基準で判断するのではなく、市場の実態に応じて柔軟に判断すべき(KDDI, ボーダフォン, C&W IDC) 	<p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。画一的基準で独占禁止法の適用対象となる事業者を限定することは困難であるが、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p> <p>次のように修文</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成」第2, 2(3)(修正案3頁)に次の記述を追加。 注は原案では別の箇所にあったものを移動。</p> <p><u>「本指針に記述している行為が具体的に行われた場合、当該行為を行った事業者(外国事業者を含む。以下同じ。)が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、独占禁止法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる(注)。」</u></p> <p>(注)独占禁止法においては、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また市場において相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。」</p> <p>「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」の全分野の「1 独占禁止法における考え方」に、次の注を追加。 <u>「(注) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I, 第2, 2(3)を参照。」</u></p> <p>の第1(電気通信設備の接続及び共用), 第3(電気通信役務の提供)及び第4(コンテンツの提供)の各分野の「独占禁止法上問題となる行為」の冒頭に、例えば次のように、下線部を追加。 <u>「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。」</u></p>
<p>(6)指針の定期的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年ごと(毎年度), 定期的に見直すべき(KDDI, 日本テレコム, イー・アクセス, TTネット) ・ 弾力的に随時見直すべき(NTT東日本, NTT西日本, 中部テレコミュニケーション, 中部電力) 	<p>電気通信事業分野の競争環境の変化が速いことも踏まえ、1年にとらわれず、必要とあれば随時、機動的に見直すこととしており、この旨を明記する。</p> <p>第2, 2(4)の文末を次のように修文</p> <p>「本指針を<u>適宜機動的に必要に応じて</u>見直すこととする。」</p>

<p>(7)卸電気通信役務料金の設定等に係る行為について</p>	<p>・ 卸電気通信役務は、電気通信事業法上も提供の義務はないなど規制のわからない分野であり 独占禁止法により規制を強化すべきではない(NTTドコモ ,NTT東日本 ,NTT西日本)</p>	<p>独占禁止法は、事業者の行為が競争に及ぼす影響の程度を判断し、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある場合に事後的に規制するものである。卸電気通信役務は、電気通信事業法において比較的自由に事業活動を行える分野であるが、これについて独占禁止法が適用されることは、まさに、規制のない事業分野において競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けることと異なるところはない。</p> <p>卸電気通信役務を提供しないことについての考え方を明確にするため、第3、3(6)「卸電気通信役務料金の設定に係る行為」の冒頭に次の記述を追加(修正案37頁)</p> <p><u>「事業者がどの事業者に対して卸電気通信役務を提供するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、料金、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争事業者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。」</u></p>
----------------------------------	---	--

パブリック・コメントに対する考え方（総論）

(1) 独占禁止法と電気通信事業法の適用関係の明確化

意見提出者	意見	考え方
NTTドコモ	<p>(1) 基本的には電気通信事業法及び独占禁止法の二重適用に伴う事業者の負担を軽減することが望まれます。また、電気分野で自由化された取引が相対ベースであるのに対し、電気通信分野では電気通信事業法でより詳細な接続ルールや料金・サービス規制が整備されています。</p> <p>以上より、電気通信事業法の対象となるものについては電気通信事業法(総務省)で対処することとし、それ以外のものについて独占禁止法(公取委)で対処することとするのが基本であると考えます。</p> <p>従って、指針の運用にあたっては、電気通信事業法を優先適用することとし、電気通信事業法のルールを遵守している場合には、独禁法上問題にならないことを明確にしていきたいと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>事業法で規定された範囲を超えた規制は不適切である。</p>	<p>○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を第2に明記した。</p> <p>独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般ルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行され、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある事業者の行為を排除するものである。公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において自由かつ公正な競争を確保するため、同分野において、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速な排除を行うとともに、違反行為の未然防止に努めていく必要がある。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定により制約を受けない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。</p>
中条潮 慶応大学商学部 教授	<p>本指針案は、二省庁が独禁法と電気通信事業法のそれぞれの立場からの指針を個別に並列的に提示している個所が大部分である。</p> <p>もし、独禁法と電気通信事業法の視点からの指針が、ある企業行動について異なるならば、並列的な書き方は意味がある。ただし、それは指針段階では好ましくない。事業者はどちらに従えばわからなくなる。指針設定以前に、それぞれの考え方を公表し、議論の課題として示し、異なる理由を明記して、public comment と議論を経たうえで、統一見解を示すべきである。</p> <p>一方、独禁法と電気通信事業法の視点からの指針がある企業行動について同じであるならば、並列ではなく、片方だけを記し、片方だけを遵守すればよい旨を明記するか、あるいは、統一した記述を行うべきである。</p> <p>たとえば、差別的な料金設定の禁止については、電気通信事業法上の記述は不要であり、独禁法上のルールだけを示し、それさえ守ればよいことを事業者に知らせるほうがよい。</p> <p>(中略)</p> <p>基本的には、独禁法で対処できる部分は、電気通信事業法自体から削除すべきなのである。さらにもっと基本的な観点にさかのぼって述べれば、電気通信事業政策のうち、競争政策の部分は競争当局に任せるべきであり、現行の規制制度そのものが問われなおされるべきである。</p> <p>しばしば指摘されるように、電気通信事業のみにかかわらず、日本の規制の大きな欠点の一つは、伝統的な公益事業的規制を行ってきた規制官庁が、競争下での市場規制も続けて担当するところにある。産業振興や補助政策を担当する官庁が同時に市場競争の規制も担当すれば、両者の分離が曖昧になり、純粋な市場規制の透明性が損なわれる。市場規制は競争の有効な促進のためになされるべきものであり、振興政策や補助制度が市場規制とかかわれば、競争の有効な促進にバイアスが発生してしまう。</p> <p>競争を阻害する行動は、電気通信事業にだけかかわるものではないから、一般的な競争政策のなかで議論すべきであり、電気通信においてだけ、特殊な規制を課すことは望ましくないし、それを特定の官庁が行なうことも望ましくない。競争阻害的な行動への対処は、競争当局(公正取引委員会)が担当すべきである。</p>	<p>本指針は現行の法制度を前提に作成したものであり、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
(社)経済団体連 合会	<p>2. 現行の電気通信法制について</p> <p>競争が導入された事業分野では、競争の一般ルールである独占禁止法が厳正に執行されることが重要であり、将来的には、個別法を必要としない競争環境が実現されることが望ましい。しかしながら、原案が指摘する通り、電気通信事業分野には市場支配力を有する事業者が存在するなどの特殊性があること、また、同分野が依然として独占から競争への過渡期にあることに鑑みれば、現時点では、独占禁止法の厳正な執行に加えて、個別法により事業の特殊性に応じた必要最小限のルールを設け、競争を促進する必要性が認められる。</p> <p>以上の基本的な考え方に立てば、電気通信法制の要諦は、競争の促進を妨げている規制を速やかに撤廃し、事業運営を事業者の自己責任に委ねる一方、公正な競争を確保するためのルールを整備することである。そうすることによって、電気通信事業法が独占禁止法と共通の目的を追求する法制として位置</p>	<p>本指針は現行の法制度を前提に作成したものであり、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

意見提出者	意見	考え方
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	<p>づけられることになり、両者の適用関係をめぐって、事業者に「無用の混乱や負担」が生じないようにするものとする。</p> <p>今回の共同ガイドラインの目的の1つは技術革新や市場の変化が激しい電気通信事業分野において、独占禁止法、電気通信事業法の二重適用による事業者の負担を軽減することにあると考えられることから、1つの行為に対して独禁法と事業法の両法の適用となることがないように、行政面での手続を明確化すべきと考えます。</p> <p>ちなみに米国においては、通信法が独禁法よりも具体的な規定を設けている分野（相互接続やアンバンドル等）については、通信法の適用を優先し独禁法の適用は差し控える、という趣旨の連邦高裁の判例があります。また、現実にも96年通信法施行以後、通信法上の規制機関が取り扱っているトラブル事例は多くあるが、独禁法上問題とされる事件等は基本的にはない状況と考えられます。</p>	<p>○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を第2に明記した。</p>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>一つの行為が独占禁止法・電気通信事業法それぞれの対象となっているケースがあるが（例：31頁 第3.3(3)イとイ、31頁 第3.3イとイ、39頁 第4.3、41頁 第5.3）「適正な電力取引についての指針」のように独占禁止法と電気通信事業法のどちらを適用するかを整理し、自己の行為が法令の規定に抵触するか、行為に問題がある場合に公正取引委員会と総務省のどちらから調査・処分が行われるか、について公正取引委員会・総務省のどちらに相談すればよいのかを案件毎に明確にし、事業者に「同一案件を公正取引委員会・総務省の双方に並行して同様の説明を行う」という過大な負担を強いることのないようにすべきである。</p> <p>また、本指針案には「独占禁止法における考え方」と「電気通信事業法における制度の趣旨と概要」が併記されているが、これではこれら2つの法律に関する指針をそれぞれ作成していることと実質的には変わらない。まず、これらをまとめた考え方を示すべきである。</p> <p>更に、相互接続等電気通信事業法において明確にルール化されている分野については、電気通信事業法上のルールを遵守する限り独占禁止法上問題とはならないことを明記するか、少なくとも電気通信事業法に則り調査その他の手続きが進行している間は、独占禁止法の発動はないことを明確にしていきたい。</p>	<p>独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般的ルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行され、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある事業者の行為を排除するものである。公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において自由かつ公正な競争を確保するため、同分野において、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速な排除を行うとともに、違反行為の未然防止に努めていく必要がある。</p>
日本電信電話株式会社	<p>公正取引委員会と総務省が共同でガイドラインを作成することは、独占禁止法及び電気通信事業法の二重適用による事業者負担の増加を避ける。行政の二重化を避けることで行政コストの効率化を図る。ことに意味があると考えております。従って、電気通信分野では事業法で詳細な接続ルールや料金・サービス規制が整備されていることを踏まえ、電気通信事業法の対象となるものについては事業法で対処することとし、それ以外のものについて独占禁止法で対処することにしていただきたい。</p> <p>具体的には、一つの事象に対して独占禁止法と事業法の両方が適用されることのないようにしていただき、その場合において、事業法のルールを遵守している場合には、独禁法違反とはならないことを明確にするとともに、事業法上問題とならない行為で独禁法上問題となる事例があるのであれば、それを書くこととしていただきたい。</p> <p>なお、仮に両方の適用関係が不明確なケースがあった場合には、事業者の負担とならないよう、総務省と公正取引委員会との間で調整を行い、二重適用にならないようにしていただきたい。</p>	<p>なお、電気通信事業法の規定により制約を受けない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。</p>

意見提出者	意見	考え方
<p>松下満雄 成蹊大学法学部 教授</p>	<p>電気通信事業法が2001年6月に改正され「公正な競争の促進」が同法の目的として掲げられるにいたった。このことは電気通信事業法の法目的に公正な競争の促進が組み込まれたことを意味し、同法と独占禁止法はその趣旨を同じくする法律であることが明確になった。(中略)ここからいえることは、電気通信事業法は広義の競争法のうち電気通信分野の規制を担当するものであり、独占禁止法は全事業分野をカバーするものであるということである。すなわち、電気通信事業法は「一般競争法」である独占禁止法との関係ではいわば「特別競争法」の地位にある。</p> <p>電気通信事業法において、正当な理由がない接続の拒否等の不正競争行為があれば規制が行われる一方、一定の例外も設けられており、法律で明白に規定していなくとも、監督官庁である総務省がチェックした上でその正当性を認める行為もある。そこで、原則として、電気通信事業法上禁止されている行為は独占禁止法上も禁止とし、同法上認められる行為については公正な競争を害することがないものとして独占禁止法上も合法と認めるべきである。総務省は後述の両官庁による情報交換のシステムを通じて独占禁止法の施行機関である公取委の見解をきき、情報交換をすることとなっている。ここからみると、両者の情報交換の上問題がないとされた行為は、事業法のみならず独占禁止法上も問題がないことが確認されたものとして扱うべきである。</p> <p>(1) 電気通信事業法に規定された行為 上記の行為は独占禁止法上合法とすべきである。同法38条(同条3号により総務省令で定める場合を含む。)において、相互接続を拒否しうる場合が規定されているが、これらは拒否に合理的な理由がある場合と考えるべきである。例えば、かかる場合は、加入者回線網との接続拒否、コロケーションの拒否、電柱・管路等の貸与拒否における合理的な理由がある場合である。</p> <p>(2) 電気通信事業法には明文の規定はないが、ガイドライン案により事業法の解釈として正当な理由があるとされる行為 上記の行為は独占禁止法においても合法とすべきである。例えば、ガイドライン案12ページ(イ)b によれば、接続の請求に対して「非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難」な場合には即応しなくともよいとされるが、これは独占禁止法上合理的な理由がある場合である。すなわち、かかる場合は、加入者回線網との接続拒否、コロケーションの拒否、電柱・管路等の貸与拒否において合理的な理由がある場合と考えるべきである。ガイドライン案においては、電気通信事業法の観点から貸与拒否についての正当な理由が説明されている(22~23ページアの~:平成13年に総務省が策定した『公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン』からの再掲)が、これは電柱・管路の貸与拒否における合理的な理由がある場合と考えるべきである。</p> <p>(3) 総務大臣の認可を受けた約款に規定された事由に該当する場合は独占禁止法上合法とすべきである。 電気通信事業法第38条の2により認可を受けた接続約款によれば、例えば次の場合には、接続や工事について制約が生じ得ることとされている。すなわち、(ア)相互接続点を設置できない場合として定める場合〔接続約款第10条の3第5項〕、(イ)接続の中断、停止、中止を行う場合〔接続約款第59第61条〕、(ウ)工事等を制限する行為〔接続約款第95条の5〕、(エ)工事の請求を承諾しないこと〔接続約款第100条〕、(オ)工事業者の資格を制限する行為〔接続約款95条の3〕等であるが、これらの場合には、加入回線網との接続拒否、コロケーションの拒否、電柱・管路等の貸与拒否あるいはこれら手続きにおける不利益な取り扱いについて合理的な理由がある場合として独占禁止法上合法と扱うべきである。</p> <p>(4) 総務大臣に届け出た料金や約款であって合理的な期間内に事業法に基づく変更命令が出されない場合は独占禁止法上合法とすべきである。 お客様料金は電気通信事業法第31条によって総務大臣に届け出ることとされている。料金変更命令については同条第2項に規定されている。総務大臣に届け出た料金について合理的な期間内に事業法に基づく料金変更命令が出されない場合には、かかる料金は独占禁止法上合法として扱うべきである。例えば、地域別料金、他社ネットワーク利用者と自社ネットワーク利用者での異なる料金、提供に要する費用を下回る料金、セット料金に外形上は該当するような場合であっても、合理的な理由があるものと考えべきである。</p> <p>また、卸電気通信役務に関する契約約款は電気通信事業法第39条の5第2項により総務大臣に届け出ることとされている。契約約款変更命令は同第3項に規定されている。これに関しても、総務大臣に届け出た卸契約約款について、合理的な期間内に事業法に基づく契約約款変更命令が出されない場合には、当該約款に基づく行為が外形上は差別的に見えたとしても合理的な理由がある場合と考えるべきである。この場合の合理的期間とはどのくらいをいうかについては画一的な物差しはないというべきであるが、例えば1~2ヶ月程度が考えられよう。</p> <p>(5) 認可・届け出などの正式な政府の措置はないものの、事業者が事前に総務省と十分な調整を行った後にその了解を得た上で行った行為については、前述のように総務省が公取委との意見交換を通じて、総務省、公取委とも独占禁止法上問題がないと判断して了解したものであるから独占禁止法上合法とみるべきである。</p>	<p>独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般的ルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行され、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある事業者の行為を排除するものである。公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において自由かつ公正な競争を確保するため、同分野において、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速な排除を行うとともに、違反行為の未然防止に努めていく必要がある。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定により制約を受けない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。</p>

意見提出者	意見	考え方
弁護士 魚住泰宏	<p>例えば、「電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」に関し、電気通信事業法38条において、「第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。」と規定し、反面、一定の場合には接続請求を拒否することができ、電気通信事業法上問題とならないことを前提としている（原案7頁以下）。にもかかわらず、「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」「加入者回線網を保有する電気通信事業者」が合理的な理由なく接続を拒否することについて、独占禁止法の規定に違反することがある旨記載し（原案6頁、7頁）「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」「加入者回線網を保有する電気通信事業者」については、電気通信事業法上問題とならないこととされた場合でも、独占禁止法上問題となると解釈している。なお、「独占禁止法上問題となる行為」（原案10頁）として、電気通信事業者が行う接続拒否を掲げているので、すべての電気通信事業者について、電気通信事業法上問題とならないこととされた場合でも、独占禁止法上問題となるとされることが前提とされている。</p> <p>（中略）</p> <p>原案に従えば、事業者としては、電気通信事業法上問題がないとされながら、独占禁止法上、「ケースごとに実態に即して」解釈されるとの立場がとられており、事業者において無用な混乱や負担を招くことは明らかである。</p> <p>（中略）</p> <p>「公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」という独占禁止法の目的と「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」という電気通信事業法の目的とを比較した場合、競争の促進という同じ政策目的を有することを前提としても、後者のほうがより事業の実体に即した目的であることは明らかであるから、まず電気通信事業法が競争の促進のために何をしようとしているかを見るべきであり、原案が常に「独占禁止法上問題となる行為」から論じていることには疑問がある。</p> <p>（中略）</p> <p>電気通信事業法の解釈は、独占禁止法からだけ導かれるというものではなく、行政レベルにおける解釈において、事業官庁の解釈を公正取引委員会は尊重すべきである。事業法を所管するのは事業官庁であり、その事業法の解釈とエンフォースメントは、事業官庁がその権限と義務をもっていると解釈すべきである。そして、事業法の競争概念の解釈については、事業法の観点からなされるのが原則であり、独禁法の競争原理も一つの考慮要素であり、一般独禁法の基準に合致していなくても、裁量行為の濫用とはならないと言うべきである。</p> <p>（中略）</p> <p>原案は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省のそれぞれの所管範囲について曖昧にしたまま作成されているものであって、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせるものとなっており、それぞれの所管範囲について明確にした上で作成されるべきものである。</p>	<p>独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般的ルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行され、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある事業者の行為を排除するものである。公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において自由かつ公正な競争を確保するため、同分野において、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速な排除を行うとともに、違反行為の未然防止に努めていく必要がある。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定により制約を受けない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。</p> <p>○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を第2に明記した。</p>
東京電力株式会社	<p>本ガイドラインは、公正取引委員会と総務省の共同作成であるにもかかわらず、内容的な調整があまりとられていないのは残念なことと思います。事業者としては、総務省のガイドラインを遵守しても、独禁法上のガイドラインで抵触するというのであれば、事業の予見可能性が低くなり、円滑な事業遂行に支障を来してしまう可能性があります。たとえば、総務省ガイドラインを遵守した場合は、独禁法上における合理性、適法性を推定するなど、両者の関係性を明確にすることで、二重規制とならないような配慮をお願いいたします。</p>	
株式会社アイ・ピー・レボリューション	<p>（5）今回の指針は、総務省と公正取引委員会との共同のものであり、どのように運用されるのかが、不明確です。総務省と公正取引委員会で見解が分かれた場合などの調整は、どのようにされるのでしょうか。</p>	

意見提出者	意見	考え方
パブリック・コミュニケーションズ株式会社	<p>各機関の関係を示した文書を新たに作成する(例：共通する問題に関して、どの機関を「代表規制当局」と見なすか、また共通問題に対処する際に、各機関がどのように調整および(もしくは)協力していくのか、など)。</p> <p>短期的には、国家の政策目標を最大限実行するための協力方法を模索する。</p> <p>日本における現在の規制環境は、一般的な競争の規制(FTC および独占禁止法など)と、業界ごとの規制(MPHPT および電気通信事業法など)から構成されている。</p> <p>業界内で市場行動を規制するために二面的なアプローチを採用している国は多いが(米国がその代表的な例である)、このような規制モデルでは、規制当局間、および規制当局が管理する法律の間の役割と責任を明確に区別する必要がある。</p> <p>規制当局間で競争するのではなく、最大限協力および調整する。</p>	<p>独占禁止法は、すべての産業を律する競争の一般的なルールであり、職権を独立して行使する公正取引委員会により中立的に執行され、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある事業者の行為を排除するものである。公正取引委員会としては、上記を踏まえ、電気通信事業分野において自由かつ公正な競争を確保するため、同分野において、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速な排除を行うとともに、違反行為の未然防止に努めていく必要がある。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定により制約を受けない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。</p> <p>○ 電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を一層促進する観点から、公正取引委員会及び総務省が共同で本指針を策定した。また、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2 に明記した。</p>
田村次朗 慶應義塾大学法学部 教授	<p>ガイドラインは、所管官庁の異なる電気通信事業法と独占禁止法という2つの法適用に関するものであり、両者の関係を明確化することが必要になる。</p> <p>特に、電気通信事業法の適用範囲が極めて広範であり、電気通信事業法に基づいた競争政策的な適用も可能となっている状況の中、公正取引委員会と総務省相互が実際、どのように競争政策上の問題について法適用の調和を図っていくのか、たとえば、ある特定の問題に関し総務省・公取委の事業分担に関するルールなどについてガイドラインでは明確ではない。今後、この点に十分に配慮した運用が望まれる。</p>	<p>公正取引委員会は独占禁止法に基づき処理する一方、総務省は電気通信事業法に基づき処理することとなる。ただし、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2 に明記した。</p> <p>指針の性格</p> <p>本指針は、事業者の行為が独占禁止法上問題となる場合等の考え方を分かりやすく説明するためのものである。</p> <p>公正取引委員会は独占禁止法に関する部分を、総務省は電気通信事業法に関する部分を、それぞれ責任を持って実施することとなる。その旨、指針にも明記している(指針 中第1 及び第2 の1 参照)。</p>
英国政府	<p>4 . AMA と T B L の関係が不明確のままだと、二つの異なる法律の下、規制介入のベースとして、異なる分析や定義が使用される危険性がある。このことは、この分野の規制に不確実性と、競争促進の障害をもたらされる可能性を意味する。従って、ガイドラインは、二つの異なる規制の区別を明確化し、どちらの組織がガイドラインのどの部分の実施に責任を負うかを特定する必要がある。</p> <p>17 . ガイドラインは反競争的なケースがどのように処理されるのかを詳細に示していない。公正取引委員会で処理されるケース、また総務省で処理されるケースの手続きは同一なのか、それとも違うのか? ケースの処理手続きが組織によって違うようであれば、そのケースにとって都合の良い組織を選ぶという事態が発生するであろう。ガイドラインはまた、競争に関する決議に対する控訴手続も明確にするべきである。</p>	<p>公正取引委員会は独占禁止法に基づき処理する一方、総務省は電気通信事業法に基づき処理することとなる。ただし、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2 に明記した。</p> <p>指針の性格</p> <p>本指針は、事業者の行為が独占禁止法上問題となる場合等の考え方を分かりやすく説明するためのものである。</p> <p>公正取引委員会は独占禁止法に関する部分を、総務省は電気通信事業法に関する部分を、それぞれ責任を持って実施することとなる。その旨、指針にも明記している(指針 中第1 及び第2 の1 参照)。</p>

意見提出者	意見	考え方
欧州委員会代表部	<p>独占禁止法と電気通信事業法の解釈に明らかな相違がある場合についてもっと明確にできませんか？</p> <p>欧州委員会の担当総局は、事業者は問題が発生したら公正取引委員会もしくは総務省の助けを求め、そして公正取引委員会と総務省は、自らの管轄外の問題を問い合わせるなど相談をし合うことを注目しております。競争に関わる問題（注5）を解決するには、公正取引委員会及び総務省が迅速に行動することが重要です。</p>	<p>○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2 に明記した。</p> <p>指針上の問題となる行為に対しては、迅速に対応することとしている(公正取引委員会が行う事前相談制度は、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に回答することとしている。)</p>
ポーターフォン ジャパン	<p>公正取引委員会および総務省に対し、紛争解決の場の競合（forum shopping）および矛盾する規制の適用範囲を縮小するため、調査方法に関する調整を義務づける。 （中略） 公正取引委員会と総務省が審査手続きを調整することを義務付け、「紛争解決の場の競合」と規制が適用される上での矛盾が発生する可能性を低減する。</p>	<p>○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2 に明記した。</p>

(2) 独占禁止法部分と電気通信事業法部分における用語・表現の統一，用語の定義の明確化

意見提出者	意見	考え方
日本電信電話株式会社	共同ガイドラインにより独占禁止法及び事業法の運用の一層の透明化を図るという目的を勘案すれば、本ガイドラインの運用にあたって、例えば、独占禁止法の章と事業法の章で異なる用語・表現を用いることによる混乱等を生じさせないように記述していただきたい。	本指針を分かりやすくする観点から、できる限り用語の統一を行うとともに定義を明確にした。「相対的に高いシェアを有する事業者」等、独占禁止法上の問題の有無を判断する際に用いている用語については、独占禁止法は競争に与える影響を判断して適用するものであることから、電気通信事業法で定義される用語に統一することはできない。
NTTドコモ株式会社	統一のガイドラインである以上、混乱を避けるためにも統一の基準や用語・表現を用いるべきと考えます	本指針を分かりやすくする観点から、できる限り用語の統一を行うとともに定義を明確にした。「相対的に高いシェアを有する事業者」等、独占禁止法上の問題の有無を判断する際に用いている用語については、独占禁止法は競争に与える影響を判断して適用するものであることから、電気通信事業法で定義される用語に統一することはできない。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	本指針案の独占禁止法部分においては、「加入者交換機」、「インフラベースの事業者」、「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」といった、電気通信事業法上の類似用語（「端末系交換設備」、「第一種電気通信事業者」、法第38条第3項に該当する電気通信事業者）との異同や対応関係が明確でない用語が多く用いられている。独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合性を図るために電気通信事業法に定義された用語に統一すべきである。或いは別の内容を示すのであればその定義を個々に明確にすべきである。	本指針を分かりやすくする観点から、できる限り用語の統一を行うとともに定義を明確にした。「相対的に高いシェアを有する事業者」等、独占禁止法上の問題の有無を判断する際に用いている用語については、独占禁止法は競争に与える影響を判断して適用するものであることから、電気通信事業法で定義される用語に統一することはできない。 原案では、「合理的な理由なく」を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」（昭和57年公取委告示15号）における「不当に」と同義で用いているが、御指摘を踏まえ、原則として「合理的な理由なく」との用語を使わずに、問題とならない場合を注に記したり、「不当に」を用いることで、分かりやすく修文。
田村次朗 慶應義塾大学法学部 教授	ガイドラインでは、ガイドライン特有の用語が用いられているものの、その具体的な内容が不明確な場合も少なくない。たとえば、「特定関係事業者」（電気通信事業法37条の3第1項）と「自己の関係事業者」（ガイドライン6頁他）、「自己と密接な関係にある電気通信事業者」（ガイドライン12ページ他）との関係との関係は、不明確である。また、「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」（ガイドライン6頁他）、「市場支配的な電気通信事業者」（ガイドライン17頁他）、「インフラベースの事業者」（ガイドライン20頁）など、具体的な定義づけを明示しない限り事業者の予見可能性が損なわれる恐れがある。この種の用語の具体的な定義を総務省などの省政令によって具体化するという方法も考えられるがこの種の重要な概念については明確な定義をガイドラインの中に規定することが望ましいといえる。 ガイドラインにおける独占禁止法上の問題を指摘している箇所において、しばしば「合理的な理由なく」という表現を目にする。たとえば、ガイドライン11第3、3(2)に規定する「セット販売に係る行為」では、「電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。」とした上で、「自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、合理的な理由なく、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）」としている。しかし、私的独占（独占禁止法3条前段、同法2条5項）および不公正な取引方法（独占禁止法19条、同法9項）一般指定6項に規定する不当廉売に違反する可能性を指摘する際に、独占禁止法には記述されていない違法性判断基準である「合理的な理由」がガイドラインに用いられることには疑問がある。特に、このセット販売において指摘される独占禁止法違反行為類型である 私的独占は、「一定の取引分野における競争の実質的制限」の有無を厳格に審査し当該行為の構成要件該当性を判断するものであり、「合理的な理由」といったあいまいな表現があたかも私的独占適用の可能性を示唆するような記述は、事業者の予見可能性を損なう恐れがある。また、セット販売において私的独占の場合と並んで指摘される不当廉売の場合においても「公正な競争を阻害する恐れ（公正競争阻害性）」を判断する際、「正当な理由」および「不当に」という違法性判断基準が用意されており、私的独占の場合と同様、独占禁止法上記述のない表現を違法性判断基準のごとく記述することには問題が多い。 今後、ガイドラインの記述の明確化が求められるとともに、独占禁止法違反行為に関する記述については、「合理的な理由」といった表現について誤解を招来しない手当てが必要になる。	

意見提出者	意見	考え方
中部電力株式会社 (経営戦略本部)	本指針においては、多くの禁止的事項について、「合理的な理由なく」行った場合」という留保条件がついており、その大半において、具体的な「合理的な理由」の事例が明示されていない。市場参加者が「指針」に求めているのは、具体的な経済取引において参照しうるメルクマールや事例であり、この観点からは、本指針の「明確性」は極めて不十分である。できうる限り「合理的理由」の例を示されるよう要望する。	
松下満雄 成蹊大学法学部 教授	<p>ガイドライン案の全般にわたり「独占禁止法上問題となる行為」の例示にあたって、「合理的な理由なく」という表現が用いられているが、ガイドライン案で示される違法類型のほとんどは公取委告示「不公正な取引方法」において、「不当に」行った場合のみ違法とされているものである。「合理的な理由なく」という表現が同告示で用いられている「不当に」という表現よりも違法範囲を拡大する(原則違法として扱う)ものと解されることによって独占禁止法が従来違法としていない行為についてまでガイドラインにて新たに規制することとならないよう、同告示と同様「不当に」という表現に改めるか、または「合理的な理由なく」という表現が「不当に」と同義であることをガイドライン上で明確にすべきであろう。</p> <p>ガイドライン案においては、類似の概念がいくつか用いられているが、これらの意味と相互関係が必ずしも明確でない場合がある。事業法改正に伴い「特定関係事業者」の概念が導入された(ガイドライン案18ページ)が、ガイドライン案の他の箇所では「自己の関係事業者」(6ページ)、「自己と密接な関係にある電気通信事業者」(12ページ)が使用されており、これらは事業法にはないものである。これらの概念の導入によって事業者の範囲が自己以外に拡大されるという趣旨であるかが問題である。そうするとそこには事業法の範囲を超えた概念の拡大があるのであり、ここには問題がある。そこで、概念の不明確なこれらの用語を削除することが望ましい。これらの概念が何らかの事情で必要であれば、いかなる意味が必要であるか、及び、それらは厳密にどのような意味かを明らかにすべきである。</p> <p>この他にも「相対的に高い加入者シェア有する電気通信事業者」(6ページ)、「市場支配的な電気通信事業者」(17ページ)、「インフラベースの事業者」(17ページ)及び、「第一種電気通信事業者」があり、この後二者の関係も明らかでない。これらについては、不必要なものは削除し、いずれにしても概念の必要性の説明と明確化を行う必要がある。</p>	<p>原案では、「合理的な理由なく」を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせることを「不公正な取引方法」(昭和57年公取委告示15号)における「不当に」と同義で用いているが、御指摘を踏まえ、原則として「合理的な理由なく」との用語を使わずに、問題とならない場合を注に記したり、「不当に」を用いることで、分かりやすく修文。</p> <p>本指針を分かりやすくする観点から、できる限り用語の統一を行うとともに定義を明確にした。「相対的に高いシェアを有する事業者」等、独占禁止法上の問題の有無を判断する際に用いている用語については、独占禁止法は競争に与える影響を判断して適用するものであることから、電気通信事業法で定義される用語に統一することはできない。</p> <p>「自己の関係事業者」については、指針原案7頁の注6で明確に定義している。</p>
弁護士 魚住泰宏	<p>原案が提示する独占禁止法上問題がないとされる要件としての「合理的な理由」について、「技術的に接続を行うことが不可能又は困難である場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断される」(原案7頁(注3))と記載されている。このような概念は、独占禁止法上の「不当に」「正当な理由がない」という要件とどのように異なるのか、電気通信事業法上の理由や事業上の理由との関係はどのようなものか、が明らかにされないまま記載されることによって、解釈に混乱が生じることに留意すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>また、独占禁止法の解釈にあたって、「合理的な理由」の意味及び「私的独占」と「不公正な取引方法」との相違を明確に記載すべきである。</p> <p>原案は、「第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」、「第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野」、「第3 電気通信役務の提供に関連する分野」、「第4 コンテンツの提供に関連する分野」、「第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野」それぞれにおいて、「独占禁止法における考え方」を掲げているが、「私的独占」該当性及び「不公正な取引方法」該当性について記載が、次のとおり、統一されておらず、各分野における独占禁止法の適用にあたって混乱を招くおそれがあるので、これらの表現を統一するか、あるいは、これらの表現を統一しないのであれば各分野における独占禁止法の適用の差異を記載すべきである。すなわち、「第1」では、まず、「私的独占」を掲げ、競争の実質的制限に至らない場合でも原則として「不公正な取引方法」に該当すると断じている。「第2」では、「私的独占」を掲げているのは同様であるが、競争の実質的制限に該当しない場合かつ市場における公正な競争が阻害されるおそれがある場合「不公正な取引方法」に該当するとしている。ところが、「第3」「第4」「第5」では、まず、「不公正な取引方法」を掲げ、市場における競争が実質的に制限される場合に限り「私的独占」に該当するとしている。</p> <p>また、「私的独占」と「不公正な取引方法」とでは、その要件は勿論、効果が大きく異なるのであるところ、上記「独占禁止法の考え方」及びこれを前提として記載されている「独占禁止法上問題となる行為」では、両者の適用関係を曖昧にするような記載となっており、独占禁止法の行政解釈としては適当ではないと言わざるを得ない。</p>	<p>原案では、「合理的な理由なく」を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせることを「不公正な取引方法」(昭和57年公取委告示15号)における「不当に」と同義で用いているが、御指摘を踏まえ、原則として「合理的な理由なく」との用語を使わずに、問題とならない場合を注に記したり、「不当に」を用いることで、分かりやすく修文。</p> <p>私的独占と不公正な取引方法の関係については、指針原案でも第1～第5の1に明記している。</p>

(3) 市場の定義等

意見提出者	意見	考え方
<p>ボーダーフォン ジャパン</p>	<p>以下について、国際的に適切だと認められている方法論により、競争分析の枠組みを設定するガイドラインを制定する</p> <p>関連市場の確定 顕著な市場支配力の確定 顕著な市場支配力の存在が確認されたとき、規制当局が介入するための適切な基準の設定</p> <p>(中略)</p> <p>一般に(関連市場の)定義は、時間が経つに連れて(デマンド・サイド、サプライ・サイドおよび競争の特徴の変化に伴い)変化する可能性があり、定期的な見直しを必要とすることが合意されています。</p> <p>(中略)</p> <p>事後規制のための従来からの市場定義は、デマンド・サイドの短期的な検討事項を過度に重視し、サプライ・サイドの検討事項、特に競争の拡大、または市場参入と長期的な革新については過小評価する傾向があります。この点から、オーストラリアの競争・消費者委員会(ACCC)によって採用された原則は、非常に有益であります。現段階では、単純に反トラスト法に関する過去の前例に頼って事前に市場を定義するのは不適切であることを認識することが重要です。</p>	<p>独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断されるが、市場は、画一的に確定されるのではなく、その実態に即して確定される。</p> <p>また、原案に記載した「地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等」は例示であり、ご指摘の「国際通信サービス市場」、「衛星通信サービス市場」もこれに含まれる。</p> <p>この旨をガイドライン原案3頁注2を修正して明記。</p> <p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。画一的基準で独占禁止法の適用対象となる事業者を限定することは困難であるが、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p> <p>独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断されるが、市場は、画一的に確定されるのではなく、その実態に即して確定される。</p> <p>経済構造の変化等に応じて、市場の定義が見直されることは当然に想定されている。</p>

意見提出者	意見	考え方
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	<p>第2.2.(3)(3ページ)の注2において、電気通信サービス市場の定義が記述してあります。この注書きには、「電気通信サービス市場には、地域通信サービス市場、長距離通信市場、移動体通信サービス市場、そしてデータ通信サービス市場」が含まれるとの記述があります。反独占的規制の目的にとって、関連するプロダクトとサービス市場を定義することは、ドミナントな事業者を規制したり、与えられた市場において競争のレベルを計算すること、あるいは、合併の効果を判定するためには当然のことです。関連市場テストは、ある事業者が市場支配力を持つかどうかを決定することにおいて、幾つかの要因を提供する一つの手法です。</p> <p>EUにおいては、例えば、電気通信における幾つかの関連した市場領域が、以下のものを含んで定義されています（注5）。</p> <p>国際音声サービス 法人向け高度通信サービス 標準化されたパケット交換データ通信サービス 国際伝送容量再販 音声会議 衛星サービス 高度グローバル通信サービス 番号案内サービス インターネットアクセスサービス 国際間移動ユーザに対するシームレス汎ヨーロッパ移動通信サービス 顧客</p> <p>（注5）しかしながら市場の定義は時の経過とともに変化する可能性があるということを C&W として特に申し上げておきたいと思います。したがって、大切なことは、現存の市場の定義は、その有効性および、その、検討中の地理的な市場における諸条件との整合性を確認するため、再検討されるべき、ということです。</p> <p>日本においては、プロダクト市場を定義するための方法論が必要であり、市場支配力の定義を行うことがまず必要です。これら2つの要因は、非対称規制を行う場合に欠くべからざるものであり、このガイドラインを導入するに当たって、必要なものとなります。</p> <p>日本の独占禁止法においては、「仮想独占事業者テスト」についての言及がありません。</p> <p>日本政府が市場支配力のためのテストを開発すべきであり、客観的に市場支配力があると証明された事業者に対してこれらの非対称規制を適用すべきと考えます。</p>	<p>独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断されるが、市場は、画一的に確定されるのではなく、その実態に即して確定される。</p> <p>また、原案に記載した「地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等」は例示であり、ご指摘の「国際通信サービス市場」、「衛星通信サービス市場」もこれに含まれる。</p> <p>この旨をガイドライン原案3頁注2を修正して明記。</p> <p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。画一的基準で独占禁止法の適用対象となる事業者を限定することは困難であるが、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p>
英国政府	<p>8. ガイドラインは、総務省と公正取引委員会がどのように市場を定義するかについても説明する必要がある。英国は、市場はサービスの提供に使用される技術のみならず、その製品とサービスによって定義されるべきだと考える。例えば、携帯通信は固定回線の直接的な代用品となりつつあり、そのため、地域通話市場を定義するにあたり、固定及び無線技術の両方を考慮する必要がある。</p> <p>6. ガイドラインは、多大な市場支配力を有する事業者に課せられる義務を特定しているが、多大な市場支配力（SMP）を有する事業者をいかに定義するかについて説明していない。英国は、公正取引委員会と総務省が多大な市場支配力の定義に関する詳細を含めることによって、ガイドラインが大幅に改善されるものと考え。ガイドラインは、どの事業者をSMPと見なすかを前もって述べてはならないが（時間の経過で変わる可能性がある）、総務省と公正取引委員会がSMPをどのように定義するかについて、その基準を説明する必要がある。</p>	

意見提出者	意見	考え方
欧州委員会代表部	<p>支配力を評価する経済的基準を明確にすることはできませんか？ 実際に、企業の支配力の評価に用いる経済的基準がこの指針では明確ではありません。</p>	<p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。画一的基準で独占禁止法の適用対象となる事業者を限定することは困難であるが、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p>
KDDI株式会社	<p>いわゆる“競争ルール”の基本となる基準値を明確にさせていただきたいと考えます。 本ガイドラインでは、電気通信事業法に関する規定として「市場支配的な事業者」という語が用いられていますが、これは市場シェアという市場における事業者の状態に着目した一定の基準であり、一方、独禁法には、市場シェアという市場における事業者の状態に着目した一定の基準として「独占的状态」という基準が存在しています。 つまり、いわゆる“競争ルール”の基本となる基準値が、ダブルスタンダードとなっていることから、混乱を招く恐れがあると考えます。</p>	

(4)「問題となる行為」の明確化・具体化

意見提出者	意見	考え方
日本電信電話株式会社	禁止行為(問題となる行為)の内容は、できる限り具体的に記述するとともに、禁止行為に隣接する行為で許される行為(問題とならない行為)についても具体例を列挙していただきたい。	可能な限り、問題となる行為の記述の明確化を図った。
N T T ドコモ株式会社	問題となる行為の明確化、具体化をする。	

(5)「問題とならない」行為の明確化

意見提出者	意見	考え方
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	事業者の活力を最大限発揮させ、活発な競争を推進するためには、一般的に事業者が判断に迷う事例について、事業法及び独禁法上の判断を「問題とならない行為」として明確化し、列挙するほうが実効性が高いと考えます。	可能な限り、問題となる行為の記述の明確化を図っているところ。例えば、「合理的な理由なく を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」の「合理的な理由なく」を削除し、問題とならない場合の例示を追記するなどしている。
N T T ドコモ株式会社	(4)事業者の活力を最大限発揮させ、活発な競争を推進するためには、問題となる行為を示した場合、問題とならない行為類型も適宜明示すべきであると考えます。 「適正な電力取引についての指針」では、電気事業法及び独禁法上問題とならない行為を列挙しております。 (中略) 問題となる行為だけでなく問題とならない行為も適宜明示する。 合理的な理由がある場合は、行為そのものは問題とされないのが基本である。	
中部テレコミュニケーション株式会社	本指針においても現在の電気通信市場環境を的確に捉えたうえで、特に市場支配的な電気通信事業者に関して、その規制される行為を特定して電気通信事業法あるいは独占禁止法上問題となる類型を明確にするべきと考えます。また、問題となる行為類型も、違法となる行為(黒)、違法となるおそれがある行為(グレー)、問題とならない行為(白)に分けて例示するなど客観的な判断が明らかとなるよう記載していただきたいと考えます。	

(6) ガイドラインに記載されていない行為の取扱い

意見提出者	意見	考え方
英国政府	ガイドラインは包括的で反競争的な慣行の実例を数多く挙げているが、可能性のある反競争的な慣行をすべて事前に予測することは不可能である。従って、総務省と公正取引委員会は、ガイドラインに網羅されているかどうかにかかわらず、反競争的と見なされる支配的事業者による如何なる慣行にも取り組めるような枠組みを創り出さなければならない。	原案において、「指針に記載のない行為については、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる」と記しているように、本指針に記載されていない行為であっても、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある行為に対しては、独占禁止法を厳正に執行していくこととしている。
日本テレコム株式会社	本ガイドラインにおいてコンテンツ事業者に対する基準が規定されておりますが、現在ビジネスモデル研究会にて検討が進んでいるコンテンツ以外のアプリケーション等の分野についても、市場支配力行使を制限するための規制の検討が必要と考えます。	
日本電信電話株式会社	ガイドライン(原案)は、「本指針に記載されていない行為であっても、法律違反となる行為がある。」としていますが、これでは、事業者を萎縮させるだけであり、ガイドライン作成の意味が無いと考えます。ガイドラインには禁止行為(問題となる行為)を列挙し、これ以外の行為は違法ではない(問題とならない)ことを明確にしていきたい。	独占禁止法は、事業者の行為が競争に及ぼす影響の程度を判断し、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある場合に事後的に規制するものであり、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれがある行為が行われた場合に、指針に記載がないから独占禁止法で規制できないとすることは不適当。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	本指針案は、問題となる行為のみ列挙して問題とならない行為の記述がないばかりでなく、「指針に記載されていない行為であっても措置や命令の対象となる」と述べられているが(4頁、5頁)、指針の性格としては「指針に列挙された行為類型を避けさえすれば安心して事業が遂行できるもの」とすべきである。	

(7) 指針の抽象化

意見提出者	意見	考え方
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	今回のガイドラインでは、「問題となる行為」と「望ましい行為」のみ列挙する形となっておりますが、細部に渡った事例の列挙は、市場の動きが激しい電気通信事業分野において事業者の市場に即応した営業活動を萎縮させるものとなりかねません。	事業者の行為が独占禁止法上問題となるか否かの予見可能性を高めるため、事例の記述は可能な限り具体的なものとした。しかしながら、個別の行為が独占禁止法上問題となるか否かについては、当該行為が競争に与える影響をみて判断されるものであり、一定の行為が画一的に禁止されるとの誤解を与え事業活動を萎縮させることのないよう、配慮した記述としている。
中条潮 慶応大学商学部教授	<p>並列的な記述と統一的な記述とを問わず、あまりに詳細な指針を提供することは、事業者に対して親切である一方、問題点ももたらす。詳細になればなるほど、事業者は創意工夫によって行動する意欲を喪ってしまう。表面上同じように見える企業行動でも、それが競争を阻害するかどうかは、経済環境、競争の態様、使われる技術など、市場の状況によって異なる。にもかかわらず、「このような行動」ということで細かく事例が提示されると、市場環境にかかわらず「それはしてはいけない」ということになってしまい、企業行動は萎縮してしまう。バスならともかく、電気通信事業のように変化の激しい市場では、ガイドラインはあまり詳細でないほうがよい。</p> <p>たとえば、価格についての差別的な取り扱い(いわゆる略奪的な価格設定)についてのガイドラインは厳しすぎよう。これは、個々のケースにそくして対応されるべきで、「大きな関心」を示すぐらいか、「50%以上の割引は略奪的価格とみなされる場合がある」といったたぐいにとどめておき、個々のケースによって状況は異なることを明示しておくべきであるが、指針案では、価格引き下げがすべてクロになるような印象を与えかねない。略奪的価格と通常の値下げ競争を区別することは、実態に則してその都度検討しなければ大きな誤りをおかすことになる。</p> <p>(中略)</p> <p>事前規制から事後規制にウエイトを置いていくべきという規制改革の基本的な姿勢は、ガイドラインの設定についても適用されるべきである。もし詳細に設定するならば、それが反競争的とみなされる理由を、その判断がなされた特定の市場環境も含めて示す必要があるが、指針でそこまで示すことは煩雑になりすぎる。個別のコンサルティングに任せる課題であろう。</p>	<p>また、電気通信事業の市場の状況の変化の速度が速いことにかんがみ、指針の内容の適正さを担保するために適宜機動的に見直すことは重要と考えており、この旨を指針に明記。</p>

(8)「望ましい行為」

意見提出者	意見	考え方
日本電信電話株式会社	(原案)にある「望ましい行為」を記載することは、禁止行為(問題となる行為)と「望ましい行為」との間にグレーゾーンを作り、事業活動を実質的に制約する効果を持つので、削除していただきたい。	<p>原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。</p> <p>記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。</p>
(社)経済団体連合会	の「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」は行政指導的な意味を持ち、「問題となる行為」との間に却ってグレーゾーンを作り出す恐れがあると考えます。	
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	<p>競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>このガイドラインに、ドミナントキャリアの企業構造および会社における関連部門間の関係に関連する保護手段が盛り込まれていることは、弊社にとり喜ばしいことです。ガイドラインが、当局により「望まれる」のは何かを示すのみで、このような行為を要件とし、強制できる、としていないのには失望を感じております。</p>	
ビー・ピー・テクノロジー株式会社	<p>競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為について</p> <p>NTT 地域会社は、自社及びグループ企業において加入者回線を用いたインターネット接続サービスを提供していることに鑑み、当該支配的事業者の自主的な行為にまかせるだけでなく、支配的事業者の接続に係わる部門とその他の部門あるいはボトルネック設備を提供する場合にはグループ企業も含めた情報遮断、情報開示の同一性の確保、接続およびコロケーションの実施状況の公表を、義務として必ず実施されるようにすべきであると考えます。</p>	
欧州委員会代表部	<p>指針で主要な事業者に関係する「望ましい行為」の義務化ができませんか？</p> <p>指針第 条の「望ましい行為」について、なぜ一部の「望ましい行為」が主要な事業者にかかわる場合に限り望ましいのかについての説明がありません。日本は WTO に対する公約に従って、主要な事業者による競争制限的行為を防止する必要があります。例えば、主要な通信事業者の相互接続装置と他の装置が物理的に離れていなければ情報の濫用をどうやって防止できるのでしょうか？</p>	
株式会社アイ・ピー・レポリューション	<p>競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為について</p> <p>接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保等について、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、ファイヤーウォールの状況を総務大臣に報告義務を課せられることになりました。公正競争の促進の観点から、同内容を関係する電気通信事業者に広く開示することを義務付けることが必要です。</p> <p>なお、この中で、市場支配的ではない事業者にも市場支配的な事業者と同様な行為を望んでいます。こうした情報の開示義務は、市場支配的な事業者に、公正競争の視点のみから課せられるべきであると考えます。同等の義務を新規参入事業者にも課すことは、煩雑な作業負担をまねき、競争促進の精神に反する規制強化につながることを懸念します。電気通信事業法改正における、市場支配的ではない事業者に対する、大幅な規制緩和の方向性をうかがっていただきたいと考えます。</p>	

(9)ガイドラインの性格

意見提出者	意見	考え方
英国政府	5. また、ガイドラインは、法的根拠について説明しなければならない。ガイドラインは、どのような行為を総務省と公正取引委員会が反競争的な行為と見なすかについて、通信企業に理解してもらうための拘束力のないものに過ぎないのか？あるいは、総務省と公正取引委員会が取り組む反競争的慣行の完全なリストを前もって特定することで、より法的な意義を持つものなのか？	<p>本指針は、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進する観点から、事業者の行為がどのような場合に独占禁止法上問題となるか等の考え方を分かりやすく示したものであり、独占禁止法の範囲を超えて拘束力を有するものではない。</p>
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	1. ガイドラインが法律の中でいかなる位置付けになっているか判然としません。子会社を他の子会社の利益で補助することを退けるなどの特定の禁止は、ガイドラインでは明快ですが、事業法にも独禁法にも詳しくは説明されていません。弊社の懸念は、このような行為は、それが立証された場合、ガイドラインのもとでは訴訟あるいは罰金の対象になれないのではないかとということです。	

(10) 本指針の適用対象

意見提出者	意見	考え方
KDDI株式会社	<p>本年6月の電気通信事業法の改正において、支配的事業者の禁止行為が規定されたことを受け、今回、公正取引委員会と総務省との共同により「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(原案)(以下、ガイドライン)が作成されました。</p> <p>本ガイドラインにおいては、本来、市場支配力を有する事業者の反競争的行為を禁じるため、当該事業者の禁止行為類型が規定されるものと理解しております。</p> <p>しかしながらガイドラインでは、非支配的事業者の行為等までも含めた形で規定が為される等、市場の実態を考慮することなく全電気通信事業者の行為が一律に規定されている箇所が見受けられます。</p> <p>(中略)</p> <p>非支配的事業者の行為については、本ガイドラインの対象外としていただきたいと思います。</p> <p>今回、ガイドラインの策定に到った理由としては、支配的事業者の市場支配力に基づく反競争的行為を禁じて公正な競争条件を担保し、他方、非支配的事業者がその事業活動をより自由に行える環境を整えて(規制緩和)競争を促進させることであると考えております。</p> <p>しかしながら、今回ご提示いただいたガイドラインでは、こうした観点にたった内容とはなっており、非支配的事業者の事業活動を過度に制約するような箇所も見受けられます。(特に接続、料金や契約約款等に関する規定。)</p> <p>特にガイドラインの「独占禁止法における考え方」や「独占禁止法上問題となる行為」では、独占禁止法で事業者のカテゴリ分けが可能かどうかは別として、事業者の市場における支配力の実態を考慮することなく全電気通信事業者に一律の規制を行うこととなっており、非支配的事業者の事業意欲を萎縮させ、事業活動が消極的になりかねません。(例えば設備投資インセンティブの低減、新規サービスの導入取りやめ等)</p> <p>したがって、ガイドラインでは、支配的事業者の禁止行為についてのみ規定し、非支配的事業者の行為については、本ガイドラインの対象外とすることが適当と考えます。</p> <p>の趣旨を明確にするため、本ガイドラインのP4の「第2 2(4)(注3)」の「<u>独占禁止法においては、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般的に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。</u>」の記述について、まずはこの記述が、独占禁止法においても事業者の市場支配力に基づいて問題行為を規制することを意味するものであり、当該記述が本ガイドラインの独占禁止法に関係した全ての規定の前提となることを明記していただくとともに、独占禁止法に係わる全ての規定で同じ記述を加筆していただきたいと思います。</p> <p>移動体事業者の行為が競争的か反競争的かの判断にあたっては、実態として移動体通信市場では移動体グループを単位とする競争環境が実現していることを考慮していただきたいと思います。</p> <p>ロケーションフリーでサービスの提供を受けられる移動体通信においては、利用者は移動体グループを単位として提供条件を吟味し、加入する移動体グループを選択しており、こうした利用者の動向を踏まえ各移動体グループ、グループを単位として料金施策(割引を含む)・サービス等の各種提供条件を競争的に運営しております。</p> <p>固定系の加入者回線網のようにボトルネック設備により独占的にサービス提供が行なわれていない移動体通信市場においては、移動体グループを単位とした実質的な競争環境が実現していることから、競争的か反競争的かの判断においては、このような実態を考慮する必要があると考えます。</p>	<p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。画一的基準で独占禁止法の適用対象となる事業者を限定することは困難であるが、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p> <p>指針原案のとおり 移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一概に認められるものではないが、移動体系の新規参入者が、相対的に高い加入者シェアを有する移動体系の電気通信事業者との接続を拒否され、当該事業者の顧客との通信が不可能となる場合には、新規参入者の通信サービスの提供範囲が限定されることとなるため、その事業活動を困難にさせるおそれがあるものと思料。</p>
欧州委員会代表部	<p>もっとも比例原則に厳密に従い、新しい第一種事業者に対する不要な負担を回避することはできませんか？</p> <p>指針で挙げられているいくつかの禁止行為は、全ての事業者を平等に対象としているようです。欧州委員会の担当総局としては、「市場支配力がない第一種電気通信事業者にまで消費者保護その他公共的必要性といった点から必要ではない義務をなぜ課すのか」理解できません(例えば、3.6.Bの卸関連の行為)。欧州連合(EU)では、大きな市場力を持たない事業者に対する無差別など、過酷な義務を課すことを図った加盟諸国については欧州委員会が介入してきました。</p> <p>日本がWTOで行なった公約に従って、例えば、移動体通信サービス事業者などを含むあらゆる主要な事業者の競争制限的行為を明確に禁止することはできませんか？</p> <p>指針では、(とりわけ相互接続や業務提供に関して)いくつかの主要な事業者が漏れている例が多く見られるようです。すなわち、限られた事業者のみを対象とする時には、加入者回線を保有する事業のみを対象としているようです(市場力の概念に基づく場合も含む)。</p>	
NTTドコモ株式会社	<p>電気通信事業法においては改正の趣旨をふまえ、市場支配的な事業者に適用すべき項目が、市場支配的か否かに関わらず、適用すべき項目が整理が必要と考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 今回改正される電気通信事業法において、接続及び反競争的行為の禁止以外(料金、契約約款、卸役務等)は市場支配的か否かに関わらず、同等な扱いになっていることをふまえ、区別すべきではないと考えます。</p>	<p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競</p>

意見提出者	意見	考え方
	<p>(中略)</p> <p>市場支配性に依存しない行為類型は、市場支配的でない事業者に対しても適用する。</p> <p>指定電気通信事業者に規する規制でも、固定/移動体問わず適用すべき項目と、固定のみに適用すべき項目の整理も併せて必要と考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) コロケーションやアンバンドルによる接続等に係る規制は、固定電気通信事業者に対する義務であり、その点について明確にすべきと考えます。</p>	<p>争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。</p> <p>指針原案のとおり 移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なもの一概に認められるものではないが、移動体系の新規参入者が、相対的に高い加入者シェアを有する移動体系の電気通信事業者との接続を拒否され、当該事業者の顧客との通信が不可能となる場合には、新規参入者の通信サービスの提供範囲が限定されることとなるため、その事業活動を困難にさせるおそれがあるものと思料。</p> <p>この点は、コロケーションやアンバンドルによる接続においても同じ。</p>
日本テレコム株式会社	<p>独占禁止法の目的は、「事業支配力の過度の集中を防止して、(中略)公正且つ自由な競争を促進」することと理解しております。既にボトルネック設備が存在している電気通信事業は、</p> <p>新規参入事業者にとっては加入者インフラ設備の新設が困難である</p> <p>新規に市場に参入するためにはボトルネック設備を有する事業者と相互接続を行う必要がある</p> <p>という特性を有しているため、反競争的行為が行われると公正競争の進展が阻害されるおそれが強いと考えます。したがって、なによりもボトルネック設備を有する事業者及び市場支配力を有する事業者の反競争的行為を排除することが法の理にかなっていると考えます。言い換えれば、独占禁止法は市場における公正競争を阻害するおそれがある場合にのみ適用されるべきであり、過度の適用及び適用範囲の逸脱は事業者の経営自主性の発揮や多様なサービス展開を妨げ、自由競争を阻害する危険性があると考えます。したがって、本ガイドラインにおいても、事業支配力の過度の集中を防止するという独占禁止法の目的に沿った適用がなされることを要望します。</p> <p>(中略)</p> <p>また、今般改正された電気通信事業法において、市場支配的な電気通信事業者による反競争的行為の未然の防止及び迅速な排除を目的とした非対象規制制度が導入され、公正競争促進に向けて一層の配慮がなされたことに対応して、本ガイドラインにおいても、電気通信事業法上問題となる行為についてはボトルネック設備を有する事業者及び市場支配力を有する事業者が当該行為を行った場合に大きな弊害が生じる旨を明らかにしていただきたいと考えます。</p>	<p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。画一的基準で独占禁止法の適用対象となる事業者を限定することは困難であるが、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p>
ディーディーアイポケット株式会社	<p>電気通信事業法に規定する市場支配的な電気通信事業者であっても、取り分け市場支配的な電気通信事業者の基準値が別途パブリックコメント中の省令案のとおりとされる場合においては、そのシェア(独占禁止法の適用において重層的に構成されていると考えられる市場におけるシェアを含む。)の程度等によって、その行為に対する独占禁止法上の判断が異なる場合があること、特に、独占禁止法に定める独占的状态又はそれに近い状態にある場合は、公正競争条件を確保するための諸ルールが厳正に適用されるものであることを、本指針に明記していただくよう強く要望します。</p>	

意見提出者	意見	考え方
株式会社アイ・ピー・レポリューション	<p>(1) 電気通信事業法改正において、ドミナント規制の概念が導入された中、それを具体的な実行を担保するのが本指針の主眼と理解しています。すなわち、独占的地位を利用した行為を排除するための内容に特化するべきです。</p> <p>(2) そのためにも、過去において、国策的な位置付けから優遇策や独占を許容された事業者(市場支配的な事業者)と新規参入事業者を同様に扱うべきではないと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>電気通信分野での問題点は、ボトルネックとなる市場支配的な電気通信事業者が存在することであり、今回の電気通信事業法でも初めて非対称規制が導入されているように、その規制に重点を置くべきものと考えます。</p> <p>しかし、この指針の独占禁止法上での問題行為は、市場支配的な電気通信事業者だけでなく、電気通信事業者全体に網をかぶせる形になっております。前述しておりますとおり、市場支配的な電気通信事業者の存在が、自由競争を阻害することになっていることを十分にご理解いただきたいと考えます。</p>	
中部テレコミュニケーション株式会社	<p>本指針は、公正な競争の促進と利用者利益の最大化を目的とした今回の電気通信事業法改正に見られるIT革命推進に向けた競争促進政策の趣旨に則り、電気通信事業法あるいは独占禁止法上、防止・是正されるべき具体的な行為が示されるべきものと認識しております。</p> <p>現在、電気通信事業分野においては、NTT地域のように市場支配力を有している事業者が存在し、これらの支配的な事業者とその他の事業者(新規参入事業者)間の公正競争の確保・促進が国策上も急務となっております。</p> <p>このため、今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)では、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定し、これらの事業者に限って一定の行為規制を課す非対称規制制度を導入することにより、単に設備保有の有無にとどまらず、その設備の種類、市場シェア等に着目し、市場環境に適合しかつより効果的な競争促進に資する規制を行う一方で、その他の市場支配的でない事業者に対しては大幅な規制緩和が行われております。</p> <p>したがって、本指針においても現在の電気通信市場環境を的確に捉えたうえで、特に市場支配的な電気通信事業者に関して、その規制される行為を特定して電気通信事業法あるいは独占禁止法上問題となる類型を明確にするべきと考えます。</p>	
株式会社四国情報通信ネットワーク株式会社	<p>電気通信事業における競争施策の基本的なあり方として、市場支配的なドミナントキャリアのみに対する規制が必要であり、非ドミナントキャリアに規制を課す必要はないと考えます。非ドミナントキャリアがドミナントキャリアに対抗してサービスを提供していくためには、非対称規制が必要不可欠であり、これにより電気通信市場における本格的な競争環境の実現が図られるものと認識しております。</p> <p>一層の競争促進のためには、こうした現状を斟酌した環境整備が不可欠であると考えられますが、本指針では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の視点からの記載は、現下の通信市場におけるNTTの圧倒的な市場占有率を前提に、ドミナントキャリアの禁止行為を中心とした内容 ・ 独占禁止法の視点からの記載は、第1の1「独占禁止法における考え方」において、市場占有率の大小が法適用の判断基準となり得ることが触れられてはいるものの、その他の条項においては全ての事業者を対象とした内容表現 <p>と、電気通信事業法上および独占禁止法上のそれぞれの視点から法適用の考え方、問題となる行為が記載されており、2面性を有していると言えます。1つの事象に対して、2面から指針を示すことは、事業者を混乱させるだけであると考えます。</p> <p>したがって、本指針はドミナントキャリアに対しての厳格な規制という考え方を基本とし、電気通信事業法および独占禁止法の双方を包含した視点から電気通信事業者のとるべき行為が明示されるべきであると考えます。</p>	
ボーダーフォンジャパン	<p>独禁法規制に、「顕著な市場支配力」を持たない事業者がルールを破ることは、それが証明されない限りは(調査が開始される前に、違反行為の明らかな証拠を提出する義務を申し立て者側に課す)ありえないという前提を導入する。もしくは、顕著な市場支配力を持たない事業者に対する苦情に「フィルター」をかけるプロセスを導入し、競争審査手続きのすべてを受けなくてすむようにすべきである。これによって、事業法規制のアプローチとの一貫性を保つことができ、既存事業者による独禁法規制を利用した反競争的な駆け引きを防ぐことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>顕著な市場支配力を有していない事業者は、規制に違反していることが証明されない限り、その可能性がないという推定を独禁法規制に追加する(顕著な市場支配力を有していない事業者が規制に違反したことを主張する者は、調査が開始される前に、違反に関する明白な証拠があることを立証する義務を負う)これにより、事業法規制とのアプローチの一貫性が保たれ、既存の事業者による独禁法規制の反競争的な駆け引きが防止される。</p>	
英国政府	<p>11. 全事業者に競争・規制規則を適用する場合、事業者によっては、多大な市場支配力を持たない事業者を反競争的な行為を取ったとして訴える危険性がある。公正取引委員会、あるいは、総務省の場合、最終的には、こうした申し立てを拒否するにしても(なぜなら、定義上、事業者はSMPを持っていない) 規制機関および事業者が貴重な財源を申し立てのために費やさなければならないことを意味する。私達は、規制がSMPを有する事業者のみに適用されるよう、「引き金」がガイドラインに含まれるべきだと考える。</p>	

意見提出者	意見	考え方
ケー・ヴィエイチ・テレコム株式会社	<p>このガイドラインは、総務省殿によって定義されました市場支配力を有する電気通信事業者という特別の基準に基づいて記述される必要があると考えます。一部、市場支配力を有する事業者に対する特別の基準は見受けられますが、全体的に、この支配事業者の指定の役割が不明瞭なところがあるようにお見受けします。電気通信分野における競争を促進し、不公正な競争をなくすためには、公正取引委員会殿及び総務省殿が、支配的事業者の独占禁止法や電気通信事業法違反を監視する必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>このガイドラインはこの支配的事業者を明確に捕らえ、それに基づいて公正競争確保の観点から支配的事業者を規制されますことに力点をおかれようご配慮をお願いします。</p>	
パルサー・コミュニケーションズ株式会社	<p>反競争的行為を阻止するための一部の規制要件(相互接続料金の価格差別を禁じた規則を含む)が、支配的な電気通信事業者だけでなく、すべての第1種電気通信事業者に適用されている。このような措置は不要である。当該規制は、企業が過度の料金を請求してもマーケット・シェアを失うおそれのない市場でこうした過剰な料金を請求したり、競合会社の価格を不正に下回る極端に安い料金を請求して競争を妨げるのを防止してこそ有益だからである。いずれにしても、電気通信事業者がこうした行為を行えるのは、当該サービスを提供している市場を支配している場合だけである。つまり上記のような規制は、非支配的な電気通信事業者には課す必要がないのである。実際上記のような規制が課された場合には、反って競争にマイナスの影響が及ぶことになる。市場への新規参入者は、規制を遵守するために膨大かつ不要な時間と資源を充たしななければならないからである。その結果彼らの費用はかさみ、取引時間が長くなって、効果的に競争するための能力が低下する。</p> <p>そこで当社としては、現実には支配的な電気通信事業者にしか許されない行為を阻止しようとする規制に、非支配的な電気通信事業者が拘束される必要があるのかどうか、慎重に検討するようFTCに提案したい。</p>	
米国司法省	<p>この指針案が市場力を持つ事業者と持たない事業者とで課せられる規制義務の違いを設け、特定行為の競争的効果を分析するという非対称規制の重要性を認識していることを感謝します。しかしながら、同時に、この原則が指針案全体で一貫して適用されているわけではないことにも気づきました。特に、指針案の独占禁止法関連の部分は頻繁に独禁法の私的独占と不当な取引の条項の適用性について論議しており、不当な取引の条項は理論的には市場力に関係なく全ての会社に適用でき、結果、この分野における非対称的アプローチとの間に矛盾が生じてくる可能性があります。</p> <p>(中略)</p> <p>指針案は他の全ての会社に比べて支配的市場地位を保有する事業者への電気通信事業法の下での非対称規制の必要性を意味ある認識をしてあります。他方、指針案の独禁法関連部分は同様なアプローチが統一的に示されていません。代わりに、多くの独禁法関連部分は、独禁法の私的独占や不公正な取引方法条項を適用するには至らない競争抑制がない場合でも全ての事業者は特定の慣行を行うことを禁止するようなことを示唆しています。しかしながら競争政策の観点からは、なぜこれらの義務の多くが市場力を持たない事業者や市場において影響力さえもたない事業者まで含める全ての事業者に適用されるべきなのかが明確ではありません。</p> <p>(中略)</p> <p>一般的に、この指針案の独禁法関連部分においては市場支配力のある事業者による行為とそのような力も地位も持たない事業者との間で明確な区別をつけることを提言します。第1章第1.1(2)の注3は当局が競争への特定行為はの効果は事業者の市場的地位や他の要因によるものであるという認識であると示してあると思います。しかしながら、この一般的な文言ではこの指針が市場地位を変化させていく会社にとり有益であることを十分に示していません。</p>	
弁護士 魚住泰宏	<p>原案では「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」を問題にするかのような記載が見受けられるが、これと「加入者回線網を保有する電気通信事業者」とは異なるものであり、独占禁止法の適用にあたっては、「相対的に高いシェアを有する事業者」のみ特に厳格に適用されるとする根拠は見出し難いことにも留意すべきである。</p>	<p>独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にする。</p>

(11) 指針の定期的な見直し

意見提出者	意見	考え方
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	個々の事象への適用にあたっては、スピーディな事業運営、サービスの早期提供を阻害しないように運用するとともに、ガイドラインを画一的に適用するのではなく、ケースバイケースで判断していただきたいと考えます。また、今後のガイドラインの見直しにあたっては、電気通信分野は技術革新や市場の変化が著しいことを考慮し、弾力的に見直していただきたいと考えます	電気通信事業分野の競争環境の変化が速いことも踏まえ、1年にとらわれず、必要とあれば随時、機動的に見直すこととしており、この旨を明記する。
中部テレコミュニケーション株式会社	本指針が公正な競争の促進に関するガイドラインであることに鑑みれば、常に市場環境に合致した内容となるよう、随時見直しがなされるとともに、その内容の実効性が確保される運用が不可欠であると考えます。	
中部電力株式会社 (経営戦略本部)	「指針 - 第1 指針の必要性」に示されているとおり、電気通信事業分野における市場の変化や技術革新の速度は大変に速く、市場構造そのものも動的に変化していくことが予想される。このため、電気通信分野における規制は、従来の硬直的な法制度では十分な対応が期待できない。 本指針についても、今後予測されるすべての行為を網羅したものではないことは明らかであり、明確性を維持しつつも、状況変化に応じて、随時見直しを行っていくべきである。以上から、「見直し」に関する規定の明文化を要望する。	
米国司法省	新たな、あるいは予想不可能な行為、商品、市場状況やビジネスモデルはいつでも出てきますが、だからこそ当局が、指針案に特に含まれていないが反競争的慣行に対して執行を実行していき、そして経験を重ねて指針を改訂していくという意志を示すことが大切なのです。	
KDDI株式会社	本ガイドラインの毎年度見直しを実施していただきたいと考えます。 公正取引委員会及び総務省におかれましては、今回ご提示いただいたガイドラインにつきまして、正式にリリースされた後は、支配的事業者による反競争的行為の実例や運用実績等を踏まえ、毎年度見直していただきたいと考えます。	
日本テレコム株式会社	市場の変化や事例の積み重ねに対応するために、本ガイドラインを定期的に(例えば年に1回)見直すことを明記していただきたいと考えます。	
イー・アクセス株式会社	指針の見直しについて 本指針の事例については、毎年更新して具体的事例および処理実績を公表することで反競争的行為に対するセーフガードを高めていくことも重要ですので、1年ごとに見直ししていただけますようお願いいたします。	
東京通信ネットワーク株式会社	本指針の見直しについて 本指針につきましては、正式に公表された後は、市場の競争実態を踏まえて、毎年度見直していただきたいと考えます。	

(1 2) 規制強化の回避

意見提出者	意見	考え方
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信事業法又は既存のガイドラインにより定められたルールを強化するものと解釈できる記載があるが(例:7頁 第1.1(2)(注3)、19頁 第2.1(2)(注20)、35~37頁 第3.3(6)) 法律の範囲内の指針とすべきである。特に柔軟な料金設定を阻害する規制(25頁 第3.1(1)、31頁 第3.3(2)イ、35頁 第3.3(5)(イ))は、利用者の選択肢を狭めるものであり、利用者利便を損なう。	○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2に明記した。
NTTドコモ株式会社	事業法で規定された範囲を超えた規制は不適切である。	
株式会社 ケイ・オプティコム	弊社は、競争促進のためには、市場支配的な電気通信事業者に対抗できる新規電気通信事業者の育成が重要であり、そのためには、「市場支配的な電気通信事業者」には「規制の強化」、「それ以外の電気通信事業者」には「規制の緩和」が必要であると考えております。中でも、事実上の市場独占状態となっている加入者系事業分野において、加入者回線網を自ら構築・保有する新規事業者の育成が非常に重要であるため、このような新規事業者の育成が妨げられるような「規制の強化」はあってはならないと考えております。	独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を、より明確にした。

(1 3) 卸電気通信役務の提供について

意見提出者	意見	考え方
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	卸電気通信役務については、(1)電気通信事業法上個別の契約及び契約約款ともに事前届出制とされており、そもそも提供の義務はないこと、(2)卸電気通信役務の提供判断については、提供に当たり必要となるシステム開発、既存サービスに与える影響等事業者の経営判断に委ねられるべきであることから、卸役務を提供しないこと自体が、独占禁止法上の問題には当たらないものであることを確認させていただきます。	独占禁止法は、事業者の行為が競争に及ぼす影響の程度を判断し、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある場合に事後的に規制するものである。卸電気通信役務は、電気通信事業法において比較的自由に事業活動を行える分野であるが、これについて独占禁止法が適用されることは、まさに、規制のない事業分野において競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるところではない。
NTTドコモ株式会社	卸電気通信役務は、事業法上「一般利用者向けサービスより緩やかな規律」(P.27)を前提に導入されたものであり、整合性確保の観点からも、料金制度や契約約款制度とは異なるレベルで指針上扱うのが妥当である。ここで、独禁法上問題となる行為として、情報の不十分な開示や、手続の遅延、更には、情報の流用等詳細にわたり規定するのは不適切である。指針への記載の是非を含め見直していただきたい。	

(14) 重要施設へのアクセス

意見提出者	意見	考え方
英国政府	12. また、支配的事業者に義務を課する場合、新規参入者が公正に競争できるように必要なのは、重要施設への接続アクセスやネットワークの使用権限ばかりでない点が、ガイドラインに反映されていなければならない。新規参入者は、非差別的なベースで、オペレーショナル・サポート・システム(OSS)、シグナリング・インフォメーション、技術的基準に関する情報など、付随的なサービスへのアクセスを必要とする。こうした広範囲かつ重要なサポート施設へのアクセスを拒絶、あるいは、遅延することで、支配的事業者は、新規参入者の効果的な競争能力に深刻な影響を与えることができる。従って、ガイドラインが、公正取引委員会、あるいは、総務省が取り組む反競争的行為のみを定義するとして、文字どおり解釈されないことが重要である。	市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、OSS等の利用を拒絶等することにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入が阻止され、又は、その事業活動が困難となる場合には独占禁止法上の問題を生じると考えられる。
米国司法省	この指針案は再販サービスや相互接続、アンバンドル化された要素を獲得しようとする競争事業者の独占的既存事業者のOSSへのアクセスに関する取り扱いが省かれています。OSSは、事前請求・請求・提供・メンテナンスおよび修理に必要なシステムやデータベースとして、かつて既存事業者が顧客に提供していた電子システムです。OSSは第III章2で言及されているようにも見えますが、それは強制的義務としては取り扱われていません。米国の経験では、地域市場へ効果的に参入するために卸売サービスへの事前請求、請求、提供及び保守に関する情報への非差別的なアクセスが非常に重要であることがわかっています。OSSへの明確な言及はこの指針に含むべきであり、支配的事業者のOSSへの非差別的なアクセスの拒否は独禁法及び電気通信事業法上高い問題とみなすべきです。	

(15) その他

意見提出者	意見	考え方
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	2. 他の懸念は訴訟手続です。仮にある企業が被害を受けたと思い、訴状を提出した場合、そのあと、どのような種類の訴訟手続があるのでしょうか。両省向けのノーアクションレターガイドラインのもとにおいても、ガイドラインに基づく訴状に対して、回答が来る時期についての特定のスケジュール表がありません。全面的な調査が必要な場合、弊社であれば、各機関に対し、申立て人と明確な意思疎通を急ぎ、予想される結果につき話し合うよう依頼します。公式のスケジュールを公表していただければ大変ありがたく存じます。原告が、訴状をどの機関に提出するかを知るにはどうすればよいのでしょうか。どのような証拠が必要でしょうか。この点について更なる詳細な情報をいただきたいと思えます。	独占禁止法上の問題については、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に基づいて処理する。公正取引委員会が設けている事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律(独占禁止法、下請法及び景品表示法)の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである(「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照)。
株式会社アイ・ピー・レポリューション	(4) また、実際に、今回の本指針から逸脱した場合において、官庁が具体的にどのようなアクションをとるのか不透明です。	指針において独占禁止法上問題となるとされている行為が行われた場合、公正取引委員会は、独占禁止法に基づいて排除措置等を行うこととなる。
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	<u>ガイドラインの適用について</u> 個々の事象への適用にあたっては、スピーディな事業運営、サービスの早期提供を阻害しないように運用するとともに、ガイドラインを画一的に適用するのではなく、ケースバイケースで判断していただきたいと思えます。	指針において独占禁止法上問題となるとされている行為が行われた場合、公正取引委員会は、当該行為の競争への影響、市場の実態に即して、独占禁止法に基づいて排除措置等を行うこととなる。

パブリック・コメントに対する考え方（各論）

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成				
第1 指針の必要性				
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。」	本指針における独占禁止法の部分と電気通信事業法の部分との関係を明確にし、矛盾や二重規制を防止するため。 (修正案) 本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにすることも目的としており、本指針において電気通信事業法上問題となる行為に該当しない場合には独占禁止法上の問題も生じないのが原則である。	○ 電気通信事業法により制限されない行為により電気通信事業分野の競争が実質的に制限されるなどの場合については、規制のない分野における事業活動と同様、競争の一般ルールである独占禁止法の適用を受けるのは当然のことである。一律に電気通信事業法上問題となる行為に該当しないことをもって独占禁止法上の問題が生じないとはできない。
第2 指針の構成と基本的考え方				
2	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	(全般)	2. 指針の構成と基本的考え方 このセクションにおいて、公正取引委員会の活動範囲について言及されています。各諸外国の競争当局と比較して、その権限がまだ控えめであるといわざるを得ません。強力な調査権限と実施能力の必要性は、欧州をはじめとする世界各国の競争当局と規制機関により、ますます認められてきています。その結果として、各国においては、特に市場支配力のポジションを濫用するような企業の行為に対しては、十分な罰金を課すことを通してその権限の強化に動いています。 例えば、欧州の当局は強大な調査権限を持っています。ECは「企業及びその企業の関連団体に対して、全ての必要な調査を実施する」(注3)としており、事業所への抜き打ち検査や、業務記録からの証拠の押収などを実施する権限を含んでいます。ECはまた、EC条約の81条(競争制限的な行為及び共謀)及び82条(ドミナントの地位の乱用)に違反した場合には、大変深刻な違反行為として、EUでの総売上の10%を上限とした課徴金を課すことができるとされています。 英国においては、1998年競争法により、OFTELとOFTに対して同様な調査権限が与えられています。これらの機関は、UKにおける総売上の10%を上限に課徴金を課すことができます(その侵害のあった年の売上から最大3年間を上限に適用されます) (注3)規則17/62第14条 米国においては、課徴金を課すシステムは深刻な反競争行為を犯した責任者に対して投獄の脅威を与えることを伴っています。これは、英国(注4)においても特に市場の共有や価格操作などの行為に関しては、犯罪者の拘束は競争法の施行を補助するものであるとして、その導入が考慮されているところです。 (注4)DTI 2001年7月31日付白書「生産性と企業：世界レベルの競争体制」	○ 電気通信事業分野に限らず、公正取引委員会組織全体の在り方、独占禁止法の執行の在り方の検討において議論されるべき問題であると認識している。
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「については、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、 <u>独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。</u> 」	電力取引・ガス取引の指針と同様、独占禁止法及び電気通信事業法との間で整合性を保証すべきであるため。 (修正案) については独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、 <u>相互に連携することにより、電気通信事業法及び独占禁止法と整合性のとれた、適正な電気通信市場における取引についての指針を示したものである。</u>	○ 公正取引委員会と総務省との相互連携については、 <u>で記しているところである。</u>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
3	エヌ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>「(注2) 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう(電気通信事業法第2条第3号)。また、電気通信役務市場は、<u>地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等により重層的に構成されるものである。これらの市場は、例えば、サービスの機能及び効用が同種と認められるサービスごと、取引の地域ごと、取引先との関係等から相互に競争関係にあると認められるサービスごとに画定される。</u>」</p>	<p>記載された市場以外に国際通信サービス市場があると考えられるため。 (修正案) (略)長距離通信サービス市場、<u>国際通信サービス市場</u>、移動体通信サービス(略)</p>	<p>○「国際通信サービス市場」も市場の例示に追加した。</p>
3	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>第2.2.(3)(3ページ)の注2において、電気通信サービス市場の定義が記述してあります。この注書きには、「電気通信サービス市場には、地域通信サービス市場、長距離通信市場、移動体通信サービス市場、そしてデータ通信サービス市場」が含まれるとの記述があります。反独占的規制の目的にとって、関連するプロダクトとサービス市場を定義することは、ドミナントな事業体を規制したり、与えられた市場において競争のレベルを計算すること、あるいは、合併の効果を判定するためには当然のことです。関連市場テストは、ある事業体が市場支配力を持つかどうかを決定することにおいて、幾つかの要因を提供する一つの手法です。</p> <p>EUにおいては、例えば、電気通信における幾つかの関連した市場領域が、以下のものを含んで定義されています(注5)。</p> <p>国際音声サービス 法人向け高度通信サービス 標準化されたパケット交換データ通信サービス 国際伝送容量再販 音声会議 衛星サービス 高度グローバル通信サービス 番号案内サービス インターネットアクセスサービス 国際間移動ユーザに対するシームレス汎ヨーロッパ移動通信サービス 顧客(注6)</p> <p>市場の定義の重要性は数多くの競争当局や司法当局により認められているところです。例えば、この市場の定義における告知において、EC(注7)は次のようにコメントしています。 「プロダクトと地理的な拡大の双方において、関連する市場の定義は、競争の事例を評価する場合に決定的な影響を与える」</p> <p>(注5)しかしながら市場の定義は時の経過とともに変化する可能性があるということをC&Wとして特に申し上げておきたいと思っております。したがって、大切なことは、現存の市場の定義は、その有効性および、その、検討中の地理的な市場における諸条件との整合性を確認するため、再検討されるべき、ということです。 (注6) http://europa.eu.int/ISPO/infosoc/telecompolicy/en/com2001-175-5en.pdf 参照。 (注7) 関連する市場の定義における告知は、共同体競争法(1997年)OJ C372/5のためのものです。</p>	<p>独占禁止法の適用に当たっては、市場は、画一的に画定されるのではなく、その実態に即して画定されるものであり、その旨を指針に明記した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	米国司法省		<p>電気通信役務市場の定義</p> <p>第I章第2.2(3)にある注2において「電気通信役務市場」の定義があり、この指針案の適用範囲を示すため4つの明確な市場が特定されています。しかしながら、明確な卸売及び小売市場、送信、着信などの個々の役務タイプまた、固定間の接続、固定から携帯への接続、固定及び携帯の多種多様な小売役務などさらなる市場の追加の余地についてこの定義は認めていません。さらに、それら4つの市場を特定することは役立つものではありませんが、ある特定の段階で注意深く状況を経済的に分析した後ではこの認定された4つの市場定義はあまりにも広すぎるといえる可能性もでてくるでしょう。そのため、このガイドラインの適用範囲に他の市場が含まれる可能性があるということを定義上明らかにしておくべきであります。</p>	
	欧州委員会代表部		<p>市場の定義に柔軟性を持たせ、その定義が予め前もって設定されないようにできませんか？</p> <p>指針の2.2.3では公正取引委員会が4種類の市場の定義を予め前もって設定しているようです。しかし、欧州委員会の担当総局は、市場は決して予め前もって定義すべきものではないと考えます。予め、前もって定義すると、実際の市場に対応せず、特定の市場を明確にできないこともありえます。例えば、2.2.(3)では4種類の電気通信事業が挙げられていますが、衛星電気通信事業については触れられていません。</p>	
4	KDDI株式会社	<p>「(注3) 独占禁止法においては、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般的に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。」</p>	<p>競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするとき、その行為主体は支配的事業者であると考えます。よって、非支配的事業者が含まれないことを明確にするため、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>「(注3) 独占禁止法においては、・・・，行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者及び既存の非支配的事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般的に軽微であり、また固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。」</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
1	株式会社 ケイ・オブ ティコム		<p>1. 指針（原案）に対する意見・要望 （1）「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成」 （意見）</p> <p>本指針を運用する事業者が、主として電気通信事業者であること、また、「本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする～」という観点から作成していることを鑑み、指針全体を通じて、対象とする電気通信事業者が明確となるよう、「相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者」を「市場支配的な電気通信事業者」に統一し、電気通信事業法上で運用することを示す必要があると考えます。以下に例を示します。</p> <p>用例1 第1 指針必要性 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するに十分な競争が進みにくいこと</p> <p>用例2 第2 指針の構成と基本的考え方 2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方（注3） -途中割愛- 例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。</p> <p>用例3 第2 指針の構成と基本的考え方 3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方（注4） 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第37条の2第1項の規定により総務大臣から指定を受けた第一種電気通信事業者及び第38条の2第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者をいう。</p>	<p>○ 「相対的に高いシェアを有する事業者」は、独占禁止法上の問題の有無を判断する際に用いている用語であり、独占禁止法は競争に与える影響を判断して適用するものであることから、電気通信事業法で定義される用語である「市場支配的な電気通信事業者」に統一することはできない。</p>
4	KDDI株式会社	<p>また、<u>本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる。</u></p> <p>また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を必要に応じて見直すこととする。</p>	<p>支配的事業者による反競争的行為の実例や運用実績等を適宜反映し、本ガイドラインの実効性を担保する観点から原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案） 「また、公正取引委員会においては、・・・その蓄積を反映させる形で本指針を毎年度見直すこととする。」</p>	<p>○ 電気通信事業分野の競争環境の変化が速いことも踏まえ、1年毎にとらわれることなく、必要があれば、随時機動的に見直していくこととしており、その旨を明確にした。</p>
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		<p>問題となる行為のみを列挙して許される行為を確定しないのでは事業者を萎縮させるだけであり、事業者が安心して行動できる範囲を明示すべきであるため。（電力取引、ガス取引における指針では、望ましいと考えられる行為を示した上で、問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には問題とならない旨例示するという構成になっている。）</p> <p>また、本指針は事業者が事業を行う上でのまさに「指針」であり問題のある事例等の追加・修正にあたっては、パブリックコメントのを行った上で追加・修正を行うべきであるため。</p> <p>（修正案） （略）<u>なお、本指針において問題となる行為として列挙された行為類型を避けることにより、独占禁止法違反に問われる事態を未然に防止し、安心して経済取引を行うことができる。</u></p> <p>また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、（略）その蓄積を反映させる形で本指針を必要に応じてパブリックコメントのを行った上で見直すこととする。</p>	<p>可能な限り、問題となる行為の記述の明確化を図るとともに、問題とならない場合の例示を追記した。</p> <p>○ 修文はできないが、公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる行為の追加や削除等指針を実質的に変更する場合には、原案をパブリックコメントの付すこととしている。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	欧州委員会 代表部		<p>日本がWTOで行なった公約した従って、例えば、移動体通信サービス事業者などを含むあらゆる主要な事業者の競争制限的行為を明確に禁止することはできませんか？</p> <p>指針では、(とりわけ相互接続や業務提供に関して)いくつかの主要な事業者が漏れている例が多く見られるようです。すなわち、限られた事業者のみを対象とする時には、加入者回線を保有する事業のみを対象としているようです(市場力の概念に基づく場合も含む)。</p>	<p>原案において、「本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる」と記しているように、本指針に記載されていない行為であっても、競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある行為に対しては、独占禁止法を厳正に執行していくこととしている。</p>
	ボーダーフォン ジャパン		<p>5.6 不当な差別的条件</p> <p>ボーダーフォンは、以下の項目に関連する不当な差別を防ぐため、既存の事業者に対する不当な差別的条件を国際的なベストプラクティスに沿って強化することが必要であると考えています。</p> <p>料金 提供のタイミング サービスの質 サービスの機能性 故障の取扱いと修理 情報の提供 事業者間の発注および接続提供の利便性と容易性 顧客インターフェースの容易性と利便性</p>	<p>指針原案においては、独占禁止法上の差別対価及び差別的取扱いに該当し排除措置の対象となる行為について、各種記載しているところ。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
独占禁止法上及び電気通信事業法上問題となる行為				
第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野				
1 独占禁止法における考え方				
6	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	(全般)	<p>独占禁止法上または電気通信事業法上問題となる行為 第1 電気通信設備の接続及び共用に関する分野 1) 独占禁止法における考え方</p> <p>再度、弊社といたしましては、脚注の1及び2に示したように、市場支配力はエッセンシャルファシリティの占有からのみ引き出されるものではありません。C&WIDCは市場支配力の分析が数多くの要因を必要とし、市場シェアのような画一化した指標や、簡便にすることはできないということを強調したいと思います。上記に概観したように、他の要因は市場支配力を評価するために、シェアとともに考慮されることが必要になります。例えば、参入障壁によって特徴づけられた市場の範囲は、どの参入者がドミナントポジションを持つかがどうの決定においてキーファクターです。</p> <p>日本の電気通信市場においては、顧客と競争事業者に独立に行動できる能力のある他の事業者が存在します。これらのガイドラインは、エッセンシャルファシリティの所有だけでなく、市場支配力のある事業者についても適用されるべきです。本章の第1.1.(2)において、移動体通信サービス事業者の保有する通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと同様に認められるものではない、と言及しています。これが客観的に正しいのであれば、日本における移動体通信市場に重要な参入障壁があり、それは免許そのものということになります。ネットワークの建設は、免許の公布後にしかできません。日本においては、周波数は有限な資源であるという見込みの元に、移動体の免許の数はすでに制限されています。一つの例として、香港では約10社の移動体やページング事業者があり、これは、技術が周波数を豊富なものにしたことにより実現したことに注目すべきです。日本における制限要因は解放されようとしており、移動体事業者は今や金の成る木となっています。新規参入者は事業免許を取得できません。これが、移動体ネットワークを正当なコストでアンバンドルすべきだという理由です。</p> <p>本章の脚注6は、関連会社や子会社について参照しており、異なった事項であると一般的に理解されています。この目的や総務省/公正取引委員会が公表する他の道具のために、弊社といたしましては総務省/公正取引委員会殿に対してより明確なこれら2つの言葉を提案します。これらは独禁法や事業法には明確になっていません。定義は、ドミナントキャリアと、そのグループ会社に必要となるファイアーウォールのためには重要となります。よい定義というものは、また新たな事業にドミナントキャリアが拡大するためのルールにより管理するために必要となります(注12)。ここで、かなりの半競争的な行為が行われる可能性があるため、ドミナント事業者とその関連会社の関係はきわめて慎重に扱われるべきです。</p> <p>(注12)弊社といたしましては、このガイドラインが、NTTグループの事業拡大に関するガイドラインと調和をとり、調整のうえで作成されることが極めて有益である、ということも申し上げたいと思います。同一のテストを、例えばドミナンスおよび関連するプロダクト市場について採用することにより、一貫性が確保され、重複的な規則のできる可能性を減らすことになるでしょう。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
9	中部テレコミュニケーション株式会社	<p>「（注1）例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「加入者交換機」という。）加入者と加入者交換機を連結する電気通信回線（以下「加入者回線」という。）加入者交換機からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継交換機」という。）加入者交換機と中継交換機の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。」</p>	<p>「相対的に高い加入者シェアを持つ電気通信事業者」は、その対象となる事業者が明確でないため「一定のシェアを有する支配的電気通信事業者」としていただきたい。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>
6	KDDI株式会社		<p>競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするとき、その行為主体は支配的事業者であると考えます。現状、ISDN回線を含め6000万の電話加入者回線を擁するNTT東西地域会社の地域網とその他の事業者の加入者回線網を同列に論じることが、市場への影響力等の観点から適当ではないと考えます。市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。よって、非支配的事業者が含まれないことを明確にするため、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案） 「（注1）<u>支配的事業者</u>が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。・・・」</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	米国司法省		<p>必要不可欠な設備（エッセンシャル・ファシリティーズ）</p> <p>第2章第1．1（1）にある注1には相互接続の拒否による競争上の効果を決定する目的で、「必要不可欠」だと考えられる設備を列挙してあります。このエッセンシャル・ファシリティーズ議論は固定電気通信における市場支配力の原因の重要性を反映しており、特定の設備に限定はしていませんが、色々な種類の固定設備（メタル及び光ファイバ回線ともに）が「必要不可欠」であることが認められるという可能性を残しています。携帯と固定網を区別することによって、高い市場シェアを持つ携帯電話通信サービス提供者によって保有されている設備が「必要不可欠」でありうるという可能性も残しています。しかしながら、市場と技術が変化するにつれ、この列挙されたものの幾つかは、いつかの時点で必要不可欠でない施設になる可能性もあることをここで付け加えておきます。</p>	<p>指針原案においては、固定系の加入者回線網を不可欠な設備と例示し、これに対する接続の拒否等が競争に与える影響が大きいとの認識のもと、独占禁止法上問題となる行為を示している。係る設備が事業を行うに当たって不可欠か否かは、市場や技術の変化に対応して判断すべきことは当然であると考えており、その変化に応じて独占禁止法を適正に運用していくこととしている。</p>
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		<p>電気通信事業法施行規則，事業用設備規則にある用語の定義と同じ内容であれば，その用語に合わせるべきであり，また，定義が異なるのであれば，その定義を明らかにすべきであるため。</p> <p>（修正案）</p> <p>加入者回線網とは，加入者から最も近い交換機（以下「<u>端末系交換設備</u>」という。），加入者と<u>端末系交換設備</u>を連結する電気通信回線（以下「<u>端末回線</u>」という。），<u>端末系交換設備</u>からの（中略）<u>端末系交換設備</u>と（以下略）</p> <p>【以下，同様の表現について同様の修正】</p>	<p>○ 指摘のとおり、「加入者交換機」「端末系交換等設備」に修正。なお，併せて、「加入者回線」「端末回線」「中継交換機」「中継系交換等設備」に修正（いずれも，事業法用語に統一。）</p>
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		<p>不公正な取引方法の一般指定においては公正競争蘇我以西について「不当に」または「正当な理由がないのに」の用法が用いられているが，本指針案の独占禁止法部分においては定義が明確でない「合理的理由がなく」という用語を用いて指針を不明確なものにしている。一般指定の用法を用いて厳密に「不当に」と「正当な理由がないのに」とを使い分けていただきたい。</p> <p>（修正案）</p> <p>（略）相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が，不当に（注3），他の電気通信事業者に対し，その保有する加入者回線網の接続（注4）や<u>これに伴う</u>コロケーション（注5）の取引を拒絶し，（略）</p>	<p>○ 原案では、「合理的な理由なく」を行うことにより，競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」（昭和57年公取委告示15号）における「不当に」と同義で用いているが，構成要件に即して，「合理的な理由なく」を削除し，「上記のような行為により公正な競争を阻害するおそれがある場合には，不公正な取引方法に該当し，」に修正した。</p> <p>また，独占禁止法上問題となる行為を例示している箇所では，原則として「合理的な理由なく」との用語を使わずに，問題とならない場合を注に記したり，「不当に」を用いることで，分かりやすく修正した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
6	KDDI株式会社	<p>「このような状況下で、例えば、<u>相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、合理的な理由なく(注3)、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続(注4)やコロケーション(注5)の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者(注6)に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの(注7)であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為は、一般に公正な競争を阻害するおそれがあり、原則として不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。」</u></p>	<p>原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「…、例えば、<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が、合理的な理由なく(注3)、他の電気通信事業者に対し、…</u>こととなる。」</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>
6	日本テレコム株式会社		<p>【弊社意見及び要望】</p> <p>・ 「市場支配的な」という文言を追加して「相対的に高い加入者シェアを有する市場支配的な電気通信事業者」「相対的に高い加入者シェアを有する市場支配的な移動体通信サービス事業者」としていただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>当該行為の問題性は、単にシェアの高低によって決定されるものではなく、総合的な市場支配力の有無によって決定されるものと考えます。なお、市場支配的とは、高シェアを有している等の様々な理由により、利用者に対する価格決定力が強いことに加えて、接続料金等の価格設定を通じて、接続する他事業者の収益へ及ぼす影響が大きい</p> <p>競争事業者が提供するサービスへの影響度が高い</p> <p>というように、市場に多大な影響を及ぼしている事業者が存在していることから、新規事業者の市場参入が困難であったり事業の継続が困難になったりすることで、公正競争が阻害されたり、利用者利益が損なわれるおそれ強い状態を指すと考えます。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
6	N T T ドコモ株式会社		<p>該当箇所の趣旨並びに文脈上「固定系加入者回線網」との接続に限定される。 （修正案） このような状況の下、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、合理的な理由なく、他の電気通信事業者に対し、その保有する固定系加入者回線網の接続やコロケーションの取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるものであり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</p>	<p>不可欠設備を有する電気通信事業者に限定することにより、明確化した。</p>
6	N T T ドコモ株式会社	<p>「移動体通信サービスを行う際には相対的に高い加入者シェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、相対的に高い加入者シェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。」</p>	<p>接続義務については、全一種電気通信事業者に適用される義務として、シェアの多寡により左右されるものではないと認識している。加えて、接続や共用については事業法で詳細に規定されているところであり、実際、正当な理由のない接続拒否等は行えない状況にあることから、独禁法上の問題が生じる可能性は乏しいと考えられる。 特に不可欠設備（essential facility）でない移動体設備に係る接続等を独禁法上ただちに問題とするのは適切でない。 （修正案） また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なもの一概に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。</p>	<p>○ 「指針原案のとおり、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なもの一概に認められるものではないが、移動体体系の新規参入者が、相対的に高い加入者シェアを有する移動体体系の電気通信事業者との接続を拒否され、当該事業者の顧客との通信が不可能となる場合には、新規参入者の通信サービスの提供範囲が限定されることとなるため、その事業活動を困難にさせるおそれがあるものと考えられる。このことから、当該行為が独占禁止法上問題となり得ることを明確にしたものである。</p>
7	N T T ドコモ株式会社	<p>「（注3） 接続を拒否し得る合理的な理由としては、技術的に接続を行うことが不可能又は困難である場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断されるものである。」</p>	<p>接続を拒否し得る合理的な理由は、事業法及び省令で定められているところであり、独禁法と差異を設ける必要がないことから、これらを明確に記載すべき。 P7 第1 2(1)ア「第一種電気通信事業者の接続義務等」においては、事業法及び省令の接続拒否事由を明記している。 （修正案） 接続を拒否し得る合理的な理由としては、以下に示す場合が考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断されるものである。 <u>電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合。</u> <u>当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがある場合。</u> <u>電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。</u> <u>電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である場合。</u></p>	<p>原案では、「合理的な理由なく を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」（昭和57年公取委告示15号）における「不当に」と同義で用いているが、「合理的な理由なく」との用語を使わずに、電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない旨注記し、明確にした。</p>
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		<p>電気通信事業法第38条では拒否し得る場合を明確に定めているにもかかわらず、独占禁止法では「これらの主張が認められるか否かはケースバイケースである」とされるのは二重規制・規制強化となるおそれがあるため。 接続を拒否することが不当とは言えない場合とは、<u>電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき、電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき、電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置または改修が技術的又は経済的に著しく困難なとき、</u>である。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
7	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社		・接続を拒否し得る合理的な理由としては、電気通信事業法第38条及び省令に定められているところであり、独占禁止法との差異を設ける必要はないものと考えられることから、下記の事項を明確に記載すべきと考えます。 （修正案） 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき 当該接続が、当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき 接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき	原案では、「合理的な理由なく を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」（昭和57年公取委告示15号）における「不当に」と同義で用いているが、「合理的な理由なく」との用語を使わずに、電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない旨注記し、明確にした。
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「（注5）コロケーションとは、接続を受ける者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。」	コロケーションについて電気通信事業法上規定されているのは第一種指定電気通信設備を設置する事業者についてであり、独占禁止法に関する部分もこれとの整合性を図るべきであるため。 （修正案） コロケーションとは、 <u>加入者回線網への接続を受ける者に対して</u> 、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。	○ 加入者回線網への接続に伴うコロケーションであることを明確化した。
	中部電力株式会社（通信事業グループ）	「（注6）自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。」	3 関係事業者の定義の明確化について 関係事業者とはいかなる者をいうのか、指針ではまったく触れられていない。電力会社、鉄道事業者および電気通信事業者においては、取引のある会社や資本関係のある会社が非常に数多くあるが、何をもちいて関係事業者として扱うべきか、基準が示されていないため、このままでは実務上混乱を招く。このため、指針において、関係事業者を具体的かつ明確に定義していただきたい。	「自己の関係事業者」は、原案7ページ（注6）において、「自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう」と定義しており、株式所有関係による場合を例示しているが、それ以外の関係による場合も当該定義に該当する。
	米国司法省		関係事業者の定義 第2章第1.1(2)にある注6には「関係事業者」が、独占的電気通信事業者が相互接続取引きにおいて「関係事業者」に有利に取り扱い、競争事業者を差別していないかどうかを判断する目的で、定義されています。しかしながら、この定義は株式所有権を通じて経営を管理し影響を与えるものに限定されています。「関係事業者」の定義はある会社に他の会社の政策に実質的な影響を与える力を与えそうな実質的な内部株式保有、兼任役員あるいは他の財政的あるいは事業関係まで拡大すべきであると考えます。この拡大定義は第2章第1.3(1)イ.+(コロケーションに係る行為)や同(1)ウ(接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為)など、「関係事業者」について議論している指針案の全ての部分に適用すべきです。	「自己の関係事業者」は、原案7ページ（注6）において、「自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう」と定義しており、株式所有関係による場合を例示しているが、それ以外の関係による場合も当該定義に該当する。
7	KDDI株式会社	「（注7） <u>加入者回線網を保有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより</u> 、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。」	個別事項(4)から原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 （修正案） 「（注7） <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が</u> 、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による・・・。」	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
	東京通信ネットワーク株式会社		「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」について（P6～） 第 章「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」における独占禁止法上問題となる行為では、全ての電気通信事業者を主語とされている箇所があります。 指針原案に次の記載があることから、独占禁止法上は競争への影響を勘案し、電気通信事業法上では市場支配的な電気通信事業者が競争に与える影響が大きいと認識していると、弊社では理解しています。	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
7	N T T ドコモ株式会社		<p>該当箇所の趣旨並びに文脈上「固定系加入者回線網」との接続に限定される。 （修正案） 固定系加入者回線網を保有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。</p>	○ 「不可欠設備を有する電気通信事業者」に修文することにより明確化した。
7	ポーターフォンジャパン	個別具体的行為	<p>5.4 ネットワークの変更 標準の設定はネットワークにおけるインターオペラビリティ(相互運用性)と消費者の信頼を保証します。技術の進歩に伴い、ネットワークと機器の相互接続およびインターオペラビリティの重要性が高まり、複数のサービスとネットワークへのアクセスに対する顧客の要求がさらに高まることとなります。</p> <p>新規参入事業者は、既存事業者の地域ネットワークと自社のネットワークを相互接続し、相互運用する必要があります。そのため既存の事業者は、業界の技術およびインターフェースにおけるデファクトスタンダードを設定する支配力を持ち、この支配力が反競争的な目的に利用されるインセンティブとなっています。このようなインセンティブは以下の2つの項目で見出されます。</p> <p>ユーザー端末(CPE) すべての規制制度では通常、安全性とネットワークの中断を防ぐためにCPEの型式承認を義務づけている。既存の事業者は自社のネットワークに接続されている顧客所有の機器(他の機器経由で接続されているものを含む)の技術標準を決定する責任を担っている。既存の事業者は地域電話回線の大多数を所有しているため、事実上、顧客が所有する機器の技術標準を設定していることになる。これは、既存の事業者の技術標準に合致しない機器は販売できないためである。</p> <p>ネットワーク・インターフェース標準 大多数のネットワーク事業者は既存の事業者のネットワークに相互接続するため、既存事業者は相互接続のインターフェースと接続に関連したその他の機器の標準をも設定していることになる。</p> <p>標準の設定は高度な技術的性質を有するため、標準に対する既存事業者の支配力がもつ競争上の重要性と、競争のプロセスを歪めるために標準を利用する能力が不透明になる可能性があります(注28)。 (注28) 米連邦通商委員会(FTC)競争局政策評価室副室長デイビッド・バルト(David Balto)「ネットワーク経済における基準の設定」(Standard Setting in a Network Economy)2000年2月17日、4ページ。OFTEL「電話網を通じたサービスの相互接続とインターオペラビリティ 通信局長ステートメント」(Interconnection and Interoperability of Services over Telephone Networks)1998年4月、7~8ページでは、既存の事業者が顧客のネットワーク標準に与える影響の可能性について、同様な点を指摘し次のように述べている。「顧客は、CPEが、接続先のネットワークに関係なくサービスにアクセスできることを必要としている。現在接続されているネットワーク以外のネットワークとの互換性を持たないCPEの使用は、顧客が他のネットワーク・プロバイダーに移行するのを思いとどまらせることになる。したがって顧客に提供される選択肢が制限され、ネットワーク事業者の競争力が阻害される。これは、市場支配力を有する事業者にとっては、顧客ネットワークのインターフェースの使用をネットワークのレベルで支配し、顧客を自社のネットワークに固定(lock in)する誘因となることを意味している。市場支配力を持たない事業者は、CPEメーカーが採用する標準に不当な影響を及ぼすのに十分な購買力を持たないため、このような戦略を実施することができない」</p> <p>「標準の設定は、以下の2つの要因によりネットワーク業界において不可欠な役割を果たす。</p>	独占禁止法は、具体的行為について、競争に及ぼす影響の程度を判断して、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものであり、不利な取扱いや差別的な取扱いそれ自体を禁止するものではない。御指摘の事例は、これにより競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせる場合には、第3の3(1)アに該当する行為となる。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
7	ボーダーフォンジャパン		<p>消費者の期待とインターオペラビリティ 消費者の期待は既存もしくは新興のものであるかを問わず、ネットワーク運営の成功に不可欠である。ネットワークがどの程度の市場支配力を有するかは、同じネットワークの他利用者の予想される行動に対する利用者の期待による。消費者がネットワークに投資することに不安を抱けば、消費者からの支持が不十分になり、そのネットワークの運営は失敗ということになる。特定のネットワーク技術が採用されることを消費者に保証することにより、標準がこれらの懸念を緩和する可能性がある</p> <p>インターオペラビリティ あるメーカー製品の通信容量または補完的な競合製品とのインターフェースにおける適応能力もまた、ネットワークの成功において不可欠な役割を果たす。どのネットワークも「孤島」ではありえず、ネットワークは補完製品のメーカーとの提携に依存しなければならない。インターオペラビリティは多くの IT 製品の中核的な機能であり、モデムや携帯電話などのネットワーク製品はインターオペラビリティの標準に大きく依存している。インターオペラビリティ標準もまた、補完製品メーカーによる、ネットワークの失敗への懸念を払拭するうえで不可欠な役割を果たす</p> <p>独占的事業者は通常、規制当局とサービス提供者の二役を果たしてきました。しかし、既存の事業者から標準設定の責任を除去することが、通信における競争を自由化するうえでの最も基本的小および普遍的に容認されている措置の一つとなっています。競争的な環境では、標準の設定はその性格上多面的であり、単独の当事者による公式または非公式な支配外で行われなければなりません。</p> <p>したがって、大多数の規制制度には、以下を保証するためのルールが含まれています。</p> <p>既存事業者は意思決定を不当に遅らせたり、妨害してはならない(事前にプロセスについての合意と意思決定のスケジュール設定を確実にする)</p> <p>既存事業者は、主要な相互接続と顧客向けインターフェースについての重要な変更を行う場合は、事前に通信業界に十分な通知を行う。例えば、英国では、既存事業者が変更を行なう場合、顧客またはネットワーク・インターフェースを変更する場合は、少なくとも 15 カ月前に通知することが義務づけられている。さらに既存の事業者が撤退する場合には、顧客およびネットワーク・インターフェースに対して 15 カ月前に、また修正を行う場合は 3 ヶ月前に通知を行うことが義務づけられている。</p> <p>既存の事業者は競争および消費者に影響を与えるネットワークの変更に関しては業界で協議することが義務づけられている</p> <p>規制当局は、業界が合意に達しない場合に、義務の不履行基準を設定する権限を付与されている</p>	
7	ビー・ピー・テクノロジー株式会社		<p>2. 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>DSL サービス申込時の回線名義人</p> <p>加入者線網を有する事業者(NTT 地域会社)が、利用者が他の電気通信サービス(DSL サービス)の提供を受けるために行う申込に関して、回線名義人の住所その他の情報を求めておりますが、現実の問題として、電話回線の利用者である DSL サービス申込者と電話回線の名義人が異なることが、数多く存在しております。</p> <p>この場合は、接続を希望する電気通信事業者に対し、NTT 地域会社は、申込を拒絶し回線名義人による申込のやり直しを要求しており、開通が遅延する大きな原因となっております。</p> <p>一方、NTT 地域会社は、自社の電話サービスに係わる利用者からの付加サービスの追加等申し込み等については、簡素化をはかり、必ずしも回線名義人の確認作業を行っておりません。</p> <p>にもかかわらず、接続を希望する電気通信事業者に対しては、回線名義人名による DSL サービス再申込を求め、自社が実施している DSL サービスの申込においては、DSL サービスの申込者名が回線名義人と異なっている場合に、自ら保有する回線名義人のデータベースを参照して申込者に対して正しい回線名義人情報を伝えることにより、DSL サービスの申込処理を円滑に実施し、優位性を保有しております。</p> <p>公正競争条件の確保のためには、回線名義人に係る他事業者への情報公開又は回線名義人名は省略可能とする等のルール整備が必要であります。</p>	
7	ビー・ピー・テクノロジー株式会社		<p>ISDN 加入者の DSL サービス申し込み処理の簡素化</p> <p>ISDN 利用者が DSL を申込む場合には、ISDN を解約して加入電話サービスに変更する手続きと、DSL サービスの申込を同時に行うことが必要となります。</p> <p>現状では ISDN 利用者が電気通信事業者の DSL サービスを申込む場合、利用者は加入電話への変更を NTT 地域会社の 116 番に ISDN 解約を申込み、DSL サービス申込は、電気通信事業者に申込むという煩雑な手続きとなっております。</p> <p>一方、ISDN 利用者が NTT 地域会社の DSL サービスを申込む場合には、NTT 地域会社は 116 番において ISDN 解約と DSL サービス申込の受け付けを同時に処理しております。</p> <p>DSL 接続事業者は、ISDN に加入している利用者から DSL サービスの申込のあった場合、ISDN の解約と DSL サービスの申込の両方を受けよう NTT 地域会社に対して申し入れているが、実現しておりません。</p> <p>この事実は、回線を独占する電気通信事業者が自己に比べて他の電気通信事業者に不利な扱いをしているものであると考えます。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
7	ボーダーフォンジャパン		<p>5.2 効率的な顧客移管のプロセス 国際的な経験から、既存の事業者が新規参入事業者に対して顧客移管プロセスの延滞および、法外な移管コストを請求する明らかな経済的インセンティブを有していることが証明されています。</p> <p>最近では、オーストラリアにおいて、反競争的な顧客移管のプロセスが市内および長距離通信市場における競争を著しく阻害していた状況が継続するのを阻止するために、規制当局の介入を余儀なくされた例があります。既存事業者による顧客移管プロセスの内容は以下のとおりでした。</p> <p>「時間や手間がかかり、かつコストの高い」マニュアルによる移管作業 移管作業の実際のコストに基づく移管手数料の請求 「利益をあげている」サービス・プロバイダーに対し、移管時における顧客への未請求料金の債務引受けを要求 こうした行為を防止するため、規制当局は既存の事業者に対して、「ベストプラクティス」による移管プロセスの実施、効率的な事業者のコストモデルに基づいた移管手数料の請求、移管前の未請求債務に対する請求と集金を行う責任の義務づけをさらに強化しています。</p> <p>総務省は、既存の固定通信事業者に対し、「顧客の再獲得」(winback)の目的で顧客移管情報の濫用を防止するために介入していますが、「マイライン」に関連した最近の経験に基づき、以下の項目においてさらなる措置を講じる必要があると考えています。</p> <p>透明性 - 既存の事業者は業界に対して顧客移管の非差別的義務の監視と強制に必要なマイライン・センター(顧客移管を処理する)の運営に関する情報提供を行っていない。例えば、既存事業者からの移管処理が(他事業者から)既存事業者への移管の処理時間よりも時間を要するのか、また、既存の事業者が自社に対して他社と同額の移管手数料を課しているのが明確にされていない</p> <p>移管処理の時間 - 簡単なソフトウェアの変更により顧客が容易に(マイラインを)事前選択できることを考慮した場合、標準とされている1カ月の顧客移管期間は不当に長いと思われる。一つには、既存事業者が移管情報をダウンロードによって自動処理するのではなく、各移管請求をマニュアルでシステムに入力していることに起因する</p> <p>移管手数料 - 2001年11月1日から適用される移管手数料は、効率的な作業による予見的なコストに基づいておらず、不当に高いように思われる</p> <p>これらの課題に対処し、既存の事業者が国際的なベストプラクティスへの順守を強制されない限り、上記の要因は顧客移管(churn)を遅らせ、既存の事業者の顧客基盤を強化すると同時に、固定通信サービスにおける市場競争を抑制する結果になります。</p>	
7	ケーヴィエイチ・テレコム株式会社		<p>アンバンドル ファイバーの正式要請を出すまで、コロケーションの見積もりが事業者から提出されないといった事態を是正し、このような情報につきましては事前に開示されるようご指導願います。</p>	<p>独占禁止法は、自己又は自己の関係事業者に比べ、競争事業者を不利に取り扱うことにより競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にする場合に問題とするものであるもので、コロケーションの見積りを事前に示さないこと自体を問題にすることは困難である。</p>
7	株式会社アイ・ピー・レポリューション		<p>電気通信設備の接続・コロケーションについて 本来、加入者回線網は、全面的に開放されるべきものであるはずなのに、またまだ、新規参入事業者が市場支配的な事業者より、「もし空きがあるならば貸してもらえ」という制度になっています。</p> <p>接続・コロケーションに当たって必要となる情報とは、接続・コロケーションを希望する事業者が必要とする情報なので、その情報を小出しにすることなく、一括して提供することが必要です。このことが、手続きを簡素化することができ、時間短縮が可能になると思います。数回にわたる申請手続きは参入障壁だと考えます。</p> <p>N T T地域会社の接続約款第10条3の5に、手続き期間が1ヶ月以内と公表されておりますが、本指針には更なる大幅な期間短縮の努力を求める記載が抜けています。</p> <p>手続き期間の問題は、本指針の「第3の3の(4)自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為」で独占禁止法上問題となる行為で、差別的行為にあたると思慮されます。例えば、専用線の調査は、実効的に2週間以内で調査が終了し、サービス開始までには1ヶ月で済むのに対し、ダークファイバの加入者線の調査は、相互接続約款において定められている1ヶ月以内という期間を最大限用いての回答となっております。この手続き取扱い期間の内外差を独占禁止法上の問題点として、本項に明記し、最低でも、専用線と同様の期間と明記すべきであります。実際、現場において申請・回答期間の差によって、多数の内定顧客が市場支配的な事業者に収奪された例があります。</p>	<p>独占禁止法は、手続期間について、自己又は自己の関係事業者に比べて不利益な取扱いをすることにより競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にする場合に問題とするものであるもので、専用線の調査と加入者線の調査の期間が異なること自体を問題にすることは困難である。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為				
(1) 独占禁止法上問題となる行為				
ア 加入者回線網との接続				
10	小原喜雄 神奈川大学法学部教授	「電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者（以下「競争事業者」という。）に対して、合理的な理由なく、その	<意見> 本指針（原案）は、十分熟考されたものであると思う。只一点指摘したいのは、独禁法上問題となる行為のうち、「第1 電気通信設備及び共用に関連する分野で、合理的な理由なく接続手続に関連する費用を高く設定することにより、および 第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野で、合理的な理由なくその貸与に関連する費用を高く設定することにより、競争事業者またはインフラベースの事業者の新規参入を阻止し、またはその事業活動を困難にさせること」の運用において、「不当に高い費用の設定」に該当するか否かの具体的な評価の問題です。NHK TV が放映した「IT バブルの崩壊」は、米国の通信 venture 会社である e. spire 社が全米に光ファイバーを敷設するための膨大な支出を賄う社債の利息が支払えないので倒産したと報じています。電気通信事業分野へ新規参入する多くの企業が各自光ファイバーを敷設することは経済的でないのですから、他社の回線網との接続または光ファイバーの共用等が必要になります。その費用が不当に高いか否かを判断する際に、一方では、可能な限り安い費用を設定することにより電気通信事業分野における競争を促進することが必要である反面、他方では、回線網または光ファイバーの既存投資額が償却されるような費用を設定することも必要です。指針（原案）の「合理的な理由なく・・・費用を高く設定すること」の運用に際して、これら双方の利益を十分考慮されることを切望します。	○ 独占禁止法の運用に当たって参考とさせていただく。
10	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注10）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注11）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）」	禁止されている上記行為については、全ての電気通信事業者による他の電気通信事業者への不当な行為の規制であり、加入者回線網を保有する、しないにかかわらず、電気通信事業法上全ての接続義務を有する第一種電気通信事業者を対象とすべきであると考えます。従って法制上の整合性の点から「加入者回線網」に限定した記述を削除願います。	○ 独占禁止法は、具体的行為について、競争に及ぼす影響の程度を判断して、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものであり、一律に独占禁止法上問題として取り扱うことはできない。 なお、その趣旨を一層明確にする観点から、加入者回線網に限定せずに、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に修文した。
10	弁護士 魚住泰宏		3 1 加入者回線網との接続に係る行為 原案は、電気通信事業者が、「競争事業者に対して接続を行う場合に、合理的な理由なく、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）」は独占禁止法上問題があると記載する（原案10頁）が、電気通信事業法において、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が「他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求に際して必要な情報に関する情報開示の請求に対して、接続約款所定の手続きや様式、標準的期間によらずに業務を行うこと」を業務改善命令の対象とする（原案12頁）などの規制が存在しているから、これらの電気通信事業法による規制を前提に、独占禁止法の適用場面を解釈すべきである。	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
10	日本テレコム株式会社		<p>【弊社意見及び要望】 全ての電気通信事業者の当該行為が独占禁止法上問題となると読み取れる表現となっておりますが、実質的に公正競争及び利用者の利便を阻害するおそれがあるのは市場支配的な電気通信事業者が当該行為を行う場合であると理解しております。「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なる」ことはガイドライン原案4ページの注3において示されていますが、各禁止項目においても本趣旨を明示していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 実質的に公正競争及び利用者の利便を阻害するおそれがあるのは市場支配的な電気通信事業者が当該行為を行う場合であり、市場支配的でない電気通信事業者が当該行為を行うことが直ちに競争を阻害することにはつながらないと考えます。したがって、市場支配的でない電気通信事業者の当該行為については事業者の経営判断によって行われるべきものであると考えます。自由競争においては、当該行為は本来市場によって規律されるべきものであり、過度の規制は事業者の市場参入意欲をそぐものと考えます。</p>	○ 御指摘を踏まえ、明示した。
10	KDDI株式会社		<p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。平成12年12月20日の公正取引委員会報道資料にもあるように地域通信市場において支配的地位を有している事業者は加入者回線をほぼ独占するNTT地域会社であると考えます。電気通信役務の提供に際し、接続が円滑に行われることを担保することが必要な事業者は、こうした事業者であると考えます。よって、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案） 「<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u>」</p>	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
10	中部テレコミュニケーション株式会社		<p>公正な競争を実現する上で問題となり得るのは、支配的な電気通信事業者が加入者回線網との接続あるいはコロケーションに際して行う行為であるため、支配的な電気通信事業者がその対象であることを明確に記載していただきたい。</p>	
10	中部テレコミュニケーション株式会社		<p>私的独占と不公正な取引方法は、要件が異なるため、区分して例示を記載していただきたい（全体）。</p>	私的独占、不公正な取引方法の要件の違いについては、原案で明示している。
10	KDDI株式会社	「(注10) 接続に当たって必要となる情報は、加入者回線網の設置場所、その空き状況(現状において接続不能であれば接続可能となる具体的な時期を含む。)等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。」	<p>原案の「空き状況」について、具体的に何を対象としているのかを明確にしたいと考えます</p>	○ ここにいう「空き状況」とは、例えば、光ファイバー等の通信回線の使用可能な容量等をいう。
イ コロケーションに係る行為				
10	米国司法省	(全般)	<p>A. 加入者回線網との接続とコロケーションに係る行為（第II章第1.3(1)）</p> <p>幾つかの一般的な接続義務や事業者一般に課す相互接続を通じて得た独占的情報の濫用を禁止は合理的かもしれませんが、競争政策の観点からはなぜ市場支配力をもつ事業者だけでなく全ての事業者にコロケーション義務を課すのか明確ではありません。規模の小さな競争事業者は主要な事業者を通じるか、コロケーションをせずに色々なポイントで接続することにより間接的に相互接続するかもしれません。既存の事業者であるということからくる事業の規模と範囲の優位性が、支配的事業者に課せられたコロケーション義務を正当化する事ができません、しかし、そのような優位性を持たないより小規模な事業者に対して、そのような義務を無差別に課す事には理論的な正当性は認められません。</p>	○ 本記載は、すべての事業者にコロケーションの義務を課すものではなく、独占禁止法上、当該行為により、新規参入者の事業活動が困難となる場合に問題とするものであるが、この趣旨を一層明確化した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
10	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		(2) 電気通信設備の共用制度 (3) 接続または共用教養に関する命令 3) 独禁法上または電気通信事業法上問題となる行為 (1) 独禁法上問題となる行為 A 加入者回線網との接続に係る行為 B コロケーションに係る行為 この章においては、相互接続もしくはコロケーションが競争事業者に対して否定されること、もしくは適切でない期間の提示について、もしそれらの行動に「合法的な理由」があるのであればという記述がなされています。しかしながら、ドミナント事業者は、常にそのような差別を正当化するための法的理由を考えています。しかしながら弊社は、これは、事業法や独禁法が、ドミナント事業者の差別的な行動を不可能にする方法を実施するという、根本的に重要な点であると思います。	原案では、「合理的な理由なく を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」(昭和 57 年公取委告示 15 号)における「不当に」と同義で用いているが、御指摘を踏まえ、原則として「合理的な理由なく」との用語を使わずに、問題とならない場合を注記し、明確化した。
10	弁護士 魚住泰宏		3 2 コロケーションに係る行為 原案は、電気通信事業者が、「競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、合理的な理由なく、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)」は独占禁止法上問題があると記載する(原案 10 頁)が、電気通信事業法において、「コロケーションの条件において自己と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと」を業務改善命令の対象とする(原案 13 頁)などの規制が存在しているのであるから、これらの電気通信事業法による規制を前提に、独占禁止法の適用場面を解釈すべきである。	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。
10	KDDI 株式会社	電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 競争事業者に対して、合理的な理由なく、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報(注12)を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続(注13)を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)。	市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。ラストワンマイルである加入者回線や市内交換機等と種々の接続を実施し、サービスの多様化を実現するために必要となるコロケーションを円滑に提供する必要がある事業者は、ボトルネック設備である固定系の加入者回線網をほぼ独占するNTT地域会社であると考えます。よって、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「 <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者</u> が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。」	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
10	日本テレコム株式会社		【弊社意見及び要望】 前項の要望と同様、ガイドライン原案 4 ページの注 3 において示されているように、競争に悪影響を与える事業者の行為が問題となることを明記していただきたいと考えます。 【理由】 ガイドライン原案の「第 1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」の“加入者回線網との接続に係る行為”への弊社意見に対応している理由(本意見書 3 ページ)と同様と考えます。	御指摘を踏まえ、独占禁止法上問題となる行為に適用される旨明記した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
10	N T T ドコモ株式会社		<p>コロケーションに係る規制は、固定通信事業者（事業法上は第一種指定電気通信事業者）に限定される。</p> <p>（修正案）</p> <p><u>固定系加入者回線網を保有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p>競争事業者に対して、合理的な理由なく、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注12）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注13）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）。</p>	<p>○ 独占禁止法は、具体的行為について、競争に及ぼす影響の程度を判断して、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものであり、一律に独占禁止法上問題として取り扱うことはできない。</p> <p>なお、その趣旨を一層明確にする観点から、加入者回線網に限定せずに、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に修文した。</p>
10	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		<p>コロケーションについて電気通信事業法上規定されているのは第一種指定電気通信設備を設置する事業者についてであり、独占禁止法に関する部分もこれとの整合性を図るべきであるため。</p> <p>（修正案）</p> <p><u>加入者回線網を保有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p>	
10	東京電力株式会社	<p>「（注12）コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（<u>現状においてコロケーションが不能であればコロケーションが可能となる具体的時期を含む。</u>）」</p>	<p><意見></p> <p>既に使用中の設備が設置してあり、さらなるスペースの確保ができない場合、貸与が可能となる時期を示すことは不可能である。</p> <p><修正案></p> <p>以下の部分を削除</p> <p>〔<u>現状においてコロケーションが不能であればコロケーションが可能となる具体的時期を含む。</u>〕</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、「現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかでない場合にはその時期を含む。」旨の修文を行った。</p>
ウ 接続等の際に得た競争事業者やその相手方に関する情報の利用に係る行為				
11	K D D I 株式会社	<p>「接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。接続等を行う電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。」</p>	<p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。ガイドラインでは、ボトルネック設備である固定系の加入者回線網をほぼ独占的に保有する支配的事業者が接続により得られた情報を自社又はその関連会社等の営業に使用する等の利用行為を禁じることで十分と考えます。よって、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>「接続等を行う<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者は、・・・</u>、このため、接続等を行う<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者は、・・・</u>接続等を行う<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が、・・・</u>。」</p>	<p>○ 独占禁止法は、具体的行為について、競争に及ぼす影響の程度を判断して、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものであり、一律に独占禁止法上問題として取り扱うことはできない。</p> <p>なお、その趣旨を一層明確にする観点から、加入者回線網に限定せずに、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に修文した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
11	日本テレコム株式会社	「競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、合理的な理由なく、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）」	<p>【弊社意見及び要望】 ガイドライン原案４ページの注３において示されているように、競争に悪影響を与える事業者の行為が問題となることを明記していただきたいと考えます。 「合理的な理由なく」という文言は削除していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 ガイドライン原案の「第１ 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」の“加入者回線網との接続に係る行為”への弊社意見に対応している理由（本意見書３ページ）と同様と考えます。 当該行為はすべからず情報の目的外利用・提供にあたるため、合理的な理由を探すことは難しいと考えます。</p>	○「合理的理由なく」を削除し、問題とならない場合を注記し、明確化した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野				
1 独占禁止法における考え方				
19	K D D I 株式会社	(全般)	<p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。よって、電柱・管路等の貸与に関する禁止行為については、支配的事業者の行為のみ規定することで十分であり、その他の事業者については、ケースが生じる毎に個別に判断することで必要十分と考えます。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>
	米国司法省		<p>電柱，管路，とう道等の貸与</p> <p>第 I I 章第 2 . 1 では代替の設備の建設の難しさ，同じ設備を作ることの不経済性から，電気通信事業者がたびたび持つ現存の電柱，管路，とう道等及び関連設備へのアクセスの必要が適切に認識されています。既存事業者の管理するそのような設備は合理的に「必要不可欠」であると考えられます。このような設備を所有あるいは管理する会社が自身の市場地位を守るために競争事業者の設備アクセスを拒否したり，制限する誘因があるため，指針案において電気通信事業者あるいは競争的電気通信役務を提供する他のプロバイダーが同様のサービスを提供する者に対して設備へのアクセスを拒否することは正当な理由無しには私的独占あるいは不当な取引方法などの法律違反となりえることを明確にすべきです。しかしながら，指針案はこのサブセクションで議論されている義務が既存の電気通信事業者にとどまらず，電柱，管路，とう道を保有する全ての会社にまで拡大されているように思われます。設備の所有者が既存の事業者でない場合，「必要不可欠」であるかどうか，また，競争事業者または電気通信役務における潜在的競争社が市場から阻害されていないかどうか独禁法に基づき分析することに焦点をあてることが重要であります。競争政策の観点からは設備が「必要不可欠」であるか，保有者がある事業者と優先契約を持つとしていた場合以外は，直接的あるいは関係会社を通じて競争関係にない会社の設備アクセスの所有者による拒否が独禁法違反となりかどうかははっきりしていません。当局が特にサブセクション 3 の段落 (1) ア の関連で，そのような設備の貸与に関する不当な契約につながるこの点を明確にするよう提言します。</p> <p>さらに，独占的電気通信事業者以外の会社によるもので，競争事業者が市場において正当に競争しようとする場合，他の合理的な代替がないことをしめしていなければ，第 I I 章 2 のサブセクション 3 で描写されている行為が違法であるかどうか明確ではありません。言い換えれば，設備がそのような事業者によって管理されていない状況において，アクセスの拒否等が競争的問題をつくるであろうという結論を出す前に 公取委が事実的環境を注意深く分析するということが指針の中に明確に盛り込まれるべきです。</p>	
22	(社)日本ケーブルテレビ連盟		<p>：意見の 2：全般に関わって，本原案に盛り込まれた事柄について通信事業も行うケーブルテレビ事業者と有線テレビジョン放送を専業とする事業者との間に格差が生じないようにしていただきたい：</p> <p>ただいまのところ有線テレビジョン放送事業者の全てが通信事業も兼営しているわけではなく，まだ多くのケーブルテレビ専業者が存在します。</p> <p>原案の制度は，通信事業者だけに際立つ事柄を扱っているわけではなく，多くは有線テレビジョン専業者にも共通の問題であると考えられます。</p> <p>従って，P 1 9 第 2 1 (1) の (注 1 9) の「公益事業者等」に有線テレビジョン放送事業者を含むと入れるなどを考慮したいと考えます。</p> <p>お本件は，P 2 0 (5) に記述されている「電柱・管路等使用に関するガイドライン」が定められるに際して弊連盟からパブリックコメントへの意見として提出しておりますが，これへの回答の中に，“検討がなされるべきものと考えられる”趣旨の記述がありますことをご参照願います。</p>	<p>電力，電気通信，鉄道といった代表例を例示したものであり，有線テレビジョンを例示することは困難である。</p> <p>有線テレビジョン放送事業者は「公益事業者等」に含まれ，新規参入者が電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有している場合であって，当該電柱・管路等の拒否により，インフラベースの事業者の事業活動が困難となるときには，独占禁止法上問題となる。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
19	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野</p> <p>1) 独占禁止法における考え方</p> <p>この章においては、ガイドラインでは、電柱・管路・ダクトまたは関連設備の所有者が、これらの設備のコントロールをするために国内の競争の進展という観点から強力なプレーヤーとなってしますことを説明しています。ガイドラインのこの章では、電柱、ダクト、管路などの設備を「新規に参入するあるいは、事業拡大を目指す事業者」のための「エッセンシャルファシリティ」と呼んでいます。</p> <p>この定義と「エッセンシャルファシリティ」としてのこのような設備の記述に基づき、弊社は、総務省と公正取引委員会が協力して、電力や通信事業者、鉄道といった、これらの設備の所有者をガイドラインの範囲内におき、彼らが市場支配力を持つという宣言を行うよう提案します。彼らの市場支配力は、エッセンシャルで、再構築が不可能な設備を彼らがコントロールすることに由来しています。具体的なルールには総務省によって認可された設備リース契約の公表が含まれます。固定網事業者のように、設備保有者は適切なコスト決定のために控訴研究が指導され、それによって設備のリース料が決定される。これは、公正な料金を確実なものとし、参入意志のある NCC によって、その設備間の評価を比較できることとなります。</p> <p>総じて、文書全体を通してコストという言葉を使う、と申し上げます。相互接続料金の章で、使用すべきコスト算出方法論は LRIC である、と明確に述べられていることに注目したいと思います。ガイドラインの、略奪的な価格設定などの反競争的コスト算出行為に言及するその他の章は、使用すべきコスト算出方法論について不明確です。潜在的に反競争的な行為のほとんどを評価するためには、調査対象になっているサービスとプロダクトのコストを調べる必要があるでしょうが、ただし、その調査から出てくる結論は、使用されるコストの尺度に左右されることとなります。</p>	<p>○ 電柱・管路等の不可欠性について</p> <p>指針記載のとおり、電柱・管路の貸与に関連する行為については、すべての電柱・管路等の貸与の拒絶等が問題となるのではなく、そのうち、インフラベースの事業者が自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等について、その保有する事業者からの貸与拒絶により、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせる場合が問題となる。したがって、すべての電柱・管路等がいわゆる「エッセンシャルファシリティ」となるものではない。</p> <p>○ 費用の算定方式について</p> <p>また、指針原案中の費用に係る記載としては、例えば、「電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定する」等があるが、その費用設定が独占禁止法上問題となる場合としては、例えば、費用の算定方式が合理的でない場合や、その算定方式が合理的であったとしても、代入した数値が虚偽の場合があり得る。したがって、独占禁止法上、当該費用に係る原価を長期増分費用方式で算定している場合であっても、当該長期増分費用方式の具体的内容、代入すべき数値の真偽についての調査が必要であり、長期増分費用方式を採用していることのみをもって一律に独占禁止法上問題がない、とは言えない。</p>
19	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>電気通信市場のようなネットワーク業界は、高い固定費と相当な共通原価が特徴的ですが、そこでの反競争的な価格設定を調査するための適切なコスト算出方法論は LRIC です（注13）。したがって C&WIDC としましては、サービスあるいはプロダクトの実際のコストを調べる必要がある、とガイドラインがいう場合、LRIC で判定したコストを明記するようお願いしたいと思います。これの持つ意味は他の問題に関連しています。</p> <p>（注13）例えばアクセスに関する EC の告知「電気通信部門におけるアクセス約款への競争ルール適用に関する告知。構成、関連市場および原則」 OJ C 265, 1998 年 8 月 22 日を参照。（http://europa.eu.int/com/competition/oj_extracts/1998_c_265_08_22_00_0028_en.pdf で入手が可能です。）ここで指摘されているのは、ネットワーク業界では、「Akzo」問題で略奪的な価格設定に関して提唱されたテストを使うのは、そのテストでは最低コストとして平均変動コストが使われており、不相当であるということ、およびその代わりに LRIC を最低コストとして使用するのが適当である、ということです。Of tel のガイドラインすなわち op cit にも、ネットワーク業界で使用すべき適切なコスト尺度についての詳細な検討が盛り込まれています。</p> <p>線路敷設権に関するガイドラインは、今年の初めに公表されるところですが、第1種指定電気通信設備の所有者として設備所有者を規制することは、競争的サービスプロバイダーにとって、有効であると信じています。彼らのエッセンシャルファシリティのステータスは、彼らがただ同然で与えられた不十分な線路敷設権に由来するものです。すべての他の競争的サービスプロバイダーは彼らに利用料を支払わねばなりません。2.1(2)にあるように、アクセスの不正な制限のために、不服の申し立てがなされなければなりません。むしろ、設備を作る義務は法律の中に既に存在しており、例外は紛争が生じた後に仲裁されるべきであると考えます。</p>	
19	中部テレコミュニケーション株式会社		<p>22 頁 / 電柱・管路等を保有する事業者</p> <p>・電柱・管路等を保有する事業者からのインフラベースの事業者への電柱管路の貸与に関する取り扱いについては、電気通信事業法において使用权設定に関する協議等の規定があり、かつ13年4月に公益事業者の電柱管路等使用に関するガイドラインが運用基準として定められたものであるため、一義的には独占禁止法ではなく電気通信事業法によって規制運用されるべきものと考えます。</p> <p>また、独占禁止法上の私的独占に該当するおそれがあるのは、電柱・管路について支配的な電気通信事業者が競合相手である他の電気通信事業者を自己の関係事業者に比べて不利な取り扱いをする場合であるため、支配的な電気通信事業者がその対象であること明確に記載していただきたい。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
19	株式会社 アイ・ピー ー・レボ ーション		<p>電柱・管路等の貸与に関連する分野について 貸与に関する最終判断は、電力搬送等本来目的との総合的な判断が必要となるため、電柱・管路等を保有する事業者（以下、保有事業者）にしていただくことが望ましいと考えます（事業者間での話し合いで決めることは、利害関係も有るためほぼ不可能）。その際に必要な事業者調整も、保有事業者が主体的に行うことを義務付けることが必要です。</p> <p>ただし同時に、保有事業者の施設管理上必要となる権限も明確に定義すべきです。不法に共架されたケーブルに対しては、撤去するなどの実行権限も同時に与えるべきと考えます。</p> <p>また、保有事業者に対しても、市場支配的な事業者と同様に、情報の遮断処置の方策を、電柱・管路等に対しても適用する必要がありと考えます。</p>	<p>○ 電柱・管路を保有する事業者に対して、直接、貸与に関する最終判断の権利を付与し、主体的に事業者調整を行うことを義務付け、不法に共架されたケーブルを撤去する実行権限を付与し、情報遮断の措置を講じることを、競争への影響を勘案せずに、あらかじめ義務付けることは独占禁止法上困難である。</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者の情報流用が独占禁止法上問題となる点については原案 第2を参照。</p>
19	中部電力 株式会社 （通信事 業グルー プ）		<p>以下の意見は「第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野」に関するものです。</p> <p>1 独占禁止法違反となる行為類型の明確化について 事業者のなかでも、電力会社・鉄道事業者と市場支配的な電気通信事業者では、電気通信役務市場における占有率は同じではない。このため、市場支配的な電気通信事業者が行えば私的独占に該当する行為であっても、電力会社・鉄道事業者については問題とならないケースも考えられるはずである。また、私的独占と不公正な取引方法では、条文上、明らかに構成要件が異なるものである。</p> <p>したがって、具体的な指針を提示されるにあたっては、市場占有率の違いや、各行為の構成要件等の違いを細かく書き分けていただき、各事業者がそれぞれの立場で指針の内容を理解できるようにご配慮いただきたい。</p>	<p>○ 私的独占と不公正な取引方法の要件の違いについては、原案において明記している。</p>
19	東京電力 株式会社	<p>「電気通信事業者にとって公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、…経済的でないのみならず、<u>道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易でない場合が多い</u>。そのため、電気通信事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路を保有する事業者から、その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。」 （注19）例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。</p>	<p><意見> 電柱等は、第一種電気通信事業者においては道路法上義務占有物件として扱われており、この条件はNTTや電力会社と同等で、法規制上容易でないという表現は事実と相違するため、削除すべきである。</p> <p><修正案> 以下の部分を削除 [道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易でない場合が多い]</p>	<p>○ 電柱等は、第一種電気通信事業者においては道路法上義務占有物件として扱われており、この条件はNTTや電力会社と同等であるとしても、新規参入者が追加的に道路に電柱を設置する場合においては、なお道路法により、道路の占有を禁止、制限される場合がある。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
19	ニューセンチュリーグローバルネット株式会社		<p>[弊社意見および要望]</p> <p>上記にあります「電柱・管路等」ですが、この中には、鉄塔も含まれているのが現状です。（NTT東西が情報公開していることから）このような事から、どのような設備が対象となるのか大変あいまいとなっていると思われ、あいまいなままでは、公益事業者がどのような設備を保有し、かつ、我々がどのように使うことができるのかがはっきりしません。</p> <p>現存する対象設備名をリスト化し、対象設備をはっきりとすべきと考えます。</p> <p>また、上記にあります（注19）のようなあいまいな表現ではなく、現存する該当公益事業者をリスト化し、対象事業者をはっきりとすべきだと考えます。</p> <p>現在、対象事業者として、情報を公開しているのは、NTT 東西のみであり、NTT グループ他社の保有しているであろう設備が公表されておりません。</p> <p>つまり、NTT 東西以外は、公益事業者としての認識がされていないのが現状であるかのように思えます。これを防ぐためには、はっきりと社名を提示し、ガイドラインおよび本指針を遵守させる必要があると考えます。</p>	<p>○ 独占禁止法は、画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、予め、電柱・管路等の貸与をなすべき事業者及び貸与すべき対象設備をリスト化することは困難。</p>
19	東京電力株式会社	<p>「例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、合理的な理由なく（注20）、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の<u>関係事業者に比べて不利な取扱い</u>をすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。」</p>	<p><意見></p> <p>電気通信事業者への貸与の取引に関して、「自己又は自己の関係事業者」に比べて不利な取扱いをすることを禁じているが、これは、あくまで電気通信事業を営む「自己又は自己の関係事業者」を指しているのかが不明確。もし後者であるとすれば、自己の事業（弊社の場合は電気事業）の用に供する必要性と他の通信事業者の利用要請が競合した場合に、電気事業を優先できないこととなり、電気の安定供給に支障を及ぼす恐れが発生する。「電気通信事業分野における競争促進」を推進するがために、これまで各事業者が進めてきた「公益事業的的確な遂行の確保」を阻害すべきではないと考える。</p> <p><修正案></p> <p>以下の下線部を追加</p> <p>自己又は自己の<u>関係事業者に比べて不利な取扱い</u>をすること（注：自己の事業に支障のある場合を除く）は、インフラベース・・・</p>	<p>○ 「合理的理由なく」を削除し、電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合は問題とならない旨注記することにより明確化した。</p>
19	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>「（注20）電柱・管路等の貸与を拒否し得る合理的な理由としては、例えば、インフラベースの事業者が貸与を希望する電柱・管路等に空きスペースがない場合などが<u>考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断される。</u>」</p>	<p>「電柱・管路のガイドライン」に拒否し得る理由が明記されているにも係らず、独占禁止法では「ケースバイケースである」とされるのは二重規制・規制強化となるおそれがあるため。</p> <p>（修文案）</p> <p>電柱・管路等の貸与を拒否することが不当とは言えない場合としては、例えば、インフラベースの事業者が貸与を希望する電柱・管路等に空きスペースがない場合など、「電気通信分野における公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」第3条に記載されている事例が考えられる。</p>	<p>○ 「合理的理由なく」を削除し、ガイドライン上電柱管路等の貸与拒事由として認められている行為については、独占禁止法上も基本的に問題とならない旨注記し、明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
19	九州電力株式会社		<p>（意見） 電柱・管路を拒否する場合の理由は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」第3条（貸与拒否事由）において、既に明確に規定されている。本注釈は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」第3条との関係が不明確であり、また表現もあいまいである。拒否する場合の理由については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき判断されるよう、修文を要望する。</p> <p>（修文案） 電柱・管路等の貸与を拒否し得る合理的な理由は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」による。</p>	
	中部電力株式会社（通信事業グループ）		<p>5 使用目的による差別化について そもそも電力会社が保有する電柱・管路等は、電気を供給するための設備である。すなわち、電柱・管路等の電気の供給に関する設備とは、国民生活および産業活動に不可欠でかつ代替性の乏しい基礎エネルギーである電気を、広範囲に継続的かつ安定的に供給することを目的として、形成・維持されてきたものなのである。 このような設備を、電気通信事業者に貸与するという事は、その目的以外に電柱・管路等の使用を許諾することにほかならない。この場合に、電気を広範囲に継続的かつ安定的に供給するという目的のために、設備の健全な形成・維持に支障が生じることのないよう、設備の使用条件等について、自己使用と異なる条件を付すことは当然のことである。 このような事情に十分配慮した指針としていただくよう強く要望する。</p>	
	四国電力株式会社		<p>総論 当社を始め電気事業者は、総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を遵守し、電柱・管路などを第一種電気通信事業者（以下「事業者」という）に公平かつ公正に貸与することにより、事業者による線路敷設の円滑化に協力させていただいております。 一方、公正取引委員会の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「指針」という）においても、公益事業者の電柱・管路等の貸与に関する記載がありますが、このように、複数のガイドライン（指針）による多重規制は、規制緩和を行っている状況においては、逆行するものであり、企業の経済活動を制限する恐れがあります。 電柱・管路等は、当社にとって地域のお客さまに電気を安全かつ安定に供給するために、必要不可欠で重要な設備であるため、指針の施行、運用にあたっては、電気事業の遂行に影響がでないように、また、さらなる規制の強化にならないよう配慮していただくようお願いいたします。</p>	
	中国電力株式会社		<p>【はじめに】 当社は、電柱・管路等の貸与にあたっては、平成13年4月に施行された「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を遵守し、貸与に関する諸手続等を公表するとともに、公平かつ公正な条件で第一種電気通信事業者（以下「事業者」という）へ貸与しており、線路敷設の円滑化を図っているところです。 こうした中で、公正取引委員会がこの度公表された『「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（原案）』（以下「指針」という）においても、公益事業者の電柱・管路等の貸与に関する記載があります。 当社といたしましては、線路敷設が円滑に進んでいるなかで複数のガイドライン等による多重規制は、企業の活動を混乱させるおそれがあると考えます。 本指針を策定され、施行・運用されるにあたっては、電力会社の事業目的であるお客さまへの安定供給に悪影響を及ぼすことなく、かつ、本来の事業運営に支障を来たすことがないように、十分にご配慮をお願いいたします。</p>	
	中部電力株式会社（経営戦略本部）		<p>2. 指針における経営自主性の尊重について 規制緩和の基本原則に鑑みれば、本指針は、市場参加者たる各事業者が最大限の自主性を発揮しうる事業領域をあらかじめ明示するものでなければならない。 電気事業の事業領域に関わるものとして、本指針では、「電柱・管路等の貸与に関する分野」が取り上げられているが、本項目の運用にあたっては、電気事業者の保有する電柱・管路等と通信事業者の保有するそれとは、その事業目的自体が大きく異なることに十分ご配慮いただくよう強く要望する。通信事業における競争促進という観点からの電柱・管路等貸与の促進が、電気事業者の設備運用に過剰な制約となり、ひいては、電力安定供給に支障を及ぼすようなことは、許容できるものではない。 また、電柱・管路等の貸与については、総務省より出された「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」と記す）に基づき、各事業者が、それぞれガイドラインを定め、適切な運用を行っているところである。「指針」や「ガイドライン」の乱立は、規制の明快さという観点から望ましくなく、本指針と本ガイドラインとの重複部分の排除、両者の関係の明確化を要望する。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
19	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社		電柱・管路等の貸与を拒否し得る合理的な理由としては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」で定められているところであり、独占禁止法との差異を設ける必要はないものと考えられることから、上記ガイドライン第3条「貸与拒否事由」にて規定されている事項を明確に記載すべきと考えます。	
19	弁護士 魚住泰宏	「電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 インフラベースの事業者に対して、合理的な理由なく、電柱・管路等の貸与を拒否すること、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し(注21)、電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報(注22)を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与と手続(注23)を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)。」	3 3 電柱・管路等の貸与に係る行為 原案は、電柱・管路等を保有する事業者が、「インフラベースの事業者に対して、合理的な理由なく、電柱・管路等の貸与を拒否すること、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し、電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与と手続を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)」は独占禁止法上問題があると記載する(原案20頁)が、電気通信事業法においては、一定の「貸与拒否事由」を規定するなどして、原則として貸与することを求めている(原案22頁)のであるから、これらの電気通信事業法による規制を前提に、独占禁止法の適用場面を解釈すべきである。	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。
	(社)テレコムサービス協会		2, 公益特権をもつ電気通信事業者以外の公益事業者等(電力・ガス・鉄道会社)ならびに自治体等が保有する電気通信関連設備の貸与条件等について (意見) 今年4月に公表された「電気通信分野における公共事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの在り方について」に基づき、電柱・管路等については、その貸与手続きが迅速化・透明化が図られてきました。 これを受け本案でも「電柱・管路等の貸与に関連する分野」に関し、章に「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」として具体例が示されています。 しかしながら、ここでいうところの「電柱・管路等」の範囲には、光ファイバ等の回線設備が含まれておらず、第二種電気通信事業者がこれらの公益事業者からその調達を行おうとしたときには、現在のところ本指針で問題となる行為に類似する事例が少なからず発生しています。 特に、公益事業者がその関係会社に対する貸与条件とそれ以外の通信事業者への貸与条件について公平な取扱いがなされているのか開示されない点や接続あるいは借用に関連して伝送路設備の敷設状況・線路条件、通信用建物の概況・詳細状況等に関し、借用を求める通信事業者が事業上必要とする関連情報の開示を求めても開示されないなどが事例としてあげられます。 公益事業者からの回線借用において以上のような問題がありましたが、9月には新たに政府のIT戦略本部が「2001年度中の国有光ファイバ網の民間事業者への開放」と「公益事業者が保有する光ファイバ網のより一層の開放」を目指すとの方針を決定したことから、本指針案の「電柱・管路等の貸与に関連する分野」に、新たに「光ファイバ等の回線設備」の貸与についても加え、ご検討いただくことを切望いたします。	光ファイバ等の回線設備は「電柱・管路等」に含まれないが、仮に、光ファイバ等の貸与について、差別取扱い等があった場合には、独占禁止法の規定に照らして判断することとなる。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
3		独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為		
		(1) 独占禁止法上問題となる場合		
		ア 電流・管路等の貸与に係る行為		
20	電気事業 連合会	「(注22) 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況(現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む。)等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。」	<p><意見></p> <p>○ 事業者が必要とする空き状況について、現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期も対象となっているが、線路敷設ガイドラインでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に設備を使用しており、空きが無い場合 ・設備保有者が5年以内に使用計画がある場合 <p>は、設備保有者は貸与を拒否することが合理的な事由として認められており、その場合に貸与が可能となる具体的時期まで情報提供することは求められていない。</p> <p>また、現実には、通信事業者等が使用している電柱の共架スペースがいつ空くかや、管路の電力ケーブルをいつ撤去するかなどは、通信事業者の事業計画や電力需要の動向等に関わることであり、具体的に特定することは不可能。</p> <p>このため、現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期の削除を要望。</p>	○ 御指摘を踏まえ、「(現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかであればその時期を含む。)」へと修文を行った。
20	中国電力株式会社	<p>(注22)の文中に「(現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む。)」とありますが、電柱・管路等へ空きスペースが無い場合は貸与拒否事由となる旨がガイドラインで定められていること、また、電柱・管路等の設備保有者がスペースを貸与している事業者からスペース返還時期を求めることは実質困難なことから、本記述内容は不適切と考えます。</p> <p><変更案></p> <p>(注22)文中の「(現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む。)」を削除。</p>		
20	東京電力株式会社	<p><意見></p> <p>インフラベースの事業者に対して開示すべき情報については、総務省ガイドラインにおいて明記されており、これを満たした場合には、独禁法上も十分な開示を行ったものとして推定される旨を明記すべきである。</p> <p>また、開示すべき情報として「現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む」とあるが、総務省ガイドラインでも電気事業で使用し又は使用中の設備や通信事業者が使用中でさらなる共架スペースが確保できない場合のみ貸与不能が認められる状況であり、このような場合に貸与が可能となる時期を示すことは不可能である。</p> <p><修正案></p> <p>以下のとおり修文</p> <p>(注22)電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報について、総務省ガイドラインに従って提供した場合は、独占禁止法上においても十分な開示を行ったものと推定する。</p> <p>以下の部分を削除</p> <p>[(現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む)]</p>		
21	九州電力株式会社	<p>(意見)</p> <p>事業者に対し公開すべき情報及びその取扱いについては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、既に明確に規定されている。</p> <p>また、「現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む」が開示情報となっているが、既に電気事業用又は通信事業者への貸与で使用中のスペースについて、空きのできる(電気事業者または通信事業者が設備を撤去し、貸与スペースが確保可能となる)具体的時期については、提示は不可能であると考えます。</p> <p>以上より、本注釈について「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基いた記載内容となるよう、修文を要望する。</p> <p>(修文案)</p> <p>電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」による。</p>		

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
21	四国電力株式会社		21ページの（注22） 「現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む。」とあるが、既に該当の電柱・管路等を自社で使用あるいは事業者に貸与している場合、一般的に、これらの将来の中止時期を予見することは困難である。このため、「現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む。」は、実行不可能な行為であるため、削除すべきである。	
	中部電力株式会社（通信事業グループ）		2 電柱・管路等の貸与と共同所有との差別化について 電柱・管路等を保有する市場支配的な事業者が、インフラベースの事業者に対して、合理的理由なく、電柱・管路等貸与を拒否すること等により、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻害し、またはその事業活動を困難にさせることが、独占禁止法上問題となる可能性があることは理解できる。 しかし、電柱・管路等を共同で所有する場合を、賃貸と同じように、いかなる事業者も平等に扱うよう規制することは問題である。すなわち、共同所有とは、主体者間の団体的結合関係を前提としない極めて個人主義的な所有の形態であると考えられており、電柱・管路等の共同所有についても、本来法律等によって制限される性質のものではなく、所有者の個人主義的な自由な意思に基づいて行えるはずだからである。事業者が資本関係のある会社を共有の相手方とするのは、当該事業者の自由な意思として当然の行為であり、これは法律等による制限を受ける性質のものではないと考える。	本項は、「電柱・管路等の貸与に関連する分野」を対象とするものである。
	中部電力株式会社（通信事業グループ）	「（注20）電柱・管路等の貸与を拒否し得る合理的な理由としては、例えば、インフラベースの事業者が貸与を希望する電柱・管路等に空きスペースがない場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断される。」	6 貸与拒否事由の明確化について 総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」では、貸与拒否事由が合理的な理由として認められるか否かを判断する基準として、具体的な例示が挙げられている（第3条第1項）。しかし、指針（注20）では、貸与拒否事由が「合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断」としか規定されておらず、具体的な例示は挙げられていない。このままでは、実務上、合理的な理由として認められるか否かの判断に混乱を招きかねないことから、指針においても、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」のように貸与拒否事由を具体的かつ明確に規定していただきたい。	○「合理的理由なく」を削除し、ガイドライン上電柱・管路等の貸与拒否事由として認められている行為については、独占禁止法上も基本的に問題とならない旨注記し、明確化した。
20	欧州委員会代表部		指針には、「電柱の貸与、接続等の要請を理由なく拒絶することは独占禁止法により禁止されている」という記載があると同時に、拒絶が電気通信事業法で正当化できる理由も記載されています。その理由については理解できるものもありますが、検討しなければならないものもあります（「設備の保有者が5年以内に電柱を地下設備に替える予定であり、そのことが設備計画において明記されている時」など）。こうした理由は独占禁止法で認められるのでしょうか？	○「合理的理由なく」を削除し、ガイドライン上電柱管路等の貸与拒否事由として認められている行為については、独占禁止法上も基本的に問題とならない旨注記し、明確化した。
20	電気事業連合会	「（注23） 電柱管路等の貸与手続は、電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示請求への対応を含む。」	○ 電柱・管路等の貸与手続に、事業者が必要とする情報の開示請求への対応も対象となっているが、線路敷設ガイドラインでは、情報開示の内容として、事業者からの照会に対する当該区間の使用可能状況とされており、「事業者が必要とする情報」では曖昧過ぎ、拡大解釈される懸念がある。 このため、「事業者が必要とする情報」とは、当該区間の使用可能状況であることを明確にしておく必要がある。	○ 御指摘を踏まえ、「インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報」と修文し、明確化した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
21	東京電力株式会社	「(注24) 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、 <u>インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。</u> 」	<p><意見> 共同工事の実施については、自己の関係事業者がどうか拘わらず、合理的な理由があれば拒否が可能とされるべきである。</p> <p><修正案> 以下の下線部を追加 (注24)・・・<u>インフラベースの事業者に対しては、合理的な理由なく設置工事を共同で行うことを拒否することで・・・</u></p>	○ 貸与に係る費用について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いの例として注記しているものである。なお、「合理的な理由なく」を削除し、「電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合は問題とならない」旨注記し、明確化した。
イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為				
21	日本テレコム株式会社	「○電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ(幹線部分)が存在する区間について、 <u>インフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、合理的な理由なく、それを利用させることにより、当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、抱き合わせ販売等)。</u> 」	<p>【弊社意見及び要望】 「競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、競争事業者の事業活動を排除又は支配し、競争を実質的に制限すること」と明確に記していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 解釈により法適用の範囲が異なるようなあいまいな表現は極力避けていただきたいと考えます。</p>	原案では、「合理的な理由なく」を行うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」を「不公正な取引方法」(昭和57年公取委告示15号)における「不当に」と同義で用いているが、御指摘を踏まえ、「不当に」を用いることで、明確化した。
ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為				
21	日本テレコム株式会社	「○電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、 <u>合理的な理由なく、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引妨害等)。</u> 」	<p>【弊社意見及び要望】 市場支配的な電気通信事業者が行為主体である場合に限り、「合理的な理由なく」という文言は削除していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 市場支配的な電気通信事業者が行う当該行為はすべからず情報の目的外利用・提供にあたるため、合理的な理由を探すことは難しいと考えます。</p>	○ 「合理的な理由なく」を削除し、問題ない場合を注記することにより明確化した。
エ 一束化に係る行為				

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
22	中部電力株式会社（通信事業グループ）	インフラベースの事業者から一束化のための調整の要請を受けた場合において、合理的な理由なく、一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を妨害すること	7 一束化に係わる行為 指針（P22）「一束化に係わる行為」については、限られた電柱のスペースを有効かつ公平に利用していただくためにも必要な条文であることから、存置していただきたい。	
22	東京電力株式会社		<意見> 限られた共架スペースを有効かつ公平に利用していただくためにも必要不可欠な条文。本条文の存置を要望する。	
22	電気事業連合会		<意見> ○ 設備保有者としても、共架スペースの逼迫感があるなか、重要な条文として賛同。 ただし、この条文による一束化の当該ルールが独占禁止法をもって有効に機能する限り、有線電気通信設備令第9条の改正は必要ないとする。	○ 御指摘を踏まえ、適切に対応したい。
22	（社）日本ケーブルテレビ連盟	（記載なし）	：意見の1：一束化に関して： 2．意見…本文は、電柱を保有する事業者（以下A者という。）が、電柱の貸与を受けようとする事業者（以下B者という。）に要請する「一束化」という条件が双方において適切・妥当な手法（又は、工法）であるとの前提に立っている。 しかし、下記の理由のとおり、「一束化」条件は必ずしも合理的解決手法（又は、工法）とはいえない場合があると考えられますので、代替案（一例）を合わせて提案します。 3．一束化条件の問題点 B者の設備は、光ファイバーケーブル、同軸ケーブル、増幅器、分岐器及びメッセンジャーワイヤ等同種のもので形成されているため、これらを一束化した場合、施設上での財産の区別は困難。 （2）事業の異なるB者のうち、一つの者が工事を実施した場合、他の者の機材（ケーブル、増幅器等）に損傷を与える機会が高く伝送路品質の維持は困難。 （3）事業の異なるB者が発注する施工品質は、工事基準及び資格制度において相当の温度差があり、責任体制の維持は困難。 ケーブルテレビ事業者は、CATV技術協会及びCATV標準工法書に基づく工事基準を有している。 又、CATV事業者の調査・設計・工事および保守管理については、総務大臣認定第一級有線テレビジョン放送技術者・第二級有線テレビジョン放送技術者（2001年からはCATV技術協会認定に変更）・総務大臣認定アナログ工事担当者・デジタル工事担当者（総合・1種・2種・3種）および電気工事士（第一種、第二種）、高所作業車取り扱い講習受講者（東京労働基準協会）、ケーブルテレビ工事技能者（幹線・宅内工事、CATV技術協会）、等の有資格者が従事している。	○ 御指摘を踏まえ、適切に対応したい。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
第3 電気通信役務の提供に関連する分野				
1 独占禁止法における考え方				
25	中部テレコミュニケーション株式会社	(全般)	28頁以降「電気通信役務提供分野」 第3「電気通信役務提供分野」の「電気通信役務料金の設定等に係る行為」、「セット提供に係る行為」、「顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為」等各(1)～(6)における独占禁止法上問題となる行為に関して、市場シェアの高い事業者に関して私的独占が問題になる行為と不公正な取引として問題になる行為があるため、対象となる行為者および私的独占と不公正な取引方法を区分して記載していただきたい。	○ 私的独占と不公正な取引方法の要件の違いについては、原案で明記している。
25	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。このことから、電気通信役務の提供に当たっては加入者シェアが大きいことが競争上有利に働く結果をもたらす場合が多いと考えられる。」	事業者間の相互接続の進展の結果、新規加入者が既存加入者の多い事業者へ加入する傾向はもはや見られないため。現に中継系の事業者が直収サービスを提供する場合においても何ら障害はない。 (削除)	○ 一般に、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の利用価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されているところではあるが、競争に及ぼす影響を判断するに当たって、相互接続の状況等を考慮する必要があると認識している。かかる観点から、「電気通信役務の提供に当たっては加入者シェアが大きいことが競争上有利に働く結果をもたらす場合が多いと考えられる」を削除した。
25	ケープル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	また、顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できないため、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。」	B 適正でない提供条件により貸与する行為 第3. 電気通信役務の提供に関連する分野 1) 独占禁止法における考え方 大したことはありませんが、第(1)項は、利用者が加入者数をもとにそのような選択をするという点で、多分に誤解を招きやすいと思います。このようなことは、さまざまなネットワークが相互に接続されていない場合に限り、正しいと言えます。これはもはやほとんどあり得ないことです。 その次の項目は、番号ポータビリティに関連して、極めて重要です。番号ポータビリティは公正な競争にとって不可欠のことで、ドミナントキャリアを新規事業分野に参入させる際の主要な判断基準の1つとすべきものです。新しい事業領域への参入資格を与える上で、ドミナントキャリアの全サービス領域において実際使える番号ポータビリティがなければなりません。このことについては追ってさらにコメントします。	
25	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	【確認】 固定電話においては、電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できる「番号ポータビリティ」制度が平成13年3月より実施されております。	御指摘を踏まえ、「引き続き変更できない場合には」に修文した。	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
25	KDDI株式会社	「このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、 <u>相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等</u> 、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、自己の加入者シェアを利用してさらに顧客を囲い込む効果を生じさせるものであり、 <u>他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせる蓋然性が高いと考えられる。</u> 」	競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とすると、その行為主体は支配的事業者であると考えます。原案に記述されたいわゆる「ネットワークの外部性」について、その効果を最も享受し、またその効果故にもっとも競争事業者に影響を与える事業者は、加入者回線をほぼ独占するNTT地域会社であると考えます。よって、原案を以下の <u>下線</u> のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「・・・このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、 <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が、・・・。</u> 」	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
25	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「このような状況の下、例えば、 <u>電気通信事業者が、合理的な理由なく、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</u> 」	お客様のニーズに応じた多様な料金メニューによる自由な事業者間競争を阻害することになるため。最低限原価を下回るほど不当な差別的料金に限定して規制すべきである。 (削除)	○ 相対的に高いシェアを有する電気通信事業者であれば、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務より安く設定することにより顧客を囲い込む効果は否定できないことから、「...差別的な取引条件を設定することは、顧客を囲い込む効果を生じさせるものである。」に修文した。
25	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「このような状況の下、例えば、 <u>電気通信事業者が、合理的な理由なく、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</u> 」	10頁の用語の定義と整合性を合わせるため。 競争事業者	○ 取引の相手方による差別取扱いの一つの例として示しているものであり、自己と競争関係にある事業者に限定されるものではない。
25	KDDI株式会社	「このような状況の下、例えば、 <u>電気通信事業者が、合理的な理由なく、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</u> 」	個別事項(15)から、原案を以下の <u>下線</u> のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「このような状況の下、例えば、 <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が、・・・。</u> 」	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
25	N T T ドコモ株式会社		<p>合理的な理由がある場合として、問題とならない行為類型を追加。 （例）コスト構造・コスト水準に差がある場合 料金については事業法で詳細に規定されており、事業法では円滑に機能しないと認められる場合を除き、基本的には事業法が優先適用されるべきである。 （その他料金制度、契約約款に係る独禁法上のガイドラインも同様。） このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、合理的な理由なく、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。 また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。 <u>但し、着信事業者による価格差が相手方提示のアクセスチャージなどコスト差で生じているなど、合理的な理由がある場合は問題がないものとして認められる。</u></p>	<p>○ 「合理的な理由なく」を削除し、「競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない」旨注記し、明確化した。</p>
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為				
(1) 電気通信役務料金の設定等に係る行為				
ア 独占禁止法上問題となる場合				
27	米国司法省	(全般)	<p>C. 電気通信役務料金の設定等に係る行為（第II章第3.3(1)ア） このサブセクションにおいて提示されている多くの行為が市場支配力をもつ事業者によって行われた場合反競争的になる可能性があります。全ての電気通信事業者の価格設定が競争者の事業をより難しくさせているというだけで、全ての事業者に関して同様の競争的問題が起こるということは明らかではありません。定義上、積極的な価格競争は競争者の事業をより難しくさせる可能性もありますが、一般的にそれを責める理由はありません。市場力や市場影響力をもたない事業者の効果的に競争するために必要な程度の料金設定をすることを制限するかたちで独禁法を適用することは独占的事業者との健康的な競争を妨げる可能性を含みません。</p> <p>段落(1)ア は競争事業者のネットワークを利用して提供されるサービスへの差別的料金を自らのネットワークから提供されるサービス料金と比べて議論しています。この段落が 接続料金あるいは他の卸売料金にあてはまるという点で、市場支配力がある事業者が関与する場合差別的取り扱いの法的懸念となってきます。小売料金における差別に関しては、過度な規制的アプローチは競争者の料金レベル以下の料金設定を妨げられることになり、支配的な事業者にとっても競争を不当に制限される可能性もあります。しかし、支配的事業者がオンネット対オフネットの小売価格設定において差別するような場合、段落(1)アの規定が 支配性・ネットワーク効果・差別的小売価格の組み合わせによって競争的ネットワークの発達を抑圧するのかどうか分析する際の根拠となるべきです。なぜオフネットコールに同一の料金を提供することができなのか、また競争事業者に支払われる接続料金に関連するコストに格差がある場合に、接続料金が対称的で、支配的事業者自身のネットワークのコストを正確に反映されているのに、いかにして自身のネットワークへの着信がより安価でありえるのかを支配的事業者に証明させる負担を課すことは、より道理に適っているでしょう。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
27	弁護士 魚住泰宏	<p>「このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、合理的な理由なく、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。」</p> <p>また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。」</p>	<p>3 4 電気通信役務料金の設定等に係る行為</p> <p>原案は、「加入者回線網を保有する電気通信事業者が、合理的な理由なく、競争事業者が新規参入(事業の拡充を含む。以下同じ。)した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)」は独占禁止法上問題があると記載する(原案26頁)が、電気通信事業法において、第一種電気通信事業者が、「競争事業者が存在する業務区域について、合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金を設定し、又は割引料金を設定すること」を料金変更命令の対象とする(原案29頁)などの規制が存在しているのであるから、これらの電気通信事業法による規制を前提に、独占禁止法の適用場面を解釈すべきである。この具体例においては、競争事業者の事業活動を困難にさせないような行為は、独占禁止法上問題とならないが、電気通信事業法上問題となり得るといふ余地を残している。</p>	<p>独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。</p>
27	日本テレコム株式会社	<p>電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>加入者回線網を保有する電気通信事業者が、合理的な理由なく(注29)、競争事業者が新規参入(事業の拡充を含む。以下同じ。)した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)。</p>	<p>【弊社意見及び要望】</p> <p>全ての電気通信事業者の当該行為が独占禁止法上問題となると読み取れる表現となっておりますが、実質的に公正競争及び利用者の利便を阻害するおそれがあるのは市場支配的な電気通信事業者が当該行為を行う場合であると理解しております。「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なる」ことはガイドライン原案4ページの注3において示されていますが、各禁止項目においても本趣旨を明示していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>ガイドライン原案の「第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」の“加入者回線網との接続に係る行為”への弊社意見に対応している理由(本意見書3ページ)と同様と考えます。</p> <p>問題となるのは市場支配的な電気通信事業者が行う独占分野から競争分野への内部相互補助であって、市場支配的でない電気通信事業者が行う競争分野から競争分野への内部相互補助については、事業者の経営判断によって行われるべきものであると考えます。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
27	KDDI株式会社		<p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。実態として、NTT東西地域会社がほぼ独占する加入者回線網との接続に利用者への電気通信役務の提供を依存する電気通信事業者が多数を占める現状においては、NTT東西地域会社の料金設定や接続料金設定の在り方次第で、その他の電気通信事業者の経営が脅かされることとなります。よって、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者</u>が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。」</p>	
27	KDDI株式会社		<p>個別事項(17)より、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占的に保有する支配的事業者が</u>、・・・。」</p>	
27	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社		<p>・禁止されている上記行為は、「差別対価」の事例として、電気通信事業者による他の電気通信事業者への不当な差別行為であり、加入者回線網を保有する、しないにかかわらず全て電気通信事業者に適用するべきであると考えます。従って「加入者回線網を保有する」との限定した記述を削除願います。</p>	<p>独占禁止法は、画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、すべての電気通信事業者を一律に規制することは困難。</p> <p>なお、原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を一層明確にした。</p>
27	東京通信ネットワーク株式会社		<p>また、独占禁止法上問題となる行為が「加入者回線網を保有する電気通信事業者」と記述されている箇所がありますが、次の箇所につきましては加入者回線網の所有が無くても、競争に影響を与えようと考えます。ただし、競争に与える影響を勘案し、上記同様、市場支配的な電気通信事業者のみに限定して記述されることを要望します。</p> <p>の第3の3の(1)のア (競争事業者が新規参入した地域のみ低廉な料金を設定すること)(P27)</p> <p>の第3の3の(4)のア (競争事業者に対して、受託等を拒否すること等)(P32)</p>	
28	KDDI株式会社	「合理的な理由なく、その提供に要する費用(注30)を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、不当廉売等)。」	<p>原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「合理的な理由なく、<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が</u>、自己の提供する電気通信役務の料金について、・・・。」</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
27	米国司法省		<p>B. 差別的取り扱いや地理的価格不均衡（第 I I 章第 3 . 1 (2))</p> <p>競争事業者と取引をしない役務を条件づける行為は市場支配力を持つ事業者と取引する場合反競争的になりうる可能性があります。しかしながら、そのような力を持たない競争事業者と契約する場合には反競争的な問題を引き起こす可能性は少ないということ指針では明確にすべきです。</p> <p>対照的に、ある地理的市場において市場支配力のある事業者による他の地理的市場における競争のために地理的価格不均衡を行う競争上の意味合いはより複雑です。競争が存在する地理的市場における消費者の短期的利益が既存事業者に独占的価格を引き続き課させるのではなく、競争事業者のいない地域でそのようなことが行われているのです。しかしながら、他の規制されている地域で生じた独占的利益を 事業から競争者を取り除くことや、その活動が広がる前に収入の成長をとめるなどに使うことにより、競争の存在する地域において不自然に低い価格で内部補助を行うことにより競争が歪められる可能性もあるのです。他方、競争的条件に対応するために市場力をもたない規模の小さな会社による地理的価格不均衡は通常消費者にとり有益であると判断され、市場を歪める恐れをもたないでしょう。これらの二つの状況で反独占の意味するところの違いを明確にこの段落で認めることを提言します。</p> <p>このサブセクションの (1) におけるネットワークの議論について意見を付け加えます。このセクションにおける分析は「ネットワーク効果」のために消費者が最も大きな市場シェアを持つ事業者を選択するという前提を前提としています。また大きな市場シェアを持つ事業者は競争事業者の料金より低廉な料金を設定することにより顧客を獲得できるとしています。このネットワーク効果の議論は適切で非差別的な相互接続権利がないことを明確に前提としています。しかしながら、ネットワークが効果的な規制措置の結果として負担的な接続コストなしにトラフィックを交換できる場合では、ネットワーク効果現象は緩和され、小規模の会社にとってはその事業を魅力ある物にすることが容易となります。</p>	
28	K D D I 株式会社	<p>「(注30) 例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。」</p>	<p>原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「(注30) 例えば、<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者は、</u>・・・。」</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
28	日本テレコム株式会社		<p>【弊社意見及び要望】 全ての電気通信事業者の当該行為が独占禁止法上問題となると読み取れる表現となっておりますが、市場支配的な電気通信事業者が自己の関係事業者に有利となる営業活動を行ったり、差別的な料金設定を行う場合に、不公正な取引方法や不当廉売等に該当するおそれがあることを例示していただきたいと思います。</p> <p>【理由】 ガイドライン原案の「第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」の“加入者回線網との接続に係る行為”への弊社意見に対応している理由（本意見書3ページ）と同様と考えます。 ・ 問題となるのは市場支配的な電気通信事業者が行う独占分野から競争分野への内部相互補助であって、市場支配的でない電気通信事業者が行う競争分野から競争分野への内部相互補助については、事業者の経営判断によって行われるべきものであると考えます。</p>	
28	KDDI株式会社	（記載なし）	<p>独占禁止法上問題となる行為として、以下の2文を追加していただきたいと思います。</p> <p>（追加文1） 「例えば、固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定すること。」</p> <p>（追加文2） 「例えば、固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が、自己又は自己の関係事業者をマイライン（プラス）登録することを条件として、電気通信役務の料金を引き下げる、基本料金を割引く、割引サービスの適用条件を優遇する等により、競争事業者の取引機会を減少させること。」</p>	○ 追加文1の趣旨は3(1)アに、追加文2の趣旨は3(1)アにそれぞれ含まれているものと解する。
（2） セット提供に係る行為				
ア 独占禁止法上問題となる行為				
30	米国司法省	<p>「電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、合理的な理由なく、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）」</p>	<p>D. セット提供に係る行為（第II章第3.3(2)ア）</p> <p>このセクションは電気通信事業者がコストより「著しく」下回る料金をつけて、サービスや製品とセットで自身の電気通信役務や関係事業者の役務を提供するいかなる場合も独禁法違反ととしてしています。支配的事業者による場合は略奪的価格でのセット販売は反競争的になる可能性もありますが、競争者に難しい状況を作り出すという理由だけで市場力にかかわらず全ての電気通信事業者はこの規制を課すという理由が明確ではありません。新規参入者によるコスト以下の料金設定は既存事業者を事業から追い出すことにはならず、その料金設定によって被る損失を補うことは規模の小さい事業者の負担となります。この広義の規制は新規参入者による魅力的なセットサービスによる活気ある競争から既存事業者を守ることにもなりえるのです。</p>	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
30	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>A. 独占禁止法上問題となる行為 B. 電気通信事業法上問題となる行為 (2) セット提供にかかる行為</p> <p>セット販売は、異論の多いものだけに、大いに規制当局の注意を引くテーマです。一般常識としては、セット販売が有害となるのは、ドミナントキャリアがサービスを、それが「ドミナント」と指定されるところで、競争を経て提供されるサービスとセットで販売する場合のみです。同様に、サービスを「独占」子会社と「競争的」子会社とにまたがってセット販売するのは危険です。一例を挙げれば、あるローカル・サービスの会社がローカル・アクセスを顧客の設備とセットにして、CPE を受け取るためにローカル・アクセスを強制的に買わせるというのは危険です。ドミナントな事業者によるセット販売は、消費と卸売の両市場において競争に影響を与える可能性があります。主要な懸念は、そのセット販売が競争を排除してしまうほどの影響力があるかどうかを決めることではありますが、セット販売が反競争的な影響を与えるかどうかの評価は、複雑な問題を提起しかねません(注14)。</p> <p>セット販売は、セット販売するプロダクトあるいはサービスの中のいずれについてもそれを行う者が市場支配力を持っていない場合、競争当局にとり懸念材料にはなりません。市場支配力のない事業者は、その価格政策に反競争的な影響力はなく、顧客が低価格から恩恵を受ける可能性がありますから、価格設定の自由を持つべきです(注15)。</p> <p>(注14) Of tel ガイドラインすなわち op cit はセット販売の持つ潜在的な反競争力の影響力を論じています。これには割引という形の特に微妙な形式のセット販売の議論が含まれています。ドミナントな企業が割引を提示する方法は、競争上の重大な懸念を引き起こします。例えば香港では、ドミナントな事業者は規制当局の承認なしには割引が認められません。</p> <p>(注15) 次をご参照ください。 http://www.of tel.gov.uk/publications/ind_guidelines/cact0100.htm</p>	
30	日本テレコム株式会社		<p>【弊社意見及び要望】</p> <p>前項の要望と同様、ガイドライン原案4ページの注3において示されているように、競争に悪影響を与える事業者の行為が問題となることを明記していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>競争分野の商品について行うセット販売の料金設定に関しては、市場支配的でない電気通信事業者が当該行為を行うことが直ちに競争を阻害することにはつながらないと考えます。したがって、市場支配的でない電気通信事業者の当該行為については事業者の経営判断によって行われるべきものであると考えます。また、セット販売により多様化したサービス提供がなされれば、利用者の利便性を向上させるというメリットがあると考えます。</p>	
30	K D D I 株式会社		<p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。また、加入者回線網をほぼ独占し、ISDN 回線を含む約 6000 万回線の電話利用者に請求書を発送する N T T 東西地域会社が、自己及び自己と密接な関係にある電気通信事業者とのセット割引を提供することは、その他の競争事業者の事業に甚大なる影響を与えかねず、また、競争事業者として N T T 東西地域会社に対し割引サービス等のセット割引を申し入れを行うことは現実的には考えられません。よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>「<u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者</u>が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの<u>セット提供を行うこと。</u>」</p>	
30	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		<p>10 頁の用語の定義と整合性を合わせるため。 (修正案) 競争関係にある他の商品・サービスの<u>競争事業者</u></p>	<p>10 ページに定義している「競争事業者」は電気通信事業者に限定されるが、「他の商品・サービス」は電気通信役務に限定されるものではない。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為				
ア 独占禁止法上問題となる行為				
31	米国司法省	(全般)	E. 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為(第I I章第3.3(3)ア) この段落において提示されている行為は支配的プロバイダーによって行われた場合には障害となりえます。さらに、少なくとも幾つかのケースは(回線切替の妨害、消費者に間違った情報を提供するなど)、対抗する保証がないため、選択を妨害するため、規模の小さな事業者によって行われた場合でも障害となりえます(少なくとも規制的観点からは)。しかしながら、契約の解除制限に関して市場力を持つものと持たない者との間で区別をつけるべきです。市場力を持つ事業者はその気のない顧客にそのような条件を無理やり課せるかもしれない一方で、そのような条件を受ける市場支配力のない事業者の顧客はその条件が適切に非公開であるという前提の下、価格や他の利益との交換でその条件を受けている可能性が高いのです。	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
31	KDDI株式会社	電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を妨害すること(私的独占、取引妨害等)。	市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。実態として、NTT東西地域会社がほぼ独占する加入者回線網との接続に利用者への電気通信役務の提供を依存する電気通信事業者が多数を占める現状においては、原案にある回線切替工事等の取引に関する公正競争の確保が重要となってきます。よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「 <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u> 」	
31	日本テレコム株式会社	を十分に説明しないなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を妨害すること(私的独占、取引妨害等)。	【弊社意見及び要望】 本記載の「不当な情報」には、他社の品質を下げる情報のみならず、自社の品質を実態よりも高くする情報も含まれるものと考えます。 【理由】 ・ 自社の品質を実態よりも高くする情報も公正な取引を妨害するものであると考えます。	○ 「不当な情報」には、通信品質を実態よりも低く又は高く伝えることが含まれる。
31	NTTドコモ株式会社		ここでは、あくまで、競争事業者の契約締結の妨害にまでつながる行為について規定すべき。 通常、必要事項については、口頭による説明に加え、揭示約款、パンフレット、ガイドブック等印刷媒体でお渡ししているところであり、「必要事項を十分に説明しない」ことから直ちに競争事業者の顧客契約を妨害するまでつながることはないものと考えられる。 下記との関係から、事業法では円滑に機能しないと認められる場合を除き、基本的には事業法が優先適用されるべきである。 (修文案) 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行うなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を妨害すること。	○ 必要事項について十分な説明を受けられないことによって、他の電気通信事業者への切替えを断念する場合は容易に想定されるものである。
31	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額な違約金の支払を請求し、又は合理的な理由なく他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を妨害すること(私的独占、取引妨害等)。」	「高額な違約金」は金額の多寡のみで決まるものではなく、状況により判断されることを明確にするため。 (修正案) (略) 当該顧客に対して、役務を提供するために要した費用その他を勘案し、当該顧客から通常回収を期待される合理的な金額に比して高額な違約金の支払を請求し、又は不当に他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、(略)	○ 独占禁止法は、画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであることから、「不当に妨害すること」に修正し、明確化した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
31	弁護士 魚住泰宏		3 5 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為 原案は、電気通信事業者が、「顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を妨害すること（私的独占、取引妨害等）」は独占禁止法上問題があると記載する（原案31頁）一方で、電気通信事業法上も、第一種電気通信事業者が「利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること」を業務改善命令の対象とする（原案31頁）。両者は同一内容であるから、両法の適用がなされることにより、事業者に二重の負担が生じかねず、電気通信事業法の所管（射程）範囲とすべきであって、独占禁止法の所管（射程）範囲としないことを明確にするために削除すべきである。	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。
31	日本テレコム株式会社		【弊社意見及び要望】 ・ 既に専用線で設定されている最低利用期間は、最低限の設備投資コスト回収の目的からやむを得ないものと考えます。	○ 独占禁止法は、画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであることから、「不当に妨害すること」に修正し、明確化した。
31	エヌ・ティ・コムコミュニケーションズ株式会社	31頁 第3 3(3)ア、 (3)イ (3)ア（略） (3)イ（略）	(3)ア と(3)イ、(3)ア と(3)イ はそれぞれ内容が同じであるため電気通信事業法もしくは独占禁止法どちらかの一方の規制の対象とし、二重規制による事業者への過大な負担を強いることがないようにすべきであるため。 (修正案) (事業法・独禁法どちらかの一方の規制の対象とする。)	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。
31	エヌ・ティ・コムコミュニケーションズ株式会社	31頁 第3 3(3)ア、 (3)イ (3)ア（略） (3)イ（略）	(3)ア と(3)イ、(3)ア と(3)イ はそれぞれ内容が同じであるため電気通信事業法もしくは独占禁止法どちらかの一方の規制の対象とし、二重規制による事業者への過大な負担を強いることがないようにすべきであるため。 (修正案) (事業法・独禁法どちらかの一方の規制の対象とする。)	
(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為				
ア 独占禁止法上問題となる行為				
32	米国司法省	(全般)	F. 自己の関係事業者との業務の受委託に係る行為（第I I章第3.3(4)ア） この段落は代理として電気通信役務の仲介や関係事業者から委託を受ける会社が競争事業者の委任要求を拒否したり高い料金を設定することにより関係事業者にくらべて競争事業者に対して不公平な条件をあたえることは競争違反であるとしています。非差別的な小売機会に干渉できるため、支配支配力のある事業者によるそういった行為は問題であります。しかしながら、市場的地位にかかわらず加入者回線網を保有する全ての事業者に対してこういった行為を違反であるとするは競争上公正であるとは見えないのです。	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
32	KDDI株式会社		実態として、NTT東西地域会社がほぼ独占する加入者回線網との接続に加入者への電気通信役務の提供を依存する電気通信事業者が多数を占める現状においては、NTT東西地域会社の受委託等に関する公正競争を担保することで十分と考えます。よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「 <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占的に保有する支配的事業者</u> は……。このような状況において、 <u>固定系の加入者回線網をほぼ独占的に保有する支配的事業者</u> ……。」	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
32	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社	「 自己の関係事業者に対しては電気通信業務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理、その他の業務の受託等(業務の支援行為を含む)を行う一方、競争事業者に対しては、合理的な理由なく、その受託等を拒否し、又は高い料金を設定するなど差別的に取り扱うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）」	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての電気通信事業者は自己の顧客に関する契約情報を保有しており加入者回線網を保有する事業者だけが、顧客に関する情報を保有しているわけではありません。従って、自己の保有する顧客情報を利用して自己の関係事業者のみを有利に取り扱う行為は、自己の顧客に関する契約情報を保有する全ての電気通信事業者を同等に規制すべきであり、加入者回線網を保有する事業者に限定した規定とすべきではないことから、当該部分については削除願います。 ・また、近年の異事業分野からの新規参入の増加に伴い、異分野における市場支配力を行使して知り得た顧客情報を用いて自己または自己の関係事業者だけを不当に有利に取り扱うような行為についても同様の規制を設ける必要があるものと考えます。 	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
(6) 卸電気通信役務料金の設定等に係る行為				
ア 独占禁止法上問題となる行為				
35	米国司法省	(全般)	G. 卸電気通信役務料金の設定に係る行為（第II章第3.3(6)ア） この段落は卸売の義務を全ての電気通信事業者に課している立場をとっているようにみえます。この立場は卸売に関する義務を課することが適当である市場支配力のある事業者の反競争的な行為を防止する適切な手段である一方で、競争事業者からの事業データを悪用することを禁止するという考えられる例外の除いては、市場力をもたない事業者に関してこれを競争的問題とすることを難しいでしょう。	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
35	東京通信ネットワーク株式会社		「卸電気通信役務の設定等に係る行為」について（P35） 卸電気通信役務の提供につきましては、「専ら電気通信事業者向けの役務であることから、従来の一般利用者保護を目的とした規制（契約約款の認可）とは異なる緩やかな規律を適用」（「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の一次答申より）することにより、契約約款の作成が義務づけられず、事業者間の個別契約を可能とし、事前届出制を導入するなど緩やかな規制となっています。 第3の3の(6)「卸電気通信役務の設定等に係る行為」において、独占禁止法上問題となる行為が記述されていますが、全ての電気通信事業者に適用することは、卸電気通信役務設立の趣旨にそぐわないと考えますので、競争に与える影響を勘案し、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者には、原則緩やかな規制であるべきと考えます。	
35	KDDI株式会社		個別事項（44）より、原案を以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「卸電気通信役務の提供を行う 固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者は、 ・・・卸電気通信役務の提供を行う 固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者は、 ・・・。」	
35	KDDI株式会社		前述の「基本的考え方（2）」のとおりと考えます。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 そもそも電気通信事業者への提供役務である卸電気通信役務については、提供の有無を含めて電気通信事業者の事業戦略に基づくものと理解しておりますが、原案ではこうした前提が考慮されず、全ての電気通信事業者に卸電気通信役務の提供義務があるかのごとく記述になっていると考えます。 卸電気通信役務については、実態として、NTT東西地域会社がほぼ独占する加入者回線網との接続に加入者への電気通信役務の提供を依存する電気通信事業者が多数を占める現状においては、NTT東西地域会社の提供条件について、公平性を担保することによって十分と考えます。 よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「 固定系の加入者回線網をほぼ独占する支配的事業者が行う以下の行為は、 独占禁止法上問題となる。」	
35	日本テレコム株式会社		【弊社意見及び要望】 卸電気通信役務料金の設定等に係る行為に対する各種規制については、接続約款にて回線提供義務のある市場支配的な電気通信事業者には適用すべきですが、市場支配的でない電気通信事業者に対しては原則緩やかであるべきと考えます。 【理由】 卸電気通信役務市場における公正競争及び利用者の利便が実質的に阻害されるおそれがあるのは市場支配的な電気通信事業者が当該行為を行う場合であり、市場支配的でない電気通信事業者に対する規制は「卸電気通信役務の提供条件が公共の利益の増進に支障があると認める」（電気通信事業法第39条の5第3項）以外は原則緩やかであるべきと考えます。	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
	ケーヴィエイチ・テレコム株式会社		公正競争を助長する卸電気通信役務の導入につきましては歓迎します。しかし、この役務につきまして公正取引法がすべての電気通信事業者を、電気通信事業法が第一種電気通信事業者を規制の対象としておりますことに賛成しかねます。ここでは、是非とも支配的事業者と非支配的事業者という概念を適用されることを要望いたします。と申しますのは、支配的事業者は新規事業者に不当に高額な料金を請求して公正競争を阻害する可能性があります、反対の事例の可能性は、きわめて低くなると考えるからです。	
	パルサー・コミュニケーションズ株式会社		D. 電気通信サービスの提供に関するセクション 卸電気通信サービス 電気通信事業者が、互いに卸電気通信サービスを売買できるようにするための改革については、当社も強く支持している。ただし、現行の制約を維持することで潜在的な効果が全面的に損なわれるのであれば、これらのサービスは、2つの重要な側面で過度に規制されていると言えるであろう。その2つの側面とは次の通りである：	
35	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		卸電気通信役務は、P27(ウ)にも記載されている通り、一般利用者に対する役務の提供と比べて緩やかな規律となっており、相対的の契約で提供可能とされているところ、事業者に多くの規制を課すことは立法趣旨に逆行するため。 電気通信事業法において、卸電気通信役務以外に関する料金及び契約約款の届出については定めるべき項目が明確に規定されているのに対し、卸契約約款については同様の規定が置かれなかったにも係らず、これを指針で規制すること(3(6)イ(イ))や接続約款と同等の条件を求めること(3(6)イ(イ))は立法趣旨に反する。 また、既に事業者向けの電気通信役務提供市場は競争市場となっており、3(6)に記述されているような行為は競争市場の中で淘汰されるべきものである。 (修正案) (削除)	
35	NTTドコモ株式会社		卸電気通信役務は、事業法上「一般利用者向けサービスより緩やかな規律」(P.27)を前提に導入されたものであり、整合性確保の観点からも、料金制度や契約約款制度とは異なるレベルで指針上扱うのが妥当である。 ここで、独禁法上問題となる行為として、情報の不十分な開示や、手続の遅延、更には、情報の流用等詳細にわたり規定するのは不適切である。 (修正案) 指針への記載の是非を含め見直していただきたい。	
35	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社		・上記の行為については、卸電気通信役務の提供にあたり問題であると認識しておりますが、卸電気通信役務については、(1)電気通信事業法上個別の契約及び契約約款ともに事前届出制とされており、そもそも提供の義務はないこと、(2)卸電気通信役務の提供判断については、提供に当たり必要となるシステム開発、既存サービスに与える影響等事業者の経営判断に委ねられるべきであることから、卸役務を提供しないこと自体が、独占禁止法上の問題には当たらないものであることを確認させていただきます。	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
第4 コンテンツの提供に関連する分野				
1 独占禁止法上における考え方				
38	米国司法省	(全般)	<p>H. コンテンツの提供（第I I章第4. 1と3）</p> <p>このサブセクションは情報サービスシステム運用(ハンディー・ターミナル)を通じて消費者にコンテンツを提供する電気通信事業者のよる行為に関して述べているようです。特に、サブセクションの1は情報サービス運用者として事業者がコンテンツ提供者に対して他の情報サービス運用者と仕事をする可能性を禁止する条件を課した場合独占禁止上の問題がでてくる可能性を示唆しています。もし情報サービス運用事業者が市場力を持つ場合は、これらの行為から競争上の問題が起こる可能性があります。例えば、事業者がコンテンツ市場において独占力を持つ場合、コンテンツ提供者との排他的取り決めは、その情報サービス運用事業者の市場への参入を難しくするだけでなく、コンテンツ市場において競争を抑制することになります。しかしながら、そのような独占力があるかどうかを判断する際、コンテンツ提供者にとってその商品を消費者にとどけるその他の手段があるかどうかを判断することが大切です。もし他の経路がある場合、関係市場にそれらを含める必要があるかもしれません。</p> <p>他方、このサブセクションはその規模や市場力に関わらずいかなる情報サービス運用者もコンテンツ提供者と排他的な関係を結んではいけないことを示唆しています。市場力をもたない事業者がそのようは取り決めをしたからといってそれが競争上問題となるとは考えられません。</p> <p>さらに、同項3.の+に関して、コンテンツ提供者と消費者との間の料金設定に事業者が関与することを主張する場合、市場支配力のある事業者によるそのような関与であっても消費者に実際利益がもたらされる可能性があります。一つの例としては支配的事業者が継続的な独占の結果として重複する利益をえる問題を避けるということがあるでしょう。さらに、競争上の問題は事業者に市場支配力がない場合にはおこる可能性が低いと考えます。そのため、ある環境においてこのような行為に法的懸念がある可能性には同意しますが、これらの不特定な競争上の意味合いを反映すべきであります。</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>
	英国政府		<p>15. コンテンツへのアクセスの規制、また「サービス」の定義付けの是非を決断する際には、技術面的中立性を保つことが重要である。サービスがアクセスであるとする場合(例えば価格に関する情報を共有する場合)、携帯電話をアクセラする以外にその情報を得る方法がいくつかある。よって、適切な市場はまず技術的中立性を考慮して定義付けられなければならない。このような考慮がなされた後でオンライン携帯コンテンツの供給において反競争的な要素があると判断が下される場合、当該市場の多大な市場支配力を持つ事業者(SMP)にのみが規制されるということが重要である。この事業者には携帯電話事業者が該当することもあれば、ポータル事業者、またコンテンツ事業者が該当する場合もあるだろう。</p>	
	英国政府		<p>コンテンツ規制</p> <p>14. ガイドラインには、携帯コンテンツへのアクセスを確保するための規則設定の可能性も示されている。この問題は非常に複雑で、かつ状況が非常に早く変化する分野なので、総務省および公正取引委員会に再度検討するよう要請したい。携帯電話コンテンツに対する規制は世界のどの規制機関も行ったことがなく、また変化が激しく変動も早い市場であることも踏まえ、不適切な規制が技術革新や技術発展を妨げる可能性もある。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	ポーター フォンジ ヤパン		<p>国際的アプローチ 移動体通信事業者には、コンテンツプロバイダーに対して最大限のアクセスを提供する明確な経済的インセンティブがあることが国際的に証明されています。移動体通信市場は急速に変化しており、事業者が提供する伝送サービスが以前ほど重要でなくなる一方で、コンテンツ・サービスの役割が重要性を増しています。 大多数の規制当局は、移動体通信サービスにおいてコンテンツの重要性が増していることから、規制の必要性は減りこそすれ増えることはないだろうという結論を出しています。なぜなら、「移動体通信サービスの性質が変化することにより、新規のコンテンツプロバイダーやモバイルインターネットサービスプロバイダーといった形の対抗勢力が生まれ、既存事業者との競争が促進されることで料金は下がり続けるだろうと考えられる」からです（注23）。 （注23）OFTEL, Effective Competition Review: Mobile（「効果的な競争の見直し：移動体通信」）, 2001年9月26日</p> <p>通信事業者の大多数は次のような認識を共有しています（注24）。 （注24）JP モルガン, Mobile Data: The World in Your Hand（「モバイルデータ：掌の中の世界」）, 2000年10月2日, 1ページ</p> <p>「…ARPU（ユーザー一人あたりの月平均売上）の減少とインターネットアクセスの無料サービスにより、ネットワーク利用サービスはマージンの低いビジネスになる。事業者は、単にデータ伝送ネットワーク事業者になるのを避けるために、サービスおよびポータル・プロバイダーとして自らの位置付けを変えなければならない。モバイルデータのバリューチェーンは新しいため、その価値はカスタマーリレーションと、コンテンツおよびサービスの提供に属するだろう。」</p>	
	ポーター フォンジ ヤパン		<p>フォレスターは移動体通信事業者の調査を通して次のようなことを発見しました。</p>	
	ポーター フォンジ ヤパン		<p>現行の2Gネットワークのように、将来の移動体通信事業者は、ほぼ全国的なカバー率を誇る重複したネットワークを使い、最新かつ高品質のサービスを提供するようになるでしょう。事業者は、ネットワーク・インフラ「賢く」階層型にすることにより可能になったコンテンツ・サービスの提供によって一層競争を促進していくでしょう。このような環境では、移動体通信事業者は「最先端」サービスを開発するためのパートナーシップを必要とすると考えられ、規制を受けたアクセスは不要であり不適切であるということになります。この段階での規制介入は市場構造を予断し、市場をもとにした結果の代わりに規制によって意思決定をしようとするものであり、高度な移動体通信サービスの発展を阻害することはあってもこれを促進することにはならないと考えます。このような理由で、移動体通信ネットワーク上のコンテンツを規制するのは適切ではなく、市場が発展の原動力となるよう維持すべきだという見方が出てきています。したがって、OFTEL は次のような結論を出しています（注25）。 （注25）OFTEL, Effective Competition Review: Mobile（「効果的な競争の見直し：移動体通信」）, 2001年9月26日</p> <p>「重要なことは、規制がモバイルインターネット市場の発展を歪めるべきではないということであり、ビジネス上の交渉によってよりよい結果が達成できる可能性がある際に、特定のビジネスモデルを強制するような措置をとることにOFTEL は全面的には賛成していない。OFTEL は、顕著なコンテンツプロバイダーが、移動体通信事業者との交渉において対抗力を発揮する可能性があることを考えると、第三者が果たす役割を見極める最良の方法は、規制による制限を受けないビジネス上の交渉によるものであると信じています。」</p> <p>ポータフォンは日本において、NTT DoCoMo の i モードサービス（もしくは他の2.5G および3G による「次世代サービス」）に関連してコンテンツ・サービス・プロバイダーが直面した問題を、特別扱いする正当な理由はないと考えます。これに関しては以下のことに留意することが必要です。</p> <p>これらの問題の多くは、他の事業者の市場への参入や競争が進むに連れて「解決」していくと考えられる「市場参入第一号」の問題に関連している</p> <p>市場は即時的なものではない。全ての事業者が同時期に市場に参入したり、市場が短期間で完全に成熟することもない。市場は本来一時的なもので、進化するものである</p> <p>したがって、3G のような新しい市場に介入する前に、規制当局は「静観」する姿勢が必要である</p>	
	ポーター フォンジ ヤパン		<p>修正案 したがって、ポータフォンは、「必須」義務を不当かつ不必要であり、撤廃すべきだと考えます。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	ボーダフォンジャパン		<p>4.2 コンテンツの規制 提案されたアプローチにおける問題点 ボーダフォンは、以下の理由により、移動体通信事業者に対する「必須」義務には反対します。 革新的な移動体通信サービスの発展に本質的な損害を与えかねない「過剰規制」という重大なリスクの促進 モバイル・コンテンツの競争市場の発展における経済上のインセンティブはすでに存在するため、このような規制は必要ではない 規制当局がモバイル・コンテンツへの規制に「関与するべきではない」という見解とは正反対である</p>	
38	NTTドコモ株式会社	<p>「簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダ」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダとの競争上重要であると考えられる。」</p>	<p>一般にメニューリストに掲載されることのメリットは、検索性の向上と料金回収代行であると言われている。アクセスのし易さは、Bookmark や検索エンジンにより、同等レベルに保証されており、実際のアクセス比率は概ねメニューサイト：一般サイト＝4：6となっている。 料金回収代行については、不適切なコンテンツが流れることに対するキャリアの自衛的手段として、選択基準を明確にして公正に実施しているところであり、更には、第三者機関の設置により、公平性や客観性が担保される見通しである。 また、メニューリスト掲載を一定数に限定しない場合にはユーザの操作性に係る利便性を著しく害する恐れがある。 上記より、メニューリスト掲載の選択については正当な理由があり、加えて、法律とは異質な価値判断について言及することは不適切。 （修正案） 指針への記載の是非を含め見直していただきたい</p>	<p>○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
38	K D D I 株式会社	<p>「このような状況の下、例えば、<u>システム運用事業者</u>が、合理的な理由なく、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する（注35）条件をつけて、当該コンテンツプロバイダーと取引することは、一般に市場における公正な競争を阻害するおそれのある行為であり、原則として、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</p> <p>（注35）システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を実質的に制限することとなりやすい。」</p>	<p>前述の「基本的考え方（2）」のとおりと考えます。</p> <p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。</p> <p>よって、以下の<u>下線</u>のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>「このような状況の下、例えば、<u>支配的事業者である</u>システム運用事業者が、・・・。」</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
38	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	38頁 第4 1(2) このような状況の下、例えば、システム運用責任者が、合理的な理由なく、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注35)条件をつけて、当該コンテンツプロバイダーと取引することは、一般に市場における公正な競争を阻害するおそれのある行為であり、原則として、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法19条の規定に違反することとなる。	電気通信事業者とコンテンツプロバイダーの取引条件は原則として当事者間の交渉により決定されるべきものであり、取引制限がすべて公正競争阻害性があるとみなすべきではないため。 このような状況の下、例えば、システム運用責任者が、不当にコンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する条件をつけて、当該コンテンツプロバイダーと取引することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法19条の規定に違反することとなる。	
38	日本テレコム株式会社	【弊社意見及び要望】 前項の要望と同様、ガイドライン原案4ページの注3において示されているように、競争に悪影響を与える事業者の行為が問題となることを明記していただきたいと考えます。 【理由】 ガイドライン原案の「第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」の“加入者回線網との接続に係る行為”への弊社意見に対応している理由（本意見書3ページ）と同様と考えます。		
38	NTTドコモ株式会社	「(注35) システム運用事業者は、自己のメニュー・リストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めるところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を実質的に制限することとなりやすい。」	第三者機関が設立されていない現状では、事業者として対応には限界がある。 このような状況の下で、合理的な理由の範囲が明確ではないことから、問題とならない行為を追加。 (修正案) 但し、システム運用事業者が自己のメニュー・リストのコンテンツの明確な掲載規準を定め、それを公開している場合で、その掲載基準に基づき公正に運用している場合は問題ない。	
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為				
39	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為	電気通信事業法もしくは独占禁止法どちらかの一方の規制の対象とし、二重規制による事業者への過大な負担を強いることがないようすべきであるため。 (修正案) (事業法・独禁法どちらかの一方の規制の対象とする。)	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。
39	弁護士 魚住泰宏	(全般)	3 6 コンテンツの提供に関連する分野及び電気通信設備の製造・販売に関連する分野 両分野における独占禁止法上問題となる行為及び電気通信事業法上問題となる行為については、それぞれの所管(射程)範囲を全く明確にすることなく記載されており(原案39頁以下、42頁以下)、事業者からすれば、端的に二重の負担が生じることになる。	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
39	日本テレコム株式会社	「システム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における料金競争を減殺することは、独占禁止法上問題となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）」	<p>【弊社意見及び要望】 前々項の要望と同様、ガイドライン原案4ページの注3において示されているように、競争に悪影響を与える事業者の行為が問題となることを明記していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 ガイドライン原案の「第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」の“加入者回線網との接続に係る行為”への弊社意見に対応している理由（本意見書3ページ）と同様と考えます。</p>	○ 独占禁止法の適用に当たっては、具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を判断し、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたり、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題とするものである。この旨を一層明確化した。
39	KDDI株式会社	<p>前述の「基本的考え方（2）」のとおりと考えます。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案） 「<u>支配的事業者であるシステム運用事業者が、以下のような行為により・・・。</u>」</p>		
39	KDDI株式会社	「合理的な理由なく、競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載（注36）若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否すること。（注36）要望するカテゴリへの掲載を含む。」	<p>以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案） 「合理的な理由なく、競争事業者のメニューリストへ・・・、自己のメニューリストへの掲載（注36）・・・又は料金回収代行サービスの提供の拒否すること、<u>コンテンツの編集権を利用したサイトのツリー構造の最下層近辺への配置及びカテゴリの変更を迫ること。</u>」</p>	○ サイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不利益を与える行為は独占禁止法上問題となる旨明記した。
39	日本テレコム株式会社	「合理的な理由なく、自己のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、若しくは競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。」	<p>【弊社意見及び要望】 ・「また、既に自己のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対し競争事業者へのコンテンツ掲載を禁止すること。」という一文を末尾に追加していただきたいと考えます。 実質的に公共の利益が阻害されるおそれがあるのは市場支配的なシステム運用事業者が当該行為を行う場合であることを例示していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 コンテンツ掲載に関する契約締結前のみならず、契約締結後に当該行為が行われる場合にも、公正競争上問題となると考えます。 ・市場支配的でないシステム運用事業者が当該行為を行うことが直ちに競争を阻害することにはつながらないと考えます。したがって、支配的事業者でないシステム運用事業者が行う当該行為については「採ることが望ましい行為」に分類すべきと考えます。自由競争においては、当該行為は本来市場によって規律されるべきものであり、過度の規制は事業者の市場参入意欲をそぐものと考えます。</p>	○ 御指摘を踏まえ追加した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野				
1 独占禁止法における考え方				
41	KDDI株式会社	<p>「このような場合において、例えば、電気通信事業者が、合理的な理由なく、電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引、その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件をつけて当該設備メーカーと取引をすることは、一般に市場における公正な競争を阻害するおそれがある行為であり、原則として、不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</p> <p>なお、一般に、特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法における考え方については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公正取引委員会）に基づいて判断される。」</p>	<p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねませんよって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案） 「このような場合において、例えば、<u>支配的事業者</u>が・・・。」</p>	<p>独占禁止法は、画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針原案4頁の注3で「同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい」としたところである。原案を修正し、個別の行為が独占禁止法に違反することとなるか否かは競争に与える影響を勘案して判断される旨を一層明確にした。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
41	K D D I 株式会社	「電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は価格競争を減殺させることは、独占禁止法上問題となる(私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等)」	市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「 <u>支配的</u> 事業者が以下のような行為により、・・・。」	
3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為				
41	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	「 <u>独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為</u> 」	電気通信事業法もしくは独占禁止法どちらかの一方の規制の対象とし、二重規制による事業者への過大な負担を強いることがないようにすべきであるため。 (修正案) (事業法・独禁法どちらかの一方の規制の対象とする。)	独占禁止法は、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の問題とならないとすることはできない。
42	N T T ドコモ株式会社	「設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。」	代替手段がある場合についてまで問題があるとは言えない。 (修正案) 設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、必要不可欠な特許等について設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。	○ 御指摘を踏まえ修文した。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
競争を一層促進する観点から事業者が自主的に採ることが望ましい行為				
46	米国司法省	(全般)	<p><u>事業者がとることが望ましい行為（第ⅠⅠⅠ章）</u></p> <p>この章では、競争上機微な情報を濫用にしたり不当に公開することを防止するためにファイアウォールの設置、貸与申込手続きや情報の公開、独禁遵守マニュアルの用意などの電気通信事業者の行為を強制ではなくいわゆる「望ましい」ものとしています。しかしながら指針案は「望ましい」行為の指定の意義を明確にしません。指針は独禁法の目的のために、「望ましい」行為がとられない場合、申し立てられた違反者に対してこの指針の関連部分を遵守する方法を示すことを負担させることは、「望ましい」行為と同等の違法な行為を妨げる効果を発揮することを提言します。</p>	<p>原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。</p> <p>記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。</p>
	欧州委員会代表部	<p>指針で主要な事業者に関係する「望ましい行為」の義務化ができませんか？</p> <p>指針第 条の「望ましい行為」について、なぜ一部の「望ましい行為」が主要な事業者にかかわる場合に限り望ましいのかについての説明がありません。日本は WTO に対する公約に従って、主要な事業者による競争制限的行為を防止する必要があります。例えば、主要な通信事業者の相互接続装置と他の装置が物理的に離れていなければ情報の濫用をどうやって防止できるのでしょうか？</p>		
46	(社)経済団体連合会	<p>1. 「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」について</p> <p>指針の第一義的な目的は、原案 「指針の必要性と構成」にあるように、「独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していく」ための行政の規準を明らかにすることにある。また、指針を有用なものとするには、「独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせない」ようにすることも重要である。そのような観点からは、原案 の「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」、即ち法律の発動要件を構成する行為を示すだけで十分である。 の「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」は行政指導的な意味を持ち、「問題となる行為」との間に却ってグレーゾーンを作り出す恐れがあると考えます。</p>		
46	KDDI株式会社		<p>原案につきましては、その内容に関する是非はともかく、記述されている項目等につきまして、履行しない場合に法的に不利益があるのかどうかを明確にさせていただきたいと考えます。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
46	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>・ 競争を一層促進する観点から事業者がとることが望ましい行為</p> <p>このガイドラインに、ドミナントキャリアの企業構造および会社における関連部門間の関係に関連する保護手段が盛り込まれていることは、弊社にとり喜ばしいことです。ガイドラインが、当局により「望まれる」のは何かを示すのみで、このような行為を要件とし、強制できる、としていないのには失望を感じております。この考え方は米国など他の市場で展開されています。そこでは明確な組織上の分離と禁止行為、例えば Bell Operating Companies とその競争的子会社との間におけるもののようなものが法に掲載されています（注16）。同様の分離の考え方は、例えば指定第1種と第2種の設備およびその両者の競争的子会社間の分離のように、日本でも、有効であり得ます。日本でも有効であろうと弊社が考えるアイデアは主要な2つの領域に分解できます。すなわち1) 分離子会社の要件と2) 構造上および取引上の要件です。</p> <p>分離子会社は次の要件が必要とされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 情報、コンテンツ、データサービスの分離子会社への要件 - 設備製造の分離子会社への要件 - 卸サービスの分離子会社への要件 <p>（注16）電気通信法（1996年）、セクション272。分離子会社：保護手段を参照。</p> <p>日本政府は、現在準備中のNTTグループ会社向け事業拡大ガイドラインと直接関連させて分離子会社の要件を検討すべきである、と弊社は考えております。NTTの反競争的な行動へのインセンティブと、加入者回線の支配力を他の市場へ及ぼす同社の能力は、懸念するにふさわしいものです。日本における代替的インターネットとブロードバンドのサービスが、初期的段階にある以上、全力を尽くして、適切な保護手段をもったNTTの競争的關係会社の設立に努める必要があります。経団連が共同後援して開かれた日本の電気通信改革に関する欧州ビジネス協議会の会議（9月19日東京）で議論が闘わされた問題は、NTTがいかにして、ADSL市場に比較的遅く参入しにもかかわらず、なぜ50%のマーケットシェアを取れるのか、でした。総務省と公正取引委員会に対し、弊社としては是非ともお勧めしたいのは、NTTグループ企業が加入者端末交換サービスにおける支配力を近隣の競争的市場へ及ぼして競争相手へ損害を与えるのを防ぐ方策をご検討いただきたいということです。</p> <p>構造上および取引上の要件としては次のようなものが挙げられるでしょう（1996年米国の法令から大量に借用しています）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 子会社はドミナントな関連会社のものとは別の帳簿、台帳、記録を保管のこと。 - 子会社はドミナントな関連会社とは別の役員、取締役、従業員を持つこと。グループの関連会社間およびグループの関連会社と政府間の出向・派遣は禁止。 - 子会社はドミナントな関連会社の庇護のもとに融資を受けるか、または、ドミナントな関連会社が責任を負う形で融資の協定を結ぶことはできない。 - 子会社はドミナントな関連会社およびグループ内の他企業との取引を行うにあたっては多少の距離を保たなければならない。求められれば、この取引に関する書類を提出して、公的な検査に応じなければならない。 - 子会社は、商品、サービス、設備、情報の提供、あるいは規格の制定においてグループ内の関連会社を差別しても、特別の計らいもしてはいけない。 - サービス提供のために、分離関連会社の経営を求められる会社は、定期的に監査を受けて、これらの要件を満たしていることを立証する。米国では頻度は2年毎。この監査報告書は連邦と州の規制当局へ提出される。 - これらのルールに従う会社は、非関連会社からの電話交換サービスと交換アクセスの要求を満たす期間としては、会社が自己または関連会社向けにそのような電話交換サービスを提供するのと同期間以内でなければならない。 - その会社は、6カ月ごとに、自己および非関連会社向けの回線、配置、修理、メンテナンスを対象とする実際の提供/対応回数の報告書を規制当局に提出して、公的な検査に供する。 - その会社は、通常、グループ外には定額料金で提供しているプロダクトおよびサービスすべてのグループ内での受け渡し価格を6カ月ごとに規制当局に提出すること。 - その会社は、電話交換サービスへのアクセスおよび交換アクセスの金額を自己の子会社および関連会社に請求するにあたっては、同じサービスについて非関連の事業者に対して請求する金額を下回らないこと。 - グループ内関連会社間の抱き合わせ販売、他の関連会社の利益での補填は禁止。 - グループ内関連会社間での建物、事務所スペースの共用は禁止。 	御指摘を踏まえ、適切に対応したい。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
46	ビー・ピー・テクノロジー株式会社		競争を一層促進する観点から事業者が取ることが望ましい行為について NTT地域会社は、自社及びグループ企業において加入者回線を用いたインターネット接続サービスを提供していることに鑑み、当該支配的事業者の自主的な行為にまかせるだけでなく、支配的事業者の接続に係わる部門とその他の部門あるいはボトルネック設備を提供する場合にはグループ企業も含めた情報遮断、情報開示の同一性の確保、接続およびコロケーションの実施状況の公表を、義務として必ず実施されるようにすべきであると考えます。	原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。 記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。
46	株式会社アイ・ピー・レポレーション	競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為について 接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保等について、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、ファイヤーウォールの状況を総務大臣に報告義務を課せられることになりました。公正競争の促進の観点から、同内容を関係する電気通信事業者に広く開示することを義務付けることが必要です。 なお、この中で、市場支配的ではない事業者にも市場支配的な事業者と同様な行為を望んでいますが、こうした情報の開示義務は、市場支配的な事業者に、公正競争の視点のみから課せられるべきであると考えます。同等の義務を新規参入事業者にも課すことは、煩雑な作業負担をまねき、競争促進の精神に反する規制強化につながることを懸念します。電気通信事業法改正における、市場支配的ではない事業者に対する、大幅な規制緩和の方向性をつらぬいていただきたいと考えます。		
46	日本テレコム株式会社	【弊社意見及び要望】 望ましい行為が6項目示されていますが、「内部相互補助の禁止の徹底」という項目を追加し、「市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、指定設備管理部門から指定設備利用部門へ内部相互補助を行うことにより、ネットワークコストを下回る不当に安価な利用者料金を設定していないことを検証できるよう、情報開示を行うことが望ましい。」旨、説明を加えていただきたいと考えます。 【理由】 内部相互補助を実施できる立場にある第一種電気通信事業者によって不当に安価な利用者料金が設定されることにより、公正且つ自由な競争が阻害されることが考えます。		
1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断				
46	KDDI株式会社	「市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。	前述の「基本的考え方（2）」のとおりと考えます。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 そもそも接続において知り得た情報等を自社の営業活動や自社と密接な関係のある電気通信事業者の営業活動に流用することにより、自社及び自社と密接な関係にある電気通信事業者の競争事業者の営業活動等に多大な損失を与えることが可能な事業者は、「一種指定」を設置する一種事業者であると考えます。 よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。 (修正案) 「 <u>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、</u> ・・・遮断しなければならない	原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。 記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
46	KDDI株式会社	こうした情報を確実に遮断するため、例えば、 <u>接続担当部門と営業部門等を別フロアーに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等の間の人事交流に当たって、両部門の情報遮断を確保するための措置</u> を講ずることが望ましい。	原案の「接続担当部門」のみならず、例えばネットワーク等の設備設計部門や保守部門等、接続の業務を通じて知り得た情報を接続部門を通じて業務上知り得る部署等についても、営業部門や自己の関係事業者との間において、情報を遮断する措置を講じる必要があると考えます。 なお、こうした接続の業務を通じて知り得た情報を接続部門を通じて業務上知り得る部署等については、情報の漏洩を未然に防ぐ観点からも、その部署名を公表する必要があると考えます。	
46	NTTドコモ株式会社	また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるよう、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。	フロアーの有効活用の必要性や人事交流に対する制限につながる表現は会社の経営上、社員の育成上の負担が過大であり、不適切。 上記は経営判断マターに位置づけられる。 マニュアルの実施状況は公表になじまない。 こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアーに配置するなど、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。 (修正案) また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施することが望ましい。	
46	KDDI株式会社	さらに、 <u>市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においても、接続の業務に関して知り得た情報の遮断措置を実施することが望ましい。</u>	前述の「基本的考え方(2)」のとおりと考えます。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 そもそも接続において知り得た情報等を自社の営業活動や自社と密接な関係のある電気通信事業者の営業活動に流用することにより、自社及び自社と密接な関係にある電気通信事業者の競争事業者の営業活動等に多大な損失を与えることが可能な事業者は、「一種指定」を設置する一種事業者であると考えます。 よって、原案を削除していただきたいと考えます。	
46	西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社		人事交流の制限に関するガイドラインの規定については、経営上また社員の育成上の負担が過大であり、本規定については削除願います。	
46	東京通信ネットワーク株式会社		「接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断」について(P46) の1「接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断」において、「市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においても、接続の業務に関して知り得た情報の遮断措置を実施することが望ましい。」と記述され、市場支配的な電気通信事業者と同等の遮断措置が要望されています。弊社といたしましては、前述第2項で「接続の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に関する行為」を市場支配的な電気通信事業者のみに限定して記述されることを要望したと同様に、この情報遮断措置については、市場支配的な電気通信事業者のみに限定して記述していただきたいと考えます。	
2 接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保等				
46	KDDI株式会社	「 <u>市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においては、競争を一層促進する観点から、接続・コロケーションの請求に際して必要な情報(加入者回線網及びコロケーションを行う建物の設置場所、その空き状況(現状において接続・コロケーションが不可能であれば可能となる具体的時期を含む。)</u> 等に関する	前述の「基本的考え方(2)」のとおりと考えます。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 原案のように全事業者一律にコロケーションスペースを用意することが義務であるかのような規定は、非支配的事業者が自社設備(局舎)を設置すれば、コロケーションスペースを用意しなくてはならないかの印象を与えかねず、設備投資インセンティブを削ぎかねないと考えます。 よって、当該文章を削除していただきたいと考えます。	原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。 記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
46	日本テレコム株式会社	情報及び接続・コロケーションに関連する技術的情報等）の開示請求に対しては、当該情報の開示の程度及び開示請求を処理する期間について、当該加入者回線網への接続・コロケーションを希望する競争事業者と自己の営業部門又は自己の関係事業者を同一に取り扱うことが望ましい。」	<p>【弊社意見及び要望】</p> <p>・「また、工事費等の請求において請求内容の妥当性を検証するため、具体的な作業内容・時間等を他の電気通信事業者（請求先）に開示することが望ましい。」との記載を追加していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>同一性の確保のためには、請求内容の妥当性を検証することが不可欠であると考えます。</p>	
3 加入者回線網の開放の徹底				
46	KDDI株式会社	「加入者回線網を保有する電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。」	<p>前述の「基本的考え方（２）」のとおりと考えます。</p> <p>ガイドラインのP43で記述されているとおり、「一種指定」のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）の観点から原案のような措置を講じる事業者としては、「一種指定」を設置する一種事業者とすることが適当と考えます。</p> <p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。</p> <p>上記及び「一種指定」を設置する一種事業者との接続において、より透明性を確保する観点から、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p><u>「第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、・・・公表することが望ましい。また、工事費等の請求において、請求内容の妥当性を検証するため、具体的な作業内容・時間等を他の電気通信事業者（請求先）に開示することが望ましい。」</u></p>	<p>原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。</p> <p>記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。</p>
46	株式会社 ケイ・オプティコム		<p>（意見）</p> <p>先に述べましたように、競争促進のためには、市場支配的な事業者に対抗できる新規事業者の育成が重要であり、そのためには、支配的事業者には「規制の強化」、その他の事業者には「規制の緩和」が必要であると考えております。よって、支配的事業者に限定して、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況等を公表させることが望ましいと考えます。</p> <p>。</p> <p>（修正案）</p> <p>加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい</p>	
46	東京通信ネットワーク株式会社		<p>「加入者回線網の開放の徹底」について（P46）</p> <p>の3「加入者回線網の開放の徹底」において、「加入者回線網を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。」と記述されていますが、競争に与える影響を勘案し、市場支配的な電気通信事業者に限定して記述されることを要望します。</p>	
46	日本テレコム株式会社		<p>【弊社意見及び要望】</p> <p>・「加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者」に限定していただきたいと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>本行為が採用されないことにより公正且つ自由な競争が実質的に阻害されるおそれがあるのは、加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者の場合にあてはまると理解しております。したがって、加入者回線網を保有する電気通信事業者全てを対象とする必然性はなく、加入者回線網を保有する電気通信事業者全てを対象とすることは、事業者の加入者回線市場への参入意欲をそぐものと考えます。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	株式会社四国情報通信ネットワーク		(1) 加入者回線網の開放の徹底（４６ページ） 他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を公表することが望ましいとありますが、ボトルネック設備を所有し、市場支配力を有するNTTグループに対しては、その関係事業者以外の電気通信事業者に対して不当な取扱等がないよう、その運用を特に厳しくチェックすることが、競争を促進する上で必要となりますので、接続・コロケーションの実施状況を実施後速やかに公表することを義務付けることを希望します。	
4 電柱・管路等の貸与関係				
47	KDDI株式会社	(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断 電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と自己の営業部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じることが望ましい。 情報遮断の具体的な実施については、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが重要である。 気通信事業者への回答を行うことが望ましい。	前述の「基本的考え方（２）」及び「基本的考え方（３）」のとおりと考える。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 よって、以下の下線のように修正していただきたいと考える。 (修正案) 「電柱・管路等を保有する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は・・・」	原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。 記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。
47	KDDI株式会社		前述の「基本的考え方（２）」及び「基本的考え方（３）」のとおりと考える。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 よって、以下の下線のように修正していただきたいと考える。 (修正案) 「設備を保有する、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は・・・。」	
48	KDDI株式会社		前述の「基本的考え方（２）」及び「基本的考え方（３）」のとおりと考える。 市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。 よって、以下の下線のように修正していただきたいと考える。 (修正案) 「電柱・管路等を保有する、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は・・・」	
47	九州電力株式会社		(意見) 情報遮断の具体的な実施方法については、設備保有者側の企業秘密保持上、一般への公開は困難と考える。「外部から検証できる」の範囲について明確化、または削除を要望する。なお、情報遮断の実施について関係官庁等による検証が実施される場合においては、資料の提出等、必要な協力は実施していく。 (修文案) 電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じることが望ましい。(以下削除)	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
49	関西電力株式会社		<p><意見></p> <p>・「情報遮断の具体的な実施については、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが重要である。」を「情報遮断の具体的な実施については、設備保有者は、その実施状況を公正取引委員会が検証できるよう資料の提供等につき、必要な協力を行うことが望ましい。」に変更して頂たい。</p> <p><理由></p> <p>・ 不公正な取引に関しては、独禁法を運用する公正取引委員会がチェックできるようにすれば十分であり、それ以上の情報の外部開示は、商業上の守秘義務に違背するケースやセキュリティ面での不安を招くおそれがあるからである。</p>	
47	東京電力株式会社	<p><意見></p> <p>「外部から検証」の意味を解説して欲しい。企業内のマニュアル等は、広く開示すべきでないセキュリティーや企業秘密に係わる部分も含まれるため、広く公開すべきものではなく、所管官庁等が必要に応じて確認できれば十分である。</p> <p><修正案></p> <p>以下のとおり修文</p> <p>・・・情報遮断の具体的な実施については、設備保有者はその実施状況を所管官庁が検証できるよう資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。（P 4 8 - (2) と同様な表現）</p>		
48	九州電力株式会社	<p>(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベースの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。</p> <p>具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。</p>	<p>(意見)</p> <p>自己の関係事業者への貸与実施状況の公表は、特に関係事業者数の少ない設備保有者の場合において、関係事業者の事業内容を他の事業者に公開する行為に等しく、企業秘密上問題があると考えられる。</p> <p>また、当社においては、過去から、全ての事業者からの貸与申込について真にやむを得ない場合を除き公平に貸与を実施してきており、貸与の実績については申込者の事業内容によることから、貸与実績数値の公開は誤解を招く恐れがある。</p> <p>なお、貸与実施状況等、企業活動の公表については各企業が自主的に判断して実施すべきものであると考える。</p> <p>以上より、本条文の削除を要望する。</p> <p>(修正案)</p> <p>(全文削除)</p>	
47	ニューセンチュリーグローバルネット株式会社		<p>現時点では、何も公表されておりません。NTT 東西以外の NTT グループ各社も含めて、保有する該当設備の貸与状況の公表を、すみやかに実施するように指導願いたい。</p>	
48	四国電力株式会社		<p>4 8 ページの (3)</p> <p>結果的に、貸与先が自己の関係事業者 1 社のみであった場合、貸与実績を公表することは、その関係事業者の事業内容が外部から容易に推測できることとなり、他の競合事業者との競争上、自己の関係事業者が不利益になる恐れがあるため、貸与実績を公表する際に、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区別して公表する方法は避けるべきである。</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
48	東京電力株式会社		<p>< 意見 > 企業活動の内容の公表は企業の自主性に任せるべき。とくに、母数の少ない関係会社への貸与実績等の公表等については、その事業内容が外部から容易に推測できることとなり、企業機密保持上の問題を生じる可能性がある。また、過去からの経緯、関係会社の事業内容との関係などから単純な数値の公表はかえって誤解を招く。このため、実施状況の公表は問題となる場合がある。</p> <p>< 修正案 > 以下の部分を削除 [具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を取りまとめ公表することが望ましい。]</p>	
5 卸電気通信役務市場の活性化				
48	(社)テレコムサービス協会		<p>1, 卸電気通信役務市場の活性化について (意見) 卸電気通信役務に関する提供条件の透明性ならびに公平性の確保の観点から、卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者などの通信事業者においては、その料金その他の提供条件に関し、原則、約款化を図ることでその取引の公正さを明示していくことが、卸電気通信役務市場の透明な運用とその市場拡大に寄与する方策であると考えます。</p> <p>さらに、こうした方策の実施により最低限の情報格差を埋めていくことが、新規参入者や情報獲得面で総じて不利な立場にある中小の通信事業者などへの利用インセンティブに貢献することが期待できるからであります。</p>	<p>原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。</p> <p>記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。</p>
48	KDDI株式会社		<p>卸電気通信役務の提供に関し、「一種指定」を設置する一種事業者が提供する場合は、公正性の担保等から料金その他の条件を約款化することが適当と考えます。</p> <p>一方、非支配的事業者の卸電気通信役務の提供に関して、当該提供条件を約款化するか、又は個別の契約とするかについては、当該事業者のサービス戦略上の選択であると考えます。</p> <p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。</p> <p>また、今回の電気通信事業法の改正に伴い役務提供が認められた卸電気通信役務について、「事業者が採ることが望ましい行為」とすることは少々時期尚早の感があると考えます。</p> <p>よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「・・・、<u>第一種指定電気通信設備を設置する</u>第一種電気通信事業者は、料金その他の条件を約款化・・・。」</p>	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
48	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>1) 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断</p> <p>2) 接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保</p> <p>3) 加入者回線網の開放の徹底</p> <p>4) 電柱・管路等の貸与関係</p> <p>(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断</p> <p>(2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等</p> <p>(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表</p> <p>5) 卸電気通信役務市場の活性化</p> <p>第1章2.3「電気通信事業法適用への基本的アプローチ」(英語版7ページ)には「加えて、他の電気通信事業者(市場支配力を持たない電気通信事業者)のために、約款、電気通信設備の接続/共用、卸電気通信サービスは、規制を撤廃し、事業の柔軟な発展を可能にする」との表明があります。弊社は、この特段の決定ならびに、事業者が市場支配力を持たない場合、規制を受けるべきではないという原則に拍手を送ります。第11章3.2.(3)「卸サービスシステム」では卸市場の更なる自由化が再び浮上しています。これは「約款は強制的なものではない」という、この部門の要件の全般的な緩和です。</p> <p>弊社として、文書全体を通して卸サービスについての自由化への全般的な方向が、本第111章5)とは相容れないと見ます。第1種プロバイダだけが標準約款に関連してスケジュールの作成と発表を求められている、と申し上げます。他の者、例えば第2種プロバイダが、上記の章に基づき、それを求められていないとすれば、ある業種の事業者に対する差別的な取扱いです。一般論として、卸サービスは約款をなくすべきと考えます。ただし例外はこのサービスでのドミナントキャリアで、同キャリアは総務省殿へ認可約款を申請すべきです。</p>	
	株式会社四国情報通信ネットワーク		<p>(2) 卸電気通信役務市場の活性化(48ページ)</p> <p>卸電気通信役務のスキーム創設に併せ、事業者が採ることが望ましい行為として、提供条件の約款化もしくは標準的な提供条件の作成・公表が挙げられていますが、現有設備絶対値の多寡の関係から必然的に地域通信市場でのプライスリーダーとなるNTT地域会社に対しては、標準的な提供条件や実際の契約内容の公開等を義務付けることを希望します。</p> <p>また、NTT地域会社が自らお客さまにサービスを提供する場合と、他の電気通信事業者へ卸電気通信役務を提供する場合との提供条件(工期、設備余裕度の考え方等)の同一性については、厳格な運用が必要であると考えております。</p>	
48	NTTドコモ株式会社	卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、 <u>第一種電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件を約款化すること、あるいは標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。</u>	卸役務については提供義務はなく、また、提供する場合でも個別契約または契約約款のいずれによってもよいこととなっており、事例として不適切。 (修正案) 指針への記載の是非を含めて見直していただきたい。	
48	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		多様な形態による設備の提供が、個別の契約ベースで可能となる役務として卸電気通信役務の制度を創設するという立法趣旨に反するため。 (修正案) (削除)	
6 違反行為防止マニュアルの作成				
48	KDDI株式会社	電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。	<p>前述の「基本的考え方(2)」及び「基本的考え方(3)」のとおりと考えます。</p> <p>市場において影響力がないにも関わらず、非支配的事業者の行為まで含む形で規定することは、当該事業者の事業活動に過度の制約を設けることになりかねません。</p> <p>よって、以下の下線のように修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 「<u>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は・・・。</u>」</p>	<p>原案に記述されている行為は、事業者が自主的に採ることによって競争の一層の促進や独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであるが、事業者がそれを実施しないことをもって直ちに問題とされるものではない。御指摘を踏まえ、事業者の活動を過度に制約しない観点から、原案を修正。</p> <p>記載の行為自体を公正かつ自由な競争を阻害するおそれがある行為と取り扱うことは困難。</p>

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
48	NTTドコモ株式会社	また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。	マニュアルの実施状況は公表になじまない 他社の販売代理店にまで、キャリアの責任として遵守徹底は実行上困難。 （修正案） 電気通信事業者は、競争環境を一層整備する観点から、社内において独占禁止法及び電気事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることが望ましい。	
48	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		6) 違反防止マニュアルの作成 市場支配力を持たない企業が社内手引きを作成して、反競争的行為を防ぐ研修を実施するよう求められる必要は全くないと考えます。ガイドラインのこの部分は、遵守する余裕のほとんどない企業に過剰な義務を課するという危険を冒すものです。ドミナントでない第1種事業者が独禁法違反についてなぜ教育を受けなければならないのか理解いたしかねます。小規模の事業者は、ドミナントな事業者が侵す違反の影響を受けることはあるかもしれませんが、自分のほうが独禁法に違反することなどできないでしょう。対応する必要のない金と時間の無用の浪費があるでしょう。苦情プロセスに関する第IV章のコメントをご参照ください。NCCsがこれらのルール違反防止の詳細について理解するよう、いずれかの省庁から業界への簡単な説明会の機会があるかもしれません。この手引書はそのような解明を要する領域のものです。	
48	株式会社 ケイ・オブティコム		企業内のマニュアル等は、広く開示すべきでないセキュリティや企業秘密に係る部分も含まれるため、「その実施状況を公表することが望ましい。」を削除する。	
48	日本テレコム株式会社		【弊社意見及び要望】 独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルについては、本ガイドラインに対応する部分に限定されると理解しております。また、標準マニュアルが作成されれば、全事業者が個別に当該マニュアルを作成することに比べて導入がスムーズになると考えます。	

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
報告・相談，意見申出等への対応体制				
第1 違反行為の報告・相談，競争の促進に関する各種苦情・意見申出等				
49	米国司法省	(全般)	<p><u>手続きと救済措置（第I V章）</u></p> <p>この章では違反の報告，意見や競争促進に関する他の見解を提出するなどに対応する体制を短くまとめてあります。公取委と総務省が商業ベースの交渉を直接もたせることは反対であるため，役務を提供する条件を強いることができるか懸念をもっています。交渉の実質的な遅れは市場から競争者を阻害する行為につながる可能性もあります。米国の規制上の経験から，意見の迅速な解決が競争的な市場の発展に不可欠であったと証明されています。残念ながら，指針案のこの部分は関連当局が意見に対処する時間制限を特定していません。対照的に，米国の1996年の通信法では交渉の時間的制限や相互接続契約に関する規制当局者の意思決定に関する時間制限を設定しています。この指針案の多くの案件の時間的重要性に照らすと，指針は少なくとも公取委と総務省が迅速に意見に対し調査し回答するという当局の関与責任を明確にすべきです。</p>	○ 公正取引委員会が行っている「事前相談制度」に基づく相談については，原則として申出書を受領してから30日以内に回答することとなっており，その旨明記した。
49	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		<p>報告・相談，意見申し出等への対応体制</p> <p>第1. 違反行為の報告・相談，競争の促進に関する各種苦情・意見申出等</p> <p>総務省及び公正取引委員会から，電気通信市場での不正取引行為の報告書につき企業と個人から意見を聴取してみたい，とのこと，弊社といたしましては嬉しく存じます。このガイドラインにつき，あいまいな点が若干残っております。</p> <p>1. ガイドラインが法律の中でいかなる位置付けになっているか判然としません。子会社を他の子会社の利益で補助することを退けるなどの特定の禁止は，ガイドラインでは明快ですが，事業法にも独禁法にも詳しくは説明されていません。弊社の懸念は，このような行為は，それが立証された場合，ガイドラインのもとでは訴訟あるいは罰金の対象になれないのではないかとということです。</p> <p>2. 他の懸念は訴訟手続です。仮にある企業が被害を受けたと思い，訴状を提出した場合，そのあと，どのような種類の訴訟手続があるのでしょうか。両省向けのノーアクションレターガイドラインのもとにおいても，ガイドラインに基づく訴状に対して，回答が来る時期についての特定のスケジュール表がありません。全面的な調査が必要な場合，弊社であれば，各機関に対し，申立て人と明確な意思疎通を急ぎ，予想される結果につき話し合うよう依頼します。公式のスケジュールを公表していただければ大変ありがたく存じます。原告が，訴状をどの機関に提出するかを知るにはどうすればよいのでしょうか。どのような証拠が必要でしょうか。この点について更なる詳細な情報をいただきたいと思えます。多くの規制当局および競争当局がこの問題に取り組んでおります（注17）。</p> <p>（注17）例えば，公正取引局が作成したガイドライン「1998年競争法 - 主要規定OFT 400」およびOFTとOfTelが共同で作成したガイドライン「1998年競争法 - 電気通信事業部門における適用」OFT 417を参照。</p> <p>多くの事業者およびサービス・プロバイダがこのガイドラインについて同様の質問を抱えていると思われま。弊社といたしましては，ガイドラインが作成された時点で，両省のいずれかまたは双方で，ガイドラインについての公開情報説明会を開催し，質問にご回答願うとともに，特定の要件のいくつかについてその背後にある目的をご説明いただくよう，ご提案申し上げます。企業の中には報告能力の備えと違反防止要員を配置しなければならず，求められているものが何かを正確に把握する必要のある企業が多いと思われま。</p>	○ 指針のうち，独占禁止法に係る部分については，公正取引委員会が独占禁止法を運用するに当たっての考え方であって，独占禁止法の範囲を超えるものではない。

頁	意見提出者	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
第2	公正取引委員会と総務省の連携			
50	KDDI株式会社	「P50 第2」 原案： 「公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談等について、電気通信事業法上問題となる可能性がある」と公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性がある」と総務省が判断した場合などにおいて、必要に応じ相互に、相談者の希望を踏まえ、連絡することとする。 また、公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合性を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。」	電気通信事業者等が、本ガイドライン等に関する相談等を公正取引委員会若しくは総務省のどちらか一方に行った場合、自動的に、両者が相談等の内容に関係があるなしの判断下す前に、一義的には全ての案件について両者が把握することが可能となるような仕組みを講じることをガイドラインに明記していただきたいと考えます。 具体的には、例えば、事業者が何だかの理由により総務省に対し、電気通信事業法96条の2に基づく申立を行った場合は、総務省からの連絡等により自動的に、同様の内容において公正取引委員会に対し独占禁止法45条の申立を行ったこととなる仕組みとしていただきたいと考えます。	○ 公正取引委員会に寄せられた相談については、相談者が希望する場合には、総務省に連絡することとしている。
50	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	50頁 第2 また、公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合性を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。	二重規制を回避し、事業者の負担軽減を図るべきであるため。 (修正案) また、公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合性を図る観点から、それぞれの処理についての情報交換等を行い、事業者が同一案件につき説明等の二重の負担を負うことのないよう役割分担に努めることとする。	○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨を 第2 に明記した。
50	ビー・ビー・テクノロジー株式会社		公正取引委員会と総務省の連携について 公正取引委員会と総務省におかれましては、IT基本法に基づく、わが国のブロードバンド社会を実現する旗振り役として、今後一層、連携を深めて頂き、電気通信事業分野における競争の促進にあられるものと期待いたします。	
50	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社		第2 公正取引委員会と総務省の連携 今回コメントの冒頭で申し上げましたとおり、事業法と独禁法の執行の責任を負う両省庁・部門間など、法律と法律の境界線を越えた協力という難問を弊社は承知しております。時に手違いが起こり、苦情、要求、情報に代えて悪しき力が登場する場合があります。公正取引委員会殿と総務省殿の間の協力の精神が、このような素材を、信頼性の高い、正しい形のあるものに変貌させるものと期待しております。これは英国でも起こっており、英国では、Ofcomが取り扱った方が悪い苦情がOFTに来た場合、両者が先へ進めます。両者が共通の利害関係を持っている分野でも両者は協力しあいます。	

パブリック・コメント（その他）

以下の意見については、電気通信事業制度そのものに関するもの、あるいは今後の電気通信事業分野における競争政策を検討する上で留意すべきものなど、本件の意見募集とは直接関係ないと考えられますが、頂いた御意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。

意見提出者	意見（抜粋）
KDDI株式会社	<p>「二種指定」の規定に関する考え方</p> <p>(a) 昨年末に公表された IT 特別部会の第一次答申では、「支配的事業者は、それぞれの業務区域における電気通信サービスの一定の市場において、売上高、利用者数、トラフィック等の一定割合以上の高いシェアを有する第一種電気通信事業者の中から認定することが適当である。」と記述されており、その市場シェアについては、「50%超とすることが適当と考えられる。」とされております。</p> <p>今回、そのシェアが25%超となっておりますが、仮にその数値を適用するのであれば、何故、50%が否定されたかを含め、どのような議論や理由、経緯でその基準が変わったのかをご説明いただきたいと考えます。</p> <p>(b) 日本の移動体通信市場は、現在、東名阪で4社、その他の地域では3社で構成されています。</p> <p>仮に今回の省令案のとおり25%超のシェアを有することで支配的事業者として指定されるのであれば、競争の進展状況によっては、東名阪以外では、全ての事業者が指定される可能性があります。</p> <p>これは競争の促進という目的から外れた規制強化に他なりません。</p> <p>(c) そもそも「支配的事業者」に関する定義（電気通信事業法第37条の2）は、一社の「業務区域と同一の区域内」に閉じて判断するものであることから、例えば、弊社の関連会社である沖縄セルラー電話㈱（以下、沖縄セルラー）に関していえば、支配的事業者となる可能性（*）があるものの、仮に沖縄以外で移動体通信事業を行うKDDIと合併した場合、支配的事業者ではなくなるという現象が起こります。</p> <p>また、この11月にも起きるケースとして、事業会社3社体制で国内の移動体通信事業を提供しているグループにおいて、その内の1社の自業務区域内における端末数シェアが25%を超えている場合、そのままの事業形態を継続すれば支配的事業者として規制がかけられる可能性があるものの、3社合併することにより全国でのシェアが25%に満たない場合は非支配的事業者となることが考えられます。</p> <p>(*) 端末数シェア、収益シェアだけから想定</p> <p>(d) このことは、合併等により事業者の規模が大きくなれば、支配的事業者が非支配的事業者になるケースが発生するという一般的には理解しがたい現象が起きることを意味します。</p> <p>事業者の規模が変わることで支配的事業者であるか否かが変われば、制度が不安定であることを露呈することになります。</p> <p>また、通常の見え方である、市場支配力を有する事業者が市場構造を歪めているから企業分割を行うとする独占禁止法における考え方から逆行し、合併を促進していることとなります。</p> <p>(e) EUにおけるSMP事業者（*1）の基準については、欧州委員会の見解として「25%という市場シェアの閾値は定義の一部とはならない。（*2）」と結論づけており、「事前規制の閾値として市場開放の初期段階で効果的であることが立証された現行の25%」から、一般競争法の基準（判例等により40%～50%程度の模様）に移行する方向であると理解しております。（*3）</p> <p>（*1）SMP事業者：Significant Market Power 事業者（顕著な市場支配力を有する事業者）</p> <p>（*2）The Communication [COM(2000)239] of 26 April 2000 to the European Parliament and the Council gives the results of the public consultation on the 1999 Communications Review and Orientations for the new Regulatory Framework”</p> <p>【http://europa.eu.int/ISPO/infosoc/telecompolicy/review99/com2000-239en.pdf】</p> <p>（*3）次々頁参考参照</p> <p>「二種指定」の審査基準について</p> <p>(a) 端末数シェア（電気通信事業法38条の3）及び収益シェア（電気通信事業法37条の2）</p> <p>審査基準である沖縄セルラーの“シェア及びその推移”については、直近の3年間で一環して減少傾向にあります。</p> <p>図を省略</p> <p>(b) その他の事情（電気通信事業法37条の2）</p> <p>(ア) 国会における法案審議の過程において、「その他の事情（電気通信事業法37条の2）」として、「当該企業の規模、技術力、ブランド力、他事業者からのクレームの有無等」が指摘されていますが、沖縄セルラーの規模は、国内の移動体通信事業者の中で最小、かつ次に大きい規模であり、非支配的事業者と想定される（株）ソーカーセルラー東海の1/2以下の規模（電気通信事業営業収益ベース）と隔たりがあり、また、資本金や従業員数についても最小のこうした事業者が支配的事業者にあたることは考えられません。（参考4参照）</p> <p>(イ) 沖縄セルラーの契約者数は約30万（平成13年9月末）であり、全国の契約者数に占める割合も約0.46%以下（*）となっており、3～4グループがグループ一体で競争している現状を踏まえると、沖縄県だけのシェアをとらえて支配的事業者とすることには競争の実態から著しく乖離します。</p> <p>*平成13年9月末</p> <p>【参考】</p> <p>（全国に占める沖縄県の人口及び面積のシェア）</p> <p>人口：約1.0%（平成12年）</p> <p>面積：約0.6%（平成11年10月1日）</p>

意見提出者	意見（抜粋）
	<p>出典：総務省統計局統計センター「日本の統計」より</p> <p>法整備における“制度の合理性”及び“適用の合理性”の議論の必要性 今回の電気通信事業法の改正において、弊社として移動体通信事業における支配的事業者の基準が25%超となることについては、“制度の合理性”の観点から疑義を持たざるを得ません。 また、仮にこうした基準に“制度の合理性”があるとしても、規模が最小の移動体通信事業者が支配的事業者になることについて、“適用の合理性”の観点から納得できません。</p>
イー・アクセス株式会社	<p>この度、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定いただいたこと、および本指針（原案）に対する意見を述べさせていただき機会を与えていただきましたことを誠に感謝いたします。</p> <p>現状では、例えばADSL市場ではNTT東西がシェアの過半数を獲得しており、マイラインでもNTTグループがすべての区分において過半数を獲得しており、また携帯電話市場でもNTTドコモが一人勝ちの様相を呈しているなど、NTTグループが圧倒的に支配しているのが現状です。競争事業者が参入することにより長距離市場での競争が進展してきたのに比べ、市内電気通信市場の状況は依然としてNTTの独占が続いているという状況であり、本格的な競争促進になっているとは言い難い状況です。今回のガイドライン策定によって、弊社のように新規参入事業者の弱い立場から意見を申し述べることで、より行いやすくなるという意義はあると思いますが、根本的な解決策になるわけではないと考えます。</p> <p>当指針に示されている独占禁止法上、あるいは電気通信事業法上問題があると整理されている行為の大半は、弊社をはじめとしたADSL事業者が過去に直面した行為であり、旧郵政省や公正取引委員会により解決されているものも多くあると弊社では認識しております。またこれらの列挙された過去の事例のように、今後とも発生した事例を公表いただくことにより、支配的事業者の反競争的行為に対するセーフガードとなることも期待しております。</p> <p>しかしながら、このような指針やNTT東西およびNTTグループの自主計画に任せるといった現在の政策ではNTTの独占を崩すような競争促進策としては不十分であり、その効果については著しく疑問を持たざるを得ません。</p> <p>また、現在のこの競争が十分に進展していない状況で、ユニバーサルサービス基金の稼働やNTT東西の業務範囲の拡大が先走りするようなことがあってはならないと考えます。</p> <p>したがって、NTTグループがほとんどの市場セグメントにおいて優位な状況にあるという現状を変えなければ、真の意味での競争市場とならないと考えます。</p> <p>弊社といたしましては今回のガイドラインの成立のみならず、NTTに対する構造的な改革が行われることを切に要望いたします。</p> <p>NTT持株会社の廃止と完全分割 NTT再編成の主眼であったNTT東西間の競争が進展するためには持株会社による統括は障害になると考えます。NTTの経営形態の見直しについては現在策定されている競争促進策の結果により判断されると認識していますが、指針やNTTの自主的計画に任せているだけでは競争政策は不十分であり、NTTが自主的に競争促進しない徴候があれば早期にインセンティブ規制を行うことが必要と考えます。</p> <p>あらゆる形態での競争促進 設備ベース、接続ベース、アンバンドルベース、再販ベースでのあらゆる形態での競争促進を推進し、競争事業者のシェアを高めることが必要と考えます。</p> <p>そのうち、基本料の再販は、基本料総コストのうち営業費が約23%とを占めているという現状からも、NTT東西以外の競争事業者が効率的経営を行うことで基本料の値下げにつながるだけでなく、競争事業者のブランドとして他のサービスとセット販売できるというメリットがあることから早急に実施すべきと考えます。</p> <p>アンバンドルベースでの競争を促進するためには、公正有効競争を担保するために、より抜本的な構造分離も検討すべきだと考えます。</p>
英国政府	<p>はじめに</p> <p>2．英国政府は、このようなガイドラインの進展を歓迎し、総務省と公正取引委員会に対してコメントを述べる機会を得たことに感謝する。また、重要な経済部門に関するガイドラインに向け、総務省と公正取引委員会が多様な努力と資力を注がれたことに感謝する。情報通信技術が経済全体を支え、競争力のある通信市場の創設が全体的な経済の競争力を高める。ガイドライン自体が述べているように、そして、英国をはじめとする多くの国々がますます認識するようになっていくように、他の事業者が依存する必要がある必要不可欠な施設を支配する事業者が存在する場合、あるいは、多大な市場支配力を有する事業者が存在する場合、競争力のある通信市場を確保することは困難である。効果的かつ適切な規制の監視、監督が競争力のある市場の創設には極めて重要である。</p> <p>非対称的規制</p> <p>9．英国は、ガイドラインに示される非対称的規制の導入を歓迎する。しかしながら、規制が対称的に全ての事業者に適用されるケースが数多くあるのではないかと懸念する。例えば、セクションIIの接続（英語版9頁）関連において、ガイドラインは、第一種に属する全事業者は、接続に関する合意を総務省に届けなければならないとしている。卸売市場も、もう一つの例である。ガイドラインは、第一種全事業者に、非差別的な卸売価格形成の提供を義務づけているように思われる。</p> <p>10．私達は、事業者へのアクセス提供や、緊急サービスなど公共政策の目的への取り組みを確かなものとするべく、市場の事業者全てに適用されるべき規制がある点は認める。しかしながら、経済的規制は、多大な市場支配力を有する事業者のみに非対称的に適用されるべきである。私達は、ガイドラインが、競争市場（小売および卸売市場において）の促進を目指す規制が多様な市場支配力を持たない事業者に適用される分野が幾つかあると理解している。このことは、貴重な規制の財源（多大な市場支配力を持たない事業者は、競争にネガティブな影響を与える事ができない）を無駄にするにとどまらず、過剰な規制により、事業者の効果的な競争を妨げる可能性がある。新規参入者による小売、卸売許可の事前届出が、商業上の機密情報など、市場が敏感に反応する情報を他の事業者に与える事になり、新規参入者の製品が市場に届く前に価格の引き下げが行われる危険性がある。このようにして、非支配的な事業者に対して届出を義務づけることにより、競争は高まるのではなく低下してしまう可能性がある。</p>
エムシーアイ・ワールドコムジャパン株式会社	<p>一種 二種規制の更なる緩和</p> <p>現在、新規第一種電気通信事業者が、業務範囲の拡大、一種事業者からの約款料金での回線調達、相互接続点の追加、IRU 契約等をする場合は、当該新規第一種電気通信事業者の有する設備の重大な変更に関する手続きを経なければならず、また事業計画（収支等を含む）を提出し、これに対する許可が必要となっております。また、業務委託（5つの条件のどれかに適合する場合のみ）は認可が必要となっており、一種事業者と二種事業者の設備共用が規制されております。しかし、支配的事業者は、既に膨大なネットワーク所有し、多数の相互接続を完了しており、許認可業務のスピードや労力がビジネスに大きな影響を与えることが極めて少なく、一方、新規事業者は、業務エリア、相互接続点等を拡大することが新規ビジネス獲得と直結しており、顧客へのサービス提供のスピードと労力は、事業成功の重要な要素となっており、競争を市場に発生させるべき新規第一種電気通信事業者に</p>

意見提出者	意見（抜粋）
	<p>対する規制が競争の阻害要因となっております。このように、ビジネス拡大に重要な影響を及ぼす許認可に関し、支配的事業者以外の事業者は、第一種電気事業者として、必要な技術的基準を満たす限り、上記許認可事項は事後届出制に変更すべきと考えます。また、同様な観点から、卸売電気通信役務や IRU の期間の短縮が導入されたとしても、この許認可規制がある限り、必ず、許認可に伴う相当の期間と労力が必要となり、新規事業者が柔軟にネットワークを構築し、スムーズな事業展開することはできないため、卸売電気通信役務や IRU 期間の短縮等の導入効果がないと考えます。尚、退出規制の問題が最近議論されておりますが、現状非常に多数の電気通信事業者が存在しており、例えば事業者が退出することになったとしても、代替可能な事業者が多数存在しており、多様な通信サービスを提供している支配的事業者も存在することから、退出規制の問題はないと考えます。新規第一種電気通信事業者が服する現存の規制の必要性を参入促進による競争促進の観点から再検討していただくことを要請します。</p>
株式会社四国情報通信ネットワーク株式会社	<p>競争促進の観点からは、ドミナントキャリアの情報開示が絶対的な条件であると考えており、ドミナントキャリアに対しては情報開示を義務付け、それが厳格に運用されているかどうかをチェックできる仕組みが作られることを強く希望いたします。</p>
ケーヴィエイチ・テレコム株式会社	<p>ガイドラインはこの規定の違反者に対し、法令や規則のような強制力をもっていません。このガイドラインの公正競争確保に欠くべからざる規定、例えば、ファイアーウォール規制違反をおかし、結果として公正競争を阻害いたしました場合等につきましては、何らかの罰則を適用させるため、法律、政令レベルにて規定されますようお願い申し上げます。</p>
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイ・ディー・シー株式会社	<p>このセクションにおいては、また、非対称規制について述べられています。これらのガイドラインを通してみると、全て第1種事業者に対して適用されるルールであると考えます。弊社では、これらのルールは、市場支配力のある限られた数の事業者に対して適用されるのであって、全ての第1種事業者に対してこれらのルールを適用する必要があるとは思いません。多くの国において、市場支配力を持たない企業は、その事業領域において、非規制です。非対称規制は、市場の不均衡を是正するものであり、6月に制定された改正事業法は、その目的をより明確にされているところです。多くの小さな事業者が、彼らにそのルールが適用され、それによって彼らの適応負荷が増大したのでは、失望を感じざるを得ません。より短いガイドラインを、ドミナントキャリアにのみ適用することがこのルールの実施という観点から見た場合に、容易にすることになると考えます。弊社では、約款、相互接続、電気通信設備の共用、卸売事業を、「市場支配力のない電気通信事業者」のための規制緩和としてリストすることを指摘します。弊社といたしましては、どの事業者が市場支配力を持つのかを具体的に特定されるのか、また NCC はどのルールについて NCC は従うことがすでに要求されないのかを総務省殿から直接お聞きすることができれば、大変に有意義であると考えます。このような判断を明確にすることは、市場において必要とされる非対称を確立するために必要なことです。</p> <p>C&WIDC は、どの市場行動が受け入れられるかどうかについてのテストは、競争におけるその効果によるものと信じています。実際、英国政府は最近、1973年構成競争法における公共利益テストを、より狭い範囲で、より焦点を当てたテストに変更する意向であることを表明しました。この意向の議論の中で、「公正競争法における公共利益テストの存在を続けることは、今や時代にそぐわない異常なものである」というコメントがなされました（注11）。</p> <p>（注11）DTI 2001年7月31日付白書「生産性と企業：世界レベルの競争体制」</p> <p>C&WIDC は、日本政府に対して総務省と公正取引委員会が、通信の領域において真に競争的な環境が進化させることが可能な様に、その役割を実施するために十分に強い調査と実施する権限を持つことについて、考慮することを申し立てをするものです。</p> <p>C&WIDC はすでに公正取引委員会に対して調査と判断の可能性のための事例を提出いたしました。弊社といたしましては、これらのガイドラインにおいて具体的に言及された、疑わしい行為により損害を被っていると確信しております。弊社の事例は、比較的小さなものではありませんが、来るべき日本における競争が進展した暁には、ドミナントな市場の位置を占める企業は、市場において他の事業者に対し、彼らの力を使うインセンティブを持つことになると思われます。規制当局は、これらの濫用を防ぐための信頼できる力を持つ必要があります。さもなければ、このガイドラインがいくら注意深く考え出されたものであったとしても、意味のないものになってしまいます。</p> <p>加えて、弊社といたしましては、日本政府がこれらのガイドラインにより、事前に行うことを前提とした反競争的行為を防止する具体的な制限を実施することを望むものであります。そして、これは決して事後の判断のために被害者の事例に頼るといったものではありません。C&WIDC のような小さな会社にとっては、この様な例を表明することは、大変な負担がかかります。この調査が行われている間、弊社に損害を被ることは継続しています。</p>
(社)経済団体連合会	<p>3. 独占禁止法の適用に当たっての考え方について</p> <p>原案は、第2の2「独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方」にあるように、主に「電気通信役務市場」を中心とした行為について、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。しかしながら、電気通信事業の関連・隣接分野を含めた情報通信市場においては、垂直・水平方向への事業形態の多様化など従来の枠組みにとられない様々な動きが見られる。このような中で、利用者利益の最大化のために公正な競争をいかにして確保していくかが問われている今日、広く情報通信市場において「問題となる行為」についても、独占禁止法の適用にあたっての考え方が明らかにされることが期待される。</p>
東京電力株式会社	<p>総論</p> <p>当社は、電気通信事業分野における競争促進の必要性を十分に認識しております。しかしながら、電力会社は、電柱・管路等の保有者であるとはいえ、その利用は全くの自由ではなく、本業である電気事業を的確に遂行する必要性、あるいは地権者等との関係等、種々の制約を考慮しなくてはなりません。従って、具体的な指針の策定にあたっては、電柱等の保有者に対する一方的な規制強化により、かえって高度情報通信ネットワークの効率的な形成が阻害されることのないよう、次の観点に十分留意されることをお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野の競争促進」と「他の公益事業の的確な遂行」とのバランスを十分に配慮したルールであること。 ・電柱・管路等の利用に際しては、強度・裕度やスペースから来る制約があることから、こうした限られたキャパシティを、事業者が、有効かつ公平に利用できるルールであること。 ・新規事業者の利益のみではなく、消費者や地権者など関係当事者からの視点も踏まえたルールであること。 ・新規事業者自身によるコストダウンなど自助努力へのインセンティブに十分配慮したルールであること。 ・民間企業の自主・独立性と機密保持・セキュリティーなどの問題に十分に配慮したルールであること。
ビー・ピー・	<p>独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為</p>

意見提出者	意見（抜粋）
テクノロジー株式会社	<p>独占禁止法における考え方について</p> <p>わが国における電気通信事業分野における競争促進政策はようやく整備されつつあるとの認識ですが、市場支配的な電気通信事業者が独占・支配している状況はいまだ大きな変化はなく、公正な競争市場が確立されていないものと考えます。</p> <p>ゆえに、いわゆるイコールフットイング（機会均等）の観点から公正競争条件を確保するための具体的なルール整備が必要であると考えます。</p> <p>また、市場支配的な電気通信事業者による当該ルールに違反する行為や差別的取り扱いが行われた場合には、法の実効性を担保すべく、当該電気通信事業者に対して報告義務を設け、違反した行為を行っていないこと定期的に報告させる、ならびに、他の事業者から意見申出、苦情申告があった場合には、立ち入り調査等を実施し、事実を確認し、当該行為の差止め・改善命令を発令する等のより実効的な手段が講じられるべきであります。</p>
ボーダフォンジャパン	<p>事前介入</p> <p>いつ支配的事業者の事前規制を行う必要があるかという判断に関して、通信業界の規制当局の課題となるのは、顕著な市場支配力の濫用を示す過去の例が存在しない可能性があるということです。これは合併に関する判断を下す競争当局が直面する課題と共通しています。事前規制では、過去に生じた特定の行動に対する処罰と、将来の再発防止にとどまらず、将来発生する可能性のある問題も想定されております。事前規制は、顕著な市場支配力を有する企業がその地位を濫用して、消費者、サプライヤーまたは競合他社の利益を害する能力と動機があることを前提に正当化されますが、規制上ではこのような行為が実際にあったことを示す具体的な証拠を必要としていません。</p> <p>これは、このような介入または適切な是正措置の形式が、必ずしも常に明白でないことを意味しています。たとえある企業に介入が必要なことが認識されても、特定の是正措置を必要とする具体的な行動または支配力の濫用を示す証拠が存在しない可能性があります。規制当局は広範な状況に対応するために広範な是正措置を必要としますが、事前介入の適切な形式を選択することが非常に困難な場合もあります。ある企業が「競争上の独立性」（‘competitive independence’）を有しているとの決定は、単に何らかの形式の介入が正当化し得ることを意味しているに過ぎず、非常に押し付けがましい規制を適用すべきであるということは意味していません。ボーダフォンは、適切な形式による介入の問題について、現在の EU における法律の見直しでも十分な注意が払われていないという見解を持っております（注 8）。</p> <p>（注 8）欧州共同体委員会、Communication From The Commission、(「委員会からの通達」) 2000 年 4 月 26 日、COM (2000)239 (final) http://europa.eu.int/ISPO/infosoc/telecompolicy/en/com2000-239en.htm参照。</p> <p>ボーダフォンは、日本（および諸外国の規制当局）は「段階的な」是正措置を設定すべきであると考えております。つまり、規制当局はまず最も浅い形式での介入から始めて、適用された是正策が支配力の濫用を抑制するのに不十分なことが明らかな場合に限り、よりふみ込んだ形式の介入に進んでいくというステップを踏むべきだと考えております。実際には、早期の段階で適用される是正措置の中には、支配力の濫用の探知または取り締まりを改善することが意図されているものもあり、このように透明性を向上させること（例えば会計の分離あるいはその他の報告義務）によって支配力を濫用する行動を十分に抑止する可能性があります。</p> <p>これらの対策が失敗した場合、またはこれらの対策が過去に失敗したことが示される場合に限り、直接的な料金規制など、よりふみ込んだ是正措置が検討されるべきです。またボーダフォンは、是正措置は法律によって事前に決定されるべきではなく、新しい状況においては新しい是正措置を適用する十分な柔軟性が必要だと考えております。日本では現在、NTT と NTT DoCoMo だけがよりふみ込んだ是正措置の適用を必要とする顕著な市場支配力を持つと思われます。</p> <p>当社は EU の提案の一部については批判的ではありますが、この提案の中には重要かつ見習うべき原則が含まれていると確信しております。もし規制がどうしても必要であれば、規制当局は小売市場に直接介入する前にその基礎となる卸市場に規制を課すべきだと考えます。小売料金の直接のコントロールは、永続的で復旧が不可能な独占事業が行われている場合の最後の手段とするべきであります（注 9）。そして移動体通信におけるように設備ベースの複数の企業による競争（multiple facilities-based competitors）が行われている状況では、卸市場の規制が全く不要とされる可能性があります。たとえば、米国では、再販事業者に対する移動体通信事業者の料金体系のあり方を定めた規制が、2002 年 11 月 24 日に撤廃される予定です。また、英国の規制当局である OFTEL は、最近発行した Effective Competition Review: Mobile (「効果的な競争の見直し：移動体通信」)(注 10)において、特定の事業者が提携しているサービス・プロバイダーの要求に応じて移動体通信における通信時間を提供する義務と、不当な優遇や差別の禁止を廃止したことを唱っています。</p> <p>（注 9）OFTEL、Effective Competition Review: Mobile (「効果的な競争の見直し：移動体通信」)、2001 年 9 月 26 日、は 4.6 パラグラフで次のように述べている： 「OFTEL はコンサルテーションドキュメントの中で、リテール価格の統制もしくはコストベースのアクセス義務を全く導入しないことを明らかにした。コンサルテーション後の OFTEL の見解は変わっていない。移動体通信分野では長い間価格の下落が続いており、特定の問題を解決するために自己および/または共同での規制を行ったケースはあるが、リテール価格のプライスカップまたはコストベースのアクセス義務は、移動体通信分野で競争が進む見込みがあるということを見ると、全く適切ではない。」</p> <p>（注 10）OFTEL、Effective Competition Review: Mobile (「効果的な競争の見直し：移動体通信」)、2001 年 9 月 26 日、4.11 - 4.19 パラグラフ。</p>
	<p>4.1 卸と小売の料金設定</p> <p>ガイドラインでは、実質的にすべての第一種電気通信事業者（もしくは設備ベースの事業者）の卸および小売料金の差別化を実施しないことを求めています。これが意味するところは以下のとおりです。</p> <p>新規参入事業者である日本テレコムと支配的な長距離通信事業者の長距離通信サービスの小売料金に対して、同一の制約が適用</p> <p>日本テレコムが提供する卸のバックボーンサービスに対し、既存の支配的事業者と同一の制約が適用</p> <p>移動体通信における通信時間の卸料金においては、大多数の国では規制の対象外とされているが、日本では規制が適用</p> <p>新規参入事業者に対しても課すことが提案されている、全社共通の「拘束」(straightjackets) 料金設定では、これらの事業者による既存事業者の顧客基盤や料金体系への挑戦を不当に制約することになります。諸外国の規制当局は、異なった料金体系が新規参入事業者の競争力を高め、市場への参入・拡大や価格競争を促進するうえで有効であるとしております。したがって、料金に対する規制は既存事業者に限定して適用されるべきであるとの認識が確立されています（注 11）。</p> <p>（注 11）OFTEL、Price Control Review (「価格規制の見直し」)、コンサルテーション ドキュメント、2000 年 3 月</p> <p>「OFTEL の見解では、料金規制は現在競争の効果が見られず、将来もその効果が期待できない市場で消費者を保護する場合に正当化される。そのような状況では、規制当局が支配的事業者の料金を規制することは、適切な介入であると言える。OFTEL は、小売市場と相互接続サービス市場の両方においてこのアプローチが好ましいと考えている。」</p>

意見提出者	意見（抜粋）
	<p>移動体通信に対する規制</p> <p>諸外国の大多数の規制当局は、移動体通信市場への規制介入は不当であり、不要だと認識しています。 たとえば、過剰規制の危険性について ACCC は次のように認識しています（注12）。 （注12）ACCC、Inquiry into the Declaration of Inter-carrier Roaming（「事業者相互間のローミング宣言への質問」）、1997年3月、29ページ</p> <p>「移動体通信ネットワークに本質的な独占的特性がない（つまり、重複するネットワークの構築が経済的に可能である）場合、規制によりフリーライドが促進され、また新規参入事業者によるネットワーク構築の投資が妨げられる恐れがある。このような場合、設備ベースの競争で期待されるような革新やサービスおよび製品の多様性、品質の向上が促進されるとは考えられないので、規制はエンドユーザーの長期的利益につながるとは思えない。」 特に移動体通信市場が新興市場であるときに過剰規制のリスクは高くなります。なぜなら、新興市場では投資リスクが上昇するときに収入の減少や巨額投資を必要とする限りない技術的挑戦に直面するからです。欧州委員会は次のような見解を持っています（注13）。 （注13）欧州委員会、The Introduction of Third Generation Mobile Communications in the European Union（「欧州連合における第三世代の移動体通信の導入」）、2001年3月20日、10ページ</p> <p>「たとえば料金規制のような過剰な事前規制を避けることは、巨額の投資を必要とする通信業界では重要である。規制介入の閾値を上げ、競争法への依存を高めることは、投資に適した環境を設定する上で重要である。」 このような理由から、OFTEL は最近「移動体通信分野での公式規制は最小限にすべきである」という結論を出し、（注14）ACCC はオーストラリアの移動体通信市場に残された数少ない規制の撤廃についての調査を始めました。 （注14）OFTEL、Effective Competition Review: Mobile（「効果的な競争の見直し：移動体通信」）、電気通信庁長官の声明、2001年9月26日、S.10パラグラフ</p>
5.3	<p>行政命令を発するための証明基準</p> <p>ボーダフォンは、規制当局が以下の行政命令を発する権限を有することに留意しております。 独禁法規制違反時の「業務停止」命令 事業法規制違反時の「業務改善」命令</p> <p>通信などの急速な変化をとげる市場では、このような命令を発する権限が特に重要です。しかしながら、ガイドラインではこれらの命令を発するのための証明基準を定めていません。 行政命令を発する前に規制当局が順守すべき証明基準を設定することは、規制当局の迅速な行動能力にとって不可欠です。法的な基準が高く、複雑であれば、規制当局による調査により多くの手続きと長い時間が必要となり、規制当局が法律の違反に対応するのが遅くなります。もし、閾値があまりにも高く設定された場合は、行政命令の実質的な効果は顕著に弱まることでしょう。 もし、反競争的な行為があったと考えられる「信頼できる根拠」(reason to believe)が存在する場合には、規制当局に行政命令を発する権限を付与するのが国際的なアプローチとなっています。以下にその例をいくつか挙げます。 オーストラリアでは以前、ACCC は取引慣行法第11条B項（Part XIB of the Trade Practices Act）の違反について明白な証拠が存在することを証明しない限り、「競争違反通告」(competition notice)を出すことができなかった。1999年にこれを証明する基準が「信頼できる根拠」に緩和された結果、ACCC は上記法律の条項に対する違反に迅速かつ効果的に対応できるようになった。 米国の連邦通商委員会は、米連邦法典（US Code）第21条および第45条の下で、シャーマン法（Sherman Act）またはクレイトン法（Clayton Act）の禁止条項の違反について「信頼できる根拠」があれば、業務停止命令を発することができる権限を付与されている。 英国では、公正取引庁長官（Director General of Fair Trading）と各業界の規制当局が、1998年競争法（Competition Act 1998）第35条の下で暫定的な法的措置を課する権限を付与されている。これは、公正取引庁長官が、違反行為が実際に起きたという「正当な疑惑」を認め、また個人に重要な損害が及ぶのを防止し、または公共の利益を保護する必要がある場合であることが求められている。</p>
5.5	<p>情報開示</p> <p>世界中の規制当局が、規制制度の効果的な適用には、情報開示が重要であることを認めています。 ガイドラインは、既存の固定通信事業者に規制上の会計制度および情報開示の条件が適用されることを示していますが、具体的な義務または条件については明記されていません。 国際的な経験からは、以下を実現するために厳格な義務を課することが極めて重要です。 コストの透明性を保証 競合他社に対する請求はコスト・ベース（または長期増分費用（LRIC）ベース）で、非差別的であることを保証 反競争的な行為（不公正な相互補助、料金圧迫、違法な料金割引および略奪的料金設定を含む）の監視および防止 独立した監査方法を設定</p> <p>このプロセスによって生じるコストおよびその他の情報は、競争に極めて重要な関連性があります。ボーダフォンは、英国で OFTEL が BT に適用しているような国際的なベストプラクティスにしたがった詳細な規制上の会計制度および情報開示義務の詳細について、総務省が通信業界とできるだけ早期に協議する必要があると考えています。</p>
5.7	<p>共同規制</p> <p>ボーダフォンは特定の事項に関しては、通信業界の合意に任せるべきであることに同意しておりますが、ガイドラインで想定されている自己規制のプロセスは機能しないのではないかと懸念をしております。自己規制上の問題点は、以下の2項目にあると考えられます。 議論を呼ぶ問題に対する意思決定においてはコンセンサスが必要であるが、意思決定の上では妨げおよび遅滞を生じる可能性がある 特に、既存の事業者が自己規制プロセスの遅滞により経済的利益を得る場合など、既存の事業者が自己規制のプロセスの妨げおよび遅滞に対する適切な保護策の欠落を利用するリスク これらの問題を克服するうえで、通信業界と規制当局の間の共同規制（co-regulation）が重要となることを認める規制当局が増えていきます。規制当局は共同規制を以下のように定義しています（注29）。</p>

意見提出者	意見（抜粋）
	<p>(注29) OFTEL, Encouraging Self and Co-Regulation in Telecoms to Benefit Consumers, Consultation Document, (「消費者のために通信業界における自己および共同規制の躍進」) コンサルテーションドキュメント、ロンドン、2000年9月8日、1.8パラグラフ</p> <p>「共同規制 規制当局と利害関係者は、通常、規制当局が、利害関係者がその範囲内で活動するための枠組みの設定について協力する。強制執行力は付与されているが、実際にはほとんど行使されない。」</p> <p>このアプローチにおいても、通信業界は最終結果に対する責任を負いますが、規制当局は、業界内での協議と合意を促進するための明確な政策の枠組みを設定し、その枠組みの範囲内で業界内の協議が行われるようにします。これにより緊要な課題の閉塞が避けられ、通信業界におけるプロセスが効果的かつ円滑に機能するようになります。</p> <p>業界規範の制定 規制当局の指示にしたがい、多面的な課題に関して全事業者が履行する業界慣行規範を制定することを、上記の業界団体に義務づける必要があります。他市場における業界規範の例としては、顧客移管手続き、事業者間料金請求手続き、固定・移動体通信事業者事前選択および業界全体に影響を及ぼすその他の課題が挙げられます。</p> <p>政策命令 通信業界内の交渉に明確な政策の方向性を提供し、協議を促進して問題解決の見通しを高めるため、規制当局に政策命令を発する権限を付与する必要があります。さらに個々の事業者による妨害と遅滞を防ぐため、以下の権限を規制当局に付与すべきであると考えられます。 業界団体が基準と規範を制定できない、または制定するのを拒む場合に規範制定の時間的な制限を設定する 基準と規範の制定に関して、情報提供、審査あるいは調査の実施などを個々の業界参加者に課す</p> <p>義務不履行に対する規範制定の権限 規制当局は、通信業界が基準または規範の制定に失敗した場合に、それを制定する権限を付与されるべきです。例えばオーストラリアでは、ACCCまたはACAが、基準または規範について合意に達することができない業界団体に対し、規範を課す権限を有しています。このような権限は、規制制度における「ギャップ」をなくし、コンセンサスを必須条件とすることで新サービスの導入にとって妨げとならないようにします。</p> <p>6. まとめ ボーダフォンは、本稿で当社が指摘した諸課題は、(提案されているガイドラインへの変更を最小にとどめながら)以下の方法により対応できると考えております。</p> <p>市場支配力に対する規制の適用 第一種通信事業者に適用される規制が、顕著な市場支配力を有する事業者のみに限定して適用されるよう、事業法規制を改正する。これにより、他の大多数の諸外国における規制制度で一般的に適用される非対称規制が日本の規制制度に導入され、顕著な市場支配力を有しない事業者に対する「過剰規制」を防ぐことになる 顕著な市場支配力を有していない事業者は、規制に違反していることが証明されない限り、その可能性がないという推定を独禁法規制に追加する(顕著な市場支配力を有していない事業者が規制に違反したことを主張する者は、調査が開始される前に、違反に関する明白な証拠があることを立証する義務を負う)。これにより、事業法規制とのアプローチの一貫性が保たれ、既存の事業者による独禁法規制の反競争的な駆け引きが防止される 公正取引委員会および総務省に対し、紛争解決の場の競合(forum shopping)および矛盾する規制の適用範囲を縮小するため、調査方法に関する調整を義務づける 以下について、国際的に適切だと認められている方法論により、競争分析の枠組みを設定するガイドラインを制定する 関連市場の確定 顕著な市場支配力の確定 顕著な市場支配力の存在が確認されたとき、規制当局が介入するための適切な基準の設定</p> <p>規制制度における「ギャップ」の解消 本稿で指摘した以下の追加課題を反映させる 卸のデジタル・データ・サービスに対する効果的な規制 行政命令を発するための「信頼できる根拠」を定める基準 ネットワークの変更に関連した事前通知と業界との協議義務 既存事業者に対する厳重な会計規制および情報開示義務 既存事業者に対して不公平な取り扱いをする義務の強化 通信業界の共同規制のための効果的な枠組み作り</p>
リーチ株式会社	<p>どのような地域ネットワークにおいても、日本は重要なハブであり続ける。しかし、日本における規制の複雑さとコストは、域内のその他の先進経済国(地域)を大幅に上回っており、また国際的にも大幅に上回っている。外部力である市場の力が、国家レベルで国際的ネットワークやサービスを規制するニーズを上回っており、国際帯域マーケットにおけるこの根本的なシフトが、日本の規制レベルを正当なものとして受け入れることをより困難にしている。そして、リーチとその顧客は、我々のゲートウェイにおいて、顧客とリーチの国際ネットワークとの接続を可能にするために、各国のネットワークによって供給されている国レベル、市内レベルの送信能力に依存している。国際リンクのコストは大幅に下がっている一方で、国内部分の高コストが、エンド・ツー・エンドのコスト低減を阻んでいるために、顧客にとっての恩恵が失われている。</p> <p>産業のすべてのレベルにおける規制は、関連マーケットが競争的であるかどうかに基づくべきです。英国の規制担当者が述べているように、規制を処する格言は、「競争は可能な限り、そして規制は不可欠なところのみ」(注1)であります。</p> <p>(注1) OFTEL「帯域へのアクセス」は、より高度な帯域サービスを顧客にもたらす。1998年12月コンサルテーション書類、p10。もう一つの基準は、おそらく顧客の利益と保護であろう。しかし、ホールセール・バイヤーは多くの場合、より洗練されており、そしてホールセール・セラーとバイヤーの間にはしばしば力関係の均衡があるので、勿論、ボトルネック・ファシリティーを対象とする場合を除いて、この要素は、リテール・マーケットにおける場合に比べて、ホールセール・マーケットにおいてはそれほど重要ではない。</p>

意見提出者	意見（抜粋）
	<p>市場力の試験に基づかない規制には、2つのリスクがあります。すなわち、一つは新規参入者の過剰規制であり、それは不必要だけでなく、新規参入者に規制による負担を与え、既存プレーヤーと競争する能力を弱めま す。そしてもう一つは支配的な事業者を規制しないことであり、それは規制制度の価値基盤を危うくします。 第一種電気通信事業者に課せられている規制のレベルは、他国で市場力を持たない通信事業者に対して課せられている規制のレベルを大幅に上回っています。例えば、 図を省略 リーチは、提案されている一連の規制制度案の中でのホールセール・サービスの考え方の導入を歓迎いたします。しかし、高レベルの規制が継続していることについて、我々は以下の点を懸念しています。 国際帯域サービスの迅速な価格推移を考慮すれば、タリフの通知という制度は非現実的である。 活発な競争に面して、価格決定はより細分化され、取引は多分に顧客毎の算定に基づいている。その結果、届け出るべき、均一な、または標準的なタリフ価格はもはや存在しない。 差別化禁止の制度は非現実的であり、合法的かつ競争促進的な価格差別化を阻害する。競争的な市場では、価格差別化は肯定的な力であり、活発な競争の印である。 バンドリングはそれ自体、非競争的な行為ではないので、第一種事業者のバンドリングに対する絶対的なルール、特にホールセール・レベルでのそれは不必要である。バンドリングは革新的な提供サービス、ならびに供給ス コープの経済による低い価格を可能にする。 商業的コロケーション・サービスは、国際マーケットにおいてもっとも急速に展開して行く分野の一つであり、コロケーションに対する義務づけは、少なくとも国際的なファシリティーにおいては不必要である。コロケーシ ョンの義務づけは、国内ネットワークの低位レベル、すなわち市内交換などにおいては未だ必要とされよう。 国際ホールセール・マーケットの出現によって、事業者が自身のファシリティーを構築、所有し、そして運用する、あるいは国際的なファシリティーの場合は、ケーブル事業者連合体のオーナー参加者としてキャパシティー を獲得するという、通常モデルが抜本的に覆された。従って、第一種事業者に対するネットワーク・デザインやプランの変更届出制度は不必要であり、また機能するものでない。</p> <p>リーチの提案 海外の規制制度は、電気通信市場の規制に対する二層アプローチを展開してきました。例えば欧州連合においては、非支配的事業者には最低限の基本規制ルールが適用される一方で、支配的事業者にはより高レベルの規制が 適用されています。このようなシステムが日本の制度の根幹を成すべきであります。</p> <p>国内のボトルネックを規制する必要性 海外の大部分の国では、市内回線サービスにおいて有効な競争が行われていない場合、回線供給の義務づけが行われています。国内幹線においては競争が出現している一方で、より人口の集中している地域の市内レベルでは、 NTT とその関連会社が市内ネットワークでの競争にて未だに優越的地位を保持しています。さらに日本の市内ネットワーク事業者の中には、ホールセール供給を考える十分な商業的体質がなく、新規参入事業者でさえもがファイ バー・ネットワークを構築しています。通信事業者やサービスプロバイダーに提供される市内接続価格は、エンドユーザー顧客へのリテール価格と同水準の傾向を持ち、時に限定的なリテール価格からの値引きを伴っていま す。 弊社は、絶対的な供給要求をすべての第一種事業者や市内ネットワーク事業者に課することを提案するものではありません。供給義務は、上で述べたように、他の競争的な供給源があるかどうかの閾値試験よるべきであります。 競争に対する規制障害を取り除く必要性 現在の規制ルールは、その上流の大規模キャパシティー供給者を変更するたびに、第一種事業者にネットワーク・プランを再提出させ、ライセンス申請書類を修正することを求めています。これは、通信事業者間でのキャパ シティーの販売プロセスを複雑にするとともに遅延させ、その結果、ホールセール・レベルでの競争に影響を与えています。リーチは、この制度は廃止されるか、またはホールセールによるキャパシティー取得のためネットワ ークに変化があった場合には、その都度届け出する必要のない、例えば年毎などの定期的な報告制度に置き換えられるべきだと考えており、これを推奨いたします。 リーチは、以上の見解について、貴省ならびに公正取引委員会と、更なる討議を持つ機会を歓迎いたします。</p>
レベルスリー・コミュニ ケーションズ株式会社	<p>FTC および MPHPT が電気通信分野を効果的に規制し、成長と公正な競争ならびに消費者の利益を確保することを明言していることは、レベルスリーにとって心強く、また両機関が電気通信分野の諸要素を徹底評価してい ることも励みとなっている。</p> <p>(i) 支配的な電気通信業者および非支配的な電気通信業者双方に対する約款及び料金表届出義務 価格差別に対する規制についてのコメントと同じく、当社は、非支配的な電気通信事業者に対してサービス提供の際の諸条件を規制当局に事前届出するよう義務づける必要はない、と考えている。このためこのような要請は、 支配的な電気通信事業者、すなわち現時点では NTT 東日本と NTT 西日本のみ適用することを提案する。</p>

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(原案の見え消し)

平成13年11月

公正取引委員会
総務省

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(目次)

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和

構成	1
第1 指針の必要性	1
第2 指針の構成と基本的考え方	2
独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	6
第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	6
1 独占禁止法における考え方	6
2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要	7
(1) 電気通信設備の接続制度	7
ア 第一種電気通信事業者の接続義務等	
イ 指定電気通信設備制度	
ウ 接続の協定	
(2) 電気通信設備の共用制度	9
(3) 接続又は共用に関する命令	9
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	10
(1) 独占禁止法上問題となる行為	10
ア 加入者回線網との接続に係る行為	
イ コロケーションに係る行為	
ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
(2) 電気通信事業法上問題となる行為	12
ア 業務改善命令の対象となる行為	
イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	
ウ 接続約款変更命令の対象となる場合	
エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為	
第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野	19
1 独占禁止法における考え方	19
2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要	19

3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為	20
(1)	独占禁止法上問題となる行為	20
	ア 電柱・管路等の貸与に係る行為	
	イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為	
	ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
	エ 一束化に係る行為	
(2)	電気通信事業法上問題となり得る行為	22
	ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為	
	イ 適正でない提供条件により貸与する行為	
第3	電気通信役務の提供に関連する分野	25
1	独占禁止法における考え方	25
2	電気通信事業法における料金制度、契約約款制度等の趣旨と概要	25
(1)	料金制度	25
(2)	契約約款制度	26
(3)	卸電気通信役務制度	26
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	27
(1)	電気通信役務の料金の設定等に係る行為	27
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(2)	セット提供に係る行為	30
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(3)	顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為	31
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(4)	自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為	32
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(5)	契約約款の設定に係る行為	33
	電気通信事業法上問題となる行為	
(6)	卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	35
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	

第4	コンテンツの提供に関連する分野	38
1	独占禁止法における考え方	38
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	39
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	39
第5	電気通信設備の製造・販売に関連する分野	41
1	独占禁止法における考え方	41
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	41
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	41
【再掲】	市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）	43
1	制度の趣旨及び概要	43
2	電気通信事業法上問題となる行為	44
	競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為	47
1	接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	47
2	ファイアウォール措置及びその実施状況の公表	47
3	加入者回線網の開放の徹底	47
4	電柱・管路等の貸与関係	48
(1)	電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	48
	8	
(2)	電柱・管路等の貸与申込手続の公表等	48
(3)	電柱・管路等の貸与状況の公表	49
5	卸電気通信役務市場の活性化	49
6	違反防止マニュアルの作成	49
	報告・相談、意見申出等への対応体制	50
第1	違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等	50
第2	公正取引委員会と総務省の連携	51

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と

構成

第1 指針の必要性

現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。

このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（[平成12年法律第144号。IT基本法、平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」。](#)）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進にあわせて、競争の一般的ルールである独占禁止法（[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）](#)）により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、

いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、

市場の変化や技術革新の速度が大変速いこと

といった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（[昭和59年法律第86号](#)）において、公

共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

今般、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省は、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を作成することとした。また、本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

第2 指針の構成と基本的考え方

1 構成

指針は、

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

については、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。については、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

においては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。

(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。

事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。

独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

（注1）公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、営業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、営業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務市場（注2）を中心に電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。

（注2）~~電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう（電気通信事業法第2条第3号）。また、独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。市場は、例えば、電気通信役務市場は、地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、国際通信サービス市場、衛星通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等が考えられるが、その実態に即して、画定される。により重層的に構成されるものである。これらの市場は、例えば、サービスの機能及び効用が同種と認められるサービスごと、取引の地域ごと、取引先との関係等から相互に競争関係にあると認められるサービスごとに画定される。~~

本指針に記述している行為が具体的に行われた場合、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる（注3）。

(注3) 独占禁止法は、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。

- (4) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は営業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる(「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」(平成10年12月21日公正取引委員会)参照)。~~事業者(外国事業者を含む。以下同じ。)の具体的な行為が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、独占禁止法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響(注3)を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる。~~また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に必要な応じて見直すこととする。

~~(注3) 独占禁止法においては、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。~~

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

- (1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきており、これに加えて今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)において、市場支配的な電気通信事業者(注4)をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。

本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の

禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

（注4） - 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第37条の2第1項の規定により総務大臣から指定を受けた第一種電気通信事業者及び回法第38条の2第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者をいう。

(2) 総務省は、次章において、今般の電気通信事業法の改正を受けたにより導入された制度を含め、電気通信事業回法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、電気通信事業回法において市場支配的な電気通信事業者等に対して禁止される行為や、業務改善命令、料金変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、電気通信事業回法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

(3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が電気通信事業回法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、電気通信事業回法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、電気通信事業回法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととし、遅くとも1年後までを目途に見直しを行うこととし、その後も適宜機動的に必要な応じて見直すこととする。

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備（以下「不可欠設備」という。）（注1）がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしか行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

（注1） 例えば、市場において相対的に高い加入者シェアを有するシェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「加入者交換機端末系交換等設備」という。）加入者と加入者交換機端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「加入者回線端末回線」という。）加入者交換機端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継交換機中継系交換等設備」という。）加入者交換機端末系交換等設備と中継交換機中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。

-（注2） 加入者回線網への接続に係る行為のほかに、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用される。

- (2) このような状況の下、例えば、不可欠設備を有する相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、合理的な理由なく（注3）他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続（注3-4）やコロケーション（注4-5）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者（注5-6）に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの（注6-7）であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、は一般に公正な競争を阻害するおそれがある場合には、原則として不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7）。

—また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なもの一概に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高い加入者シェアを有するシェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、市場において相対的に高い加入者シェアを有するシェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。

~~(注3) 接続を拒否し得る合理的な理由としては、技術的に接続を行うことが不可能又は困難である場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断されるものである。~~

(注3.4) 加入者回線網の接続には、電気通信設備の機能を細分化し、接続を受ける者にとって必要なもの(例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等)のみを利用させる形態を含むものとする。

(注4.5) コロケーションとは、加入者回線網の接続を受ける者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

(注5.6) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注6.7) 不可欠設備を有する加入者回線網を保有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。

(注7) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2(3)を参照。

2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

(1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続の制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

ア 第一種電気通信事業者の接続義務等

第一種電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合（注⁸）を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある（電気通信事業法第38条）。

- （注⁸） 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき
当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき
接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

第一種電気通信事業者は、自己の電気通信設備（下記の第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）と他の電気通信事業者との接続に関して、接続料金等について接続約款を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない（電気通信事業法38条の4第2項）。

イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系加入者回線端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する第一種電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのLRIC（長期増分費用）方式による算定等が義務付けられている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であることから、これを設置する第一種電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表等が義務付けられている。

ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第38条の2第6項）。また、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同条第9項）。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第38条の3第4項）。また、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同条第6項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が行う第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止する等、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、総務大臣の認可に係らしめている（電気通信事業法第39条の3第1項）。

他方で、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が他の電気通信事業者と締結する電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）の共用に関する協定については、総務大臣に届け出なければならないとされている（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が一般第二種電気通信事業者と締結する当該第一種電気通信設備の共用に関する協定についても、届け出なければならないとされている（同項）。

(3) 接続又は共用に関する命令

電気通信事業者が第一種電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該第一種電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間（注9）において、その一方が電気通信設備の接続又は共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず

ず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条第2項及び第39条の4第1項）。

（注9）当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者である場合を除く。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 加入者回線網との接続に係る行為

電気通信事業者市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者（以下「競争事業者」という。）に対して、~~合理的な理由なく~~、その保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注10）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注11）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注12）。

（注10）~~—~~接続に当たって必要となる情報は、加入者回線網の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であってもれば接続可能となる具体的時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。

（注11）~~—~~接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注12） 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

競争事業者に対して接続を行う場合に、~~合理的な理由なく~~、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

イ コロケーションに係る行為

電気通信事業者市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者に対して、~~合理的な理由なく~~コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報(注13-4-2)を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続(注14-4-3)を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)(注15)。

(注13-4-2) ~~—~~コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況(現状においてコロケーションが不能であってもあればコロケーションが可能となる具体的時期が明らかな場合はその時期を含む。)等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。

(注14-4-3) コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

(注15) 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、~~合理的な理由なく~~コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者と比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。

競争事業者に対して、コロケーションに併せて、~~合理的な理由なく~~接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(優越的地位の濫用等)(注16)。

~~(注16) —~~ 設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。

ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。接続等を行う電気通信事業者市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、~~合理的な理由なく（注14）~~自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注17）。

~~（注14）例えば、競争事業者やその顧客に関する情報を自己又は自己の関係事業者の営業活動に流用する行為については、合理的な理由は認められにくい。~~

（注17）-競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

ア 業務改善命令の対象となる行為

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項）。

(ア) 接続又は共用に関する不当な差別的取扱い

（例）

~~合理的な理由なく、自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。

他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~に対して同種の接続・共用に係

る工事を行う場合に比べ、~~合理的な理由なく~~、工事を遅延させること。

(イ) 接続又は共用の業務における不当な運営

a 情報開示手続に関する事項

(例)

他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求に際して必要な情報に関する情報開示の請求(注4-5-1.8)に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

(注4-5-1.8) 具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。

b 接続請求手続に関する事項

(例)

接続の請求に対して、当該請求に即応できない旨の回答を、当該請求に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。

接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。

第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。

その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c コロケーションの手続に関する事項

~~←(注4-5-1.8)コロケーションの拒否及び差別的取扱い→~~

他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。

コロケーションの請求に対して、他の電気通信事業者に対して請求に係る設備がコロケーション対象設備に該当することの拳証責任を負わせること。

コロケーションの可否等の調査を、接続の可否等の調査と並行して行うことを可能としないこと。

ケージによるコロケーションの請求に対して、場所の空間的余裕があるにもかかわらずこれに応じないこと。

コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなって使われなくなった設備を存置している等の事由により拒否する等、不合理な制限を設けること。

~~コロケーション設備に係る電力の利用については、無停電電源装置を介しない一般商用電源の利用が物理的に可能であるにもかかわらず、その利用を認めないこと。コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することがないような措置が採られているにもかかわらず、それを可能としないこと。~~

コロケーションの条件において自己 又は自己の関係事業者 と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

二 ~~(コロケーションに関する工事)~~

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。

他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該他 ~~の~~ 電気通信事業者 との合意なしに行うこと。

他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。

他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会いの費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相应に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の

明示を行わずに費用負担を求めること。

コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

~~理由付記、立入り等~~

コロケーションが可能と回答する際に、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を回答しないこと。

コロケーションの場所の選定理由が、コロケーション設備の設置の時点で、自己等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものでないこと。

コロケーションを行う通信用建物について、コロケーションの請求への回答に関する確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

空き場所がないためにコロケーションが不可能と考える通信用建物について、空き場所の有無の確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守の受託を受け、当該他事業者が行う立会いを認めず、立会いの時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が工事や保守の円滑な実施に必要な他の電気通信事業者による助言等の行為を禁止すること。

~~その他~~

その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

d その他の事項

(例)

実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術的条件、接続料を適用しないこと。

第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備の接続を行うこと。

新たな網機能について、電気通信事業法に定める手続に従って技術的条件を決定したなどの合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術仕様の条件を採用すること。

他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当ではないものとすること、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとすること。

利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行うISDNから電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。

利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でない（注19-4-6）にもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。

-（注19-4-6）-優先接続（マイライン）及びDSLサービスについては、回線名義人の住所の記載は不可欠とは考えられない。

優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること。

共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。

ブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号取得のためのダウンロードセンタにおいて、自己のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置しないこと。

自己のブラウザフォンサービスにおいて用いられる端末からアクセスできるアクセスポイントを競争事業者が設置し、その端末を用いて、当該ブラウザフォンサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示しないこと。

その他、第一種電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障

が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第36条第4項）。

イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、は当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第36条第2項）。

（例）

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。

標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われない場合。

保守区分ごとに接続料を設定する等の他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。

接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用者料金に比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出制とされているものについて、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、以下のような場合は当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第 36条第3項、第38条の3第3項）。

（例）

接続約款において、能率的経営の下での適正原価に適正利潤を加えたもの（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算定するもの）を超える接続料を設定している場合。

接続約款において、一般に接続が見込まれない箇所や形態のみでの接続しか認めない、接続に必要な装置等の通信用建物内への設置及び保守（設置場所、保守内容、設置及び保守のための他の電気通信事業者の通信用建物内への立入り等）について必要な範囲を超える制限を課す等、他の電気通信事業者に対し不当な条件を付している場合。

接続約款において、特定の電気通信事業者に対して、それ以外の電気通信事業者の条件と比較して不利な取扱いをしている場合。

接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合。

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される(電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

(例)

他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報(注20-17)を、~~例えば他の電気通信事業者の経営状況の把握、他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供、他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動、他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己と密接な関係にある電気通信事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用するなど、当該情報の本来の利用目的を超えて(注21)社内の他部門又は自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者等へ提供すること(電気通信事業法第37条の2第3項第1号)~~

(注17-20) 「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及び又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- () 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- () 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- () 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他の電気通信事業者のサービス又は利用者に係る通信量(通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関する全てすべての情報)及びその変動動向
- () 接続で用いる技術的基準(インタフェース、電気信号の処理方式等)
- () 優先接続における他の電気通信事業者の利用者の登録内容(市内、県内市外、県外、国際の各市場ごとに事業者を選択)

(注21-8) 「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- () 他の電気通信事業者の経営状況の把握

- () 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- () 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動
- () 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は~~自己と密接な関係にある電気通信事業者~~自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例：交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注2-2-4-8）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第 37条の3第3項第1号）。

~~—————~~（注2-2-4-8）-「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社、当該親会社の子会社（当該第一種電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第37条の3第1項）。

~~以下同じ。~~

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なコロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと（電気通信事業法第37条の3第3項第1号）。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設することは、経済的でないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注2349）から、その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。
- （注2349） 例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

- (2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、合理的な理由なく（注20）、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為等が行われることにより、市場における公正な競争を阻害されるおそれがある場合には、~~一~~不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注24）。

（注24） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

- （注20） 電柱・管路等の貸与を拒否し得る合理的な理由としては、例えば、インフラベースの事業者が貸与を希望する電柱・管路等に空きスペースがない場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断される。

2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

- (1) 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があると

きは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。)に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる(電気通信事業法第73条第1項)。

(2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性と使用権の設定を求められる者の受忍限度とを比較衡量し、使用権の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。

(3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、第一種電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、第一種電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請することができる(同法第74条第1項)。

(4) そもそも第一種電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用権を確保すべきであるが、設備保有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀無く余儀なくされるような事態になれば、公益的性格を有する第一種電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなるため、最終的手段としてこのような使用権が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。

(5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成13年4月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定している。

(なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備保有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照のこと。)

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

インフラベースの事業者に対して、~~合理的な理由なく~~電柱・管路等の貸与を拒否すること、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し(注2.5.2-4)、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報(注

2.6.2.2)を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続(注2.7.2.3)を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)(注2.8)。

(注2.5.2.4) — 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する行為を含む。

(注2.6.2.2) — 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況(現状において貸与不能であつてもれば貸与可能となる具体的時期が明らかな場合はその時期を含む。)等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。

(注2.7.2.3) — 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けると必要となる情報の開示請求への対応を含む。

—(注2.8)—— ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

インフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、合理的な理由なく、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをする(注2.9.2.4)ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)(注3.0)。

(注2.9.2.4) 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。

—(注3.0) 電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取

扱いに差異が生じる場合には問題とならない。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、インフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、~~合理的な理由なく、それを不当に利用させることにより、当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせること~~（私的独占、抱き合わせ販売等）（注3 1）。

（注3 1）当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、~~合理的な理由なく（注2 5）~~自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注3 2）。

~~（注2 5）例えば、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその顧客に関する情報を自己又は自己の関係事業者の営業活動に流用する行為については、合理的な理由は認められにくい。~~

（注3 2）インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

エ 一束化に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

インフラベースの事業者から一束化（注3 3-2-6）のための調整の要請を受

けた場合において、~~合理的な理由なく~~一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を~~不当に~~妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

（注 ~~3-3-2-6~~）一束化とは、複数の通信回線を電柱に共架するために通信回線を一本に束ねることをいう。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障が~~無い~~限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、第一種電気通信事業者から、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以下に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。

使用を希望する区間に現に空きが無い場合。

設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、そのことが設備計画において明示されている場合。

設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、そのことが5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。

電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、そのことが5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。

第一種電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合せず、設備保有者による建設若しくは保守において困難がある場合、又はそのおそれが強い場合。

第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又

は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。

第一種電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、第一種電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可(変更の許可を含む。)の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合。

に定めるもののほか、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。

その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、第一種電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ(公正性の原則) また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる(無差別性の原則)。

このため、総務省は、電気通信事業法第77条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が以下に掲げる基準(ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」)を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

使用期間

原則として5年間(設備保有者が、自己による使用予定を理由として、第一種電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用予定が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。)

貸与の対価

次に掲げる式の示す範囲における、コストに基づく適正な設備使用料。

[設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] × [維持費率] × [設備の占有率]

[設備使用料]

[設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率]

ここで再調達価額とは、当該設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額とする(注3.4.2-7)。

(注3.4.2-7) [設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] × [維持費率] × [設備の占有率] > [設備の再調達

価額] × [維持費率] × [設備の占有率] が成立する場合においては、[設備使用料] [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率] とする。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。~~このことから、電気通信役務の提供に当たっては加入者シェアが大きいことが競争上有利に働く結果をもたらす場合が多いと考えられる。~~

また、顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できない場合にはため、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。

このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、~~自己の加入者シェアを利用してさらに顧客を囲い込む効果を生じさせるものである。り、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせる蓋然性が高いと考えられる。~~

- (2) このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、~~合理的な理由なく、~~地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、~~市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。~~
~~また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注35）。~~

~~（注35） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。~~

2 電気通信事業法における料金制度、契約約款制度等の趣旨と概要

(1) 料金制度

電気通信役務（卸電気通信役務（注3.6.2-8）を除く。）の提供について、まず、第一種電気通信事業者の料金については原則届出制とされているが（電気通信事業法第31条第1項）、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた料金が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (ウ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、料金変更命令を発動できることとされている（同条第2項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、当該サービスの独占性からプライスカップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。

（注3.6.2-8）「卸電気通信役務」とは、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう（電気通信事業法第31条第1項）。

(2) 契約約款制度

次に、第一種電気通信事業者の契約約款については、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款以外は、届出制となっている（電気通信事業法第31条の4第1項）。

これについても、料金と同様、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

- (ア) 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていない、
- (イ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものである、
- (ウ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである、
- (エ) 重要通信（電気通信事業法第8条第1項）に関する事項について適切に配慮されていない、
- (オ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものである、

場合は、契約約款変更命令を発動できることとされている（[同法第31条の4同条](#)

第2項)。

(3) 卸電気通信役務制度

卸電気通信役務制度は、今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、従前の約款外役務提供契約制度を改め、電気通信事業者向けの電気通信役務の提供について、提供主体及び提供先を拡充するとともに、一般利用者に対する電気通信役務の提供と比べて緩やかな規律を課すことにより、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るものである。

具体的には、以下の措置が講じられている。

(ア) 提供主体の拡充

従前の約款外役務提供契約制度の下では、提供主体は第一種電気通信事業者に限られていたのが、卸電気通信役務制度では第一種電気通信事業者に加え特別第二種電気通信事業者も提供主体となることができる。

(イ) 提供先の拡充

従前の約款外役務提供契約制度の下では、提供先は第二種電気通信事業者に限られていたのが、卸電気通信役務制度では第二種電気通信事業者に加え第一種電気通信事業者も、すなわち電気通信事業者全体が卸電気通信役務の提供可能範囲に含まれている。

(ウ) 一般利用者向けサービスより緩やかな規律

従前の約款外役務提供契約は認可制とされていたが、卸電気通信役務については個別の契約及び契約約款とともに事前届出制とされ、かつ、一般利用者向けサービスとは異なり、契約約款の作成が義務付けられていない、電気通信事業法第34条に規定する提供義務の適用対象外とされており(第31条第1項、第31条の4第1項、同条第9項及び第34条)より緩やかな規律とされている(電気通信事業法第39条の5第3項)。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

加入者回線網を保有する電気通信事業者が、合理的な理由なく(注2-9)、競争事業者が新規参入(事業の拡充を含む。以下同じ。)した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)(注3-7)。

(注3729) ~~合理的な理由として、例えば、期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、であることが主張される場合があるが、試験サービスであること自体が、合理的な理由として常に認められるわけではなく、~~当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される(1)ア及び(2)アにおいて同じ)。

~~合理的な理由なく、~~自己の提供する電気通信役務の料金について、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)(注38)。

(注38) -競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料に格差が生じる場合には問題とならない。

~~合理的な理由なく、~~その提供に要する費用(注3930)を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、不当廉売等)。

(注3930) ~~例えば、~~電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

~~合理的な理由なく、~~自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免することにより、~~競争事業者の取引機会を減少させること~~(私的独占、排他条件付取引等)(注40)。

(注40) -競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

~~合理的な理由なく、~~競争事業者との接続の協定、営業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件(提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。)の設定に不当に関与することにより、~~当該競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせること~~(私的独占、拘束条件付取引等)(注41)。

(注41) -競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認め

られる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が設定する以下のような料金については、電気通信事業法に基づく料金変更命令が発動される（電気通信事業法第31条第2項）。

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に示されていない料金を設定すること

（例）

料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。

その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする料金を設定すること

（例）

利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。

固定発 携带着通話料金と携帯発 固定着通話料金について、著しい料金格差が存在し、相当期間経過後も当該格差が縮小又は解消しないこと。

取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。

割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。

c 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害する料金を設定すること

（例）

競争事業者が存在する業務区域について、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金を設定し、又は割引料金を設定すること。

市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。

独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料

金を設定すること。

競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。

第一種電気通信事業者が提供する、利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、第二種電気通信事業者による再販が禁じられているもの。

利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等加入者回線端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等加入者回線端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

自己の関係事業者と自己の関係事業者以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

他の電気通信事業者（注4.2.3-1）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）。

（注4.2.3-1）電気通信事業法第90条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己と密接な関係にある事業者自己の関係事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件等に比べて、合理的な理由なく、他の電

電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件等を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不利に設定不公平なものとすること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

(2) セット提供に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、合理的な理由なく、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項~~及び第37条の3第4項~~）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第 19条第1項第2号）。

（例）

自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないことなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

回線切替工事を必要とする電気通信役務について、合理的な理由なく、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に

対して、高額の違約金の支払を請求し、又は合理的な理由なく他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

~~第一種~~電気通信事業者が行う以下のような不適切な業務の方法を行っていることにより、行為は、業務の方法が不適切であり利用者~~の~~利益を阻害するものとして認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項、第37条）。

（例）

利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。

利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。

天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。

回線切替工事を必要とする電気通信役務について、~~合理的な理由なく~~、自己との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事を意図的に遅延させ、又は遅延を示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。

D S Lサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とD S L利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。

利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。

利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。このような状況において、加入者回線網を保有する電気通信事業者市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理、その他の業務の受託等（業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、合理的な理由なく、その受託等を不当に拒否し、又は高い料金を設定するなど不当に差別的に取り扱うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注43）。

（注43）—競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (ア) 第一種電気通信事業者が行う以下のような不適切な業務の方法を行っていることにより、利用者の利益を阻害していると認めるときは、行為は、業務の方法が不適切であり利用者利益を阻害するものとして、電気通信事業法に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項、第37条）。

（例）

自己と密接な関係のある電気通信事業者自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

——（例）

合理的な理由なく、利用者に料金明細書等を送付する際、自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者に対して、料金、業務委託等の提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

自己の提供する基本料に関して、自己と密接な関係にある電気通信事業者自

己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する第二種電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第37条の3第3項第2号）。

(5) **契約約款の設定に係る行為**

電気通信事業法上問題となる行為

第一種電気通信事業者の電気通信役務(卸電気通信役務及び第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務を除く。)に関する契約約款は原則届出制とされているところ、以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（電気通信事業法第31条の4第2項）。

~~（ア）~~ 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていない契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第1号）

（例）

利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。

延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。

消費者契約法に反するような、電気通信事業者に著しく有利で利用者にとって不利な規定のある契約約款。

~~（イ）~~ 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限する契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第2号）

（例）

公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約約款。

利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

—(ウ)— 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第3号）

（例）

相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。

役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

—(エ)— 重要通信（電気通信事業法第8条第1項）に関する事項について適切に配慮されていない契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第4号）

—（例）

重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。

—(オ)— 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害する契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第5号）

（例）

競争事業者が存在する業務区域を対象に、~~合理的な理由なく~~他の区域と比べて有利な提供条件を設けている契約約款。

~~合理的な理由なく~~自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。

契約約款において、優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」（注4.4.3-2）ではなく、「固定優先接続」（注4.5.3-3）の登録をしたものとみなすこととしている契約約款。

（注4.4.3-2）00XYを回せば他の電気通信事業者に接続する方式。通称「マイライン」。

（注4.5.3-3）00XYを回しても他の電気通信事業者に接続せず、登録した電気通信事業者のみに接続する方式。通称「マイラインプラス」。

契約約款において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定する契約約款（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。

社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。

新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための維持に配慮した措置を講じることなく、かつ、合理的な理由なくサービスを廃止し、著しい利用者の利便性を著しく低下させるを招くような契約約款の変更又は廃止。

(6) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

事業者がどの事業者に対して卸電気通信役務を提供するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、料金、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争事業者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。

電気通信事業者市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

~~合理的な理由なく~~卸電気通信役務に関連する費用を高く設定し(注46)、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、若しくは卸電気通信役務の提供を受けるための手続を遅延させること等、又は費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間等について自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の顧客向け電気通信役務(以下「小売サービス」という。)市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。

(注46) 電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような料金水準である場合には問題とならない。

小売サービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、~~合理的な理由なく~~他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務の料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)。

卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、小売サービスを提供する地域(需要者に関する情報)、想定される通信量(需要規模に関する情報)等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、~~合理的な理由なく(注3-4)~~自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引妨害等)(注4.7)。

~~=(注3-4) 例えば、競争事業者やその顧客に関する情報を自己又は自己の関係事業者の営業活動に流用する行為については、合理的な理由は認められにくい。~~

(注4.7) 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務(例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務)に利用する場合には問題とならない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される(電気通信事業法第36条第4項)。

(例)

届け出た卸契約約款又は卸電気通信役務提供契約に従って、卸電気通信役務の提供を行わないこと。

~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者のみを優遇した卸電気通信役務提供契約を締結するなど、卸電気通信役務の提供に関して、特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。~~

~~卸電気通信役務の提供を受けた他の電気通信事業者に対して、合理的な理由なく、著しく高額な代金の支払いを請求するなどの不利益を与えること。~~

~~卸電気通信役務の提供契約において、接続約款において規定される接続料(電気通信事業者向け割引料金)接続条件に比べて、不利な条件を設定し、他の電気通信事業者に対して適用すること。~~

- 卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延させること。
- 卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

(4) 卸契約約款の設定に係る行為

第一種電気通信事業者の卸電気通信役務に関する契約約款の作成は任意であるが、以下のような契約約款について、その提供条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づき、変更命令が発動される（電気通信事業法第39条の5第3項）。

（例）

卸契約約款において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていない契約約款。

卸契約約款において、自己の関連会社等、特定の電気通信事業者に対し不当に差別的な取扱いをしている契約約款。

卸契約約款において、接続約款において規定される条件に比べて他の電気通信事業者側に不利な条件を設定している契約約款。

- ~~（ウ）~~市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び~~第37条の3第4項~~）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

- 卸電気通信役務の提供について、自己と密接な関係にある電気通信事業者 自己の関係事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

第4 コンテンツの提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業者は、移動体通信端末又は固定通信端末(以下「簡易端末」という。)のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行との取引等の各種オンラインサービス(以下「コンテンツ」という。)を利用できるシステム(以下「簡易端末情報サービスシステム」という。)を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者(以下「システム運用事業者」という。)は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単なキー操作によってアクセスすることができるメニュー(以下「メニューリスト」という。)を設定し、一定の基準(以下「掲載基準」という。)の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者(以下「コンテンツプロバイダー」という。)にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられる。

他方、それぞれの簡易端末情報サービスシステム間に互換性がないため、顧客は他の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載されているコンテンツにはアクセスできない現状を踏まえると、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

- (2) ~~このような状況の下、例えば、システム運用事業者が、合理的な理由なく、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注4.8-3-5)条件を付けてつけて、当該コンテンツプロバイダーと取引することによりは、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注4.9)。一般に市場における公正な競争を阻害するおそれのある行為であり、原則として、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。~~

~~また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に~~

~~制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。~~

(注4.8) システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を実質的に制限することとなりやすい。

(注4.9) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2(3)を参照。

2 電気通信事業法上における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し(電気通信事業法第37条の2第3項第3号)総務大臣の停止又は変更命令の対象となる(同条第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせること滅殺することは、独占禁止法上問題となる(私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等)。

-また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第37条の2第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される(同条第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

~~合理的な理由なく、~~競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載~~(注3.6)~~若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否~~(注5.0)~~すること~~(注5.1)~~。

~~(注3.6) 要望するカテゴリへの掲載を含む。~~

(注5.0) 不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリス

トに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならない。

(注5.1) 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

合理的な理由なく、自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は若しくは競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

合理的な理由なく、コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する(注5.2.3.7)こと。

(注5.2.3.7) 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない合理的理由が認められる。

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信事業者が、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等を有している場合があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。

(2) このような場合において、例えば、電気通信事業者が、~~合理的な理由なく、~~電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件を付けてつけて当該設備メーカーと取引をすることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注53）。~~は、一般に市場における公正な競争を阻害するおそれがある行為であり、原則として、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。~~~~また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。~~

なお、一般に、特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法における考え方については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公正取引委員会）に基づいて判断される。

（注53） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、~~合理的な理由なく、~~設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること滅殺させることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注5.4.3-8）ときには、電気通信事業法第37条の2第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（注5.4.3-8）例えばただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。

電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。

端末設備（注5.5.3-9）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること。

（注5.5.3-9）端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。

端末設備の販売業者に対して、合理的な理由なく、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5 までの各分野において、電気通信事業法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる から までの行為をあらかじめ禁止するとともに（電気通信事業法第37条の2第3項）これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同法第37条の2第4項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供。

電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与。

他の電気通信事業者（注1）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉。

また、第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、会計整理・開示義務が課されているが（同法第33条、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号））、市場支配的な電気通信事業者については、さらに内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（同法第37条の2第5項）。

（注1）コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第90条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

（注2）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通

信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社、当該親会社の子会社（当該第一種電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第37条の3第1項）。

そのため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止している（注3）（電気通信事業法第37条の3第3項：ファイアウォール規制）。

（注3）「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りではない」（電気通信事業法第37条の3第3項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

（1）他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の6）。

（2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社については、当分の間、

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第5条第6項の承継計画に記載された同法附則第3条第2項第4号及び第6号に掲げる事項のうち、以下の事項を実施するものであること（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第148号）附則第2項）。

ア 特定関係事業者が提供する音声伝送役務の契約者に係る契約者情報の追加及び更新に係る業務の受託

イ 特定関係事業者の設備の監視及び制御に係る業務の受託

当該承継計画の実施に必要なものとして電気通信事業法第15条の規定に基づく総務大臣の認可を受けていること（同項）。

2 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第37条

の2第3項第1号)

他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~等へ提供するような行為(第1の3(2)エ)。

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与(電気通信事業法第37条の2第3項第2号)

(例)

優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い(第1の3(2)エ)。

~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者以外の電気通信事業者~~のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定(第3の3(1)イ(イ))。

~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供(第3の3(2)イ)。

~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~と一体となった排他的な業務(第3の3(4)イ(イ))。

~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~に対する料金、業務委託等の提供条件についての有利な取扱い(第3の3(4)イ(イ))。

特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること(第3の3(4)イ)。

~~自己と密接な関係にある電気通信事業者自己の関係事業者~~に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い(第3の3(6)イ(ウ))。

ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等(第3の3(1)イ(イ))。

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉(電気通信事業法第37条の2第3項第3号)

(例)

ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限(第3の3(1)イ(イ))。

イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉(第4の3 ~)。

ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉(第5の3 ~)。

(4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第37条の3第3項第1号）

（例）

ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ）。

イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ）。

(5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第37条の3第3項第2号）

（例）

料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(1)）。

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。

こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等の間の人事交流に当たって、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。

また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるよう、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

~~—さらに、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においても、接続の業務に関して知り得た情報の遮断措置を実施することが望ましい。~~

2 接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保等ファイアウォール措置及びその実施状況の公表

~~—市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においては、競争を一層促進する観点から、接続・コロケーションの請求に際して必要な情報（加入者回線網及びコロケーションを行う建物の設置場所、その空き状況（現状において接続・コロケーションが不可能であれば可能となる具体的時期を含む。）等に関する情報及び接続・コロケーションに関連する技術的情報等）の開示請求に対しては、当該情報の開示の程度及び開示請求を処理する期間について、当該加入者回線網への接続・コロケーションを希望する競争事業者と自己の営業部門又は自己の関係事業者を同一に取り扱うことが望ましい。~~

~~また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、ファイアウォール（注1）の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第37条の3第5項）、ファイアウォールの遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。~~

（注1）ここでいう「ファイアウォール」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者とその特定関係事業者との間における、一定の業務において他の電気通信事業者を特定関係事業者に比べて不利に取り扱う行為の禁止措置（電気通信事業法第37条の3第3項）を指す。

3 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

4 電柱・管路等の貸与関係

(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と自己の営業部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。

~~—情報遮断の具体的な実施については、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが重要である—~~

(2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

(例)

貸与申込手続の公表（ガイドライン第2条）

設備保有者は、設備の提供に関し、次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先

イ 提供を受けるための手続

ウ 提供が拒否できる事由

エ 標準的な設備使用料及びその算出根拠

オ 設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから提供の可否の決定までの標準的期間（標準的な調査回答期間）

カ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法

キ 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間

情報開示（ガイドライン第12条）

設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。

標準実施要領の作成（ガイドライン第13条）

設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領（公開ベース）を作成し、 に定める事項をインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

資料の提供等（ガイドライン附則第2条）

ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。

(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベースの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。

5 卸電気通信役務市場の活性化

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、第一種電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件を約款化すること、あるいは標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

6 違反防止マニュアルの作成

市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施するとともに、~~その実施状況を公表する~~ことが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。

報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT 関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（[現在、原案についての意見を募集中注1](#)）。

一（注1） 事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、下請法及び景品表示法）の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである（「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（電気通信事業法第96条の2）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（電気通信事業法第88条の12～第88条の17）。

さらに、電気通信事業分野における公正な競争の確保に関して今後も増加する傾向にある電気通信事業者から寄せられる各種の苦情や意見申出について、総合通信基盤局における処理体制を強化し、対外的な責任窓口を明確化する観点から、総合通信基盤局総務課に公正競争推進室が設置されている。公正競争推進室は、電気通信事業法第96条の2の規定に基づく電気通信事業者からの意見申出の受付や電気通信事業分野における公正競争の促進に関して電気通信事業者間で発生する各種紛争等に係る相談等の業務を一元的に行っている。

このほか、総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、

総務省に照会しを受け、それに対して回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している（注2）。

（注2）法令適用事前審査確認手続は、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関し、当該行為が総務省所管法令の対象となるかどうかをあらかじめ総務省に確認する手続である（総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号））。

総務省では、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為が、電気通信事業法、電波法等総務省所管法令に基づく申請に対する処分又は届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項で当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの及び不利益処分の根拠を定める条項の適用対象となるか否かの照会に対し、原則として、受け付けた日から30日以内に書面により回答することとしている。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を受け付けることとしている（窓口については下表参照）。

第2 公正取引委員会と総務省の連携

独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。

1 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談及び総務省に寄せられた電気通信事業法第9条の2に基づく意見申出等について、電気通信事業法上問題となる可能性がある公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性がある総務省が判断した場合などにおいて、必要に応じ相互に、相談者又は意見申出者の希望を踏まえ、連絡することとする。

2 ~~一また、~~公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法と及び電気通信事業法の運用の整合性を図る観点からに当たって、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。

3 公正取引委員会及び総務省は、1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。

表 報告・相談等窓口

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	独占禁止法第 45 条に基づく違反事実の報告 (注 1)	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室 (注 2)	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-3387 Fax (03)3581-6050
	独占禁止法の事前相談及び一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部相談指導室 (注 2)	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-5481 Fax (03)3581-1948
総務省	電気通信事業法第 96 条の 2 に基づく意見の申出	総務省総合通信基盤局総務課公正競争推進室 (注 3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電話 (03)5253-5827 Fax (03)5253-5830
	電気通信事業法等の一般的な相談	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 (注 3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電話 (03)5253-5835 Fax (03)5253-5848

(注 1) ホームページからの報告については、<http://www.jftc.go.jp>まで。

(注 2) 独占禁止法に関する関東甲信越地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県）以外の窓口については別表 1 参照。

(注 3) 電気通信事業法に関するその他の窓口については、別表 2 参照。

別表 1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

地方事務所等	独占禁止法第 45 条に基づき違反事実の報告	独占禁止法の一般的な相談	管轄区域
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	第一審査課 T E L:(011)231-6300 F A X:(011)261-1719	総務課 T E L:(011)231-6300 F A X:(011)261-1719	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	第一審査課 T E L:(022)225-7095 F A X:(022)261-3548	総務課 T E L:(022)225-7095 F A X:(022)261-3548	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	第一審査課 T E L:(052)961-9425 F A X:(052)971-5003	総務課 T E L:(052)961-9421 F A X:(052)971-5003	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	第一審査課 T E L:(06)6941-2193 F A X:(06)6941-2189	総務課 T E L:(06)6941-2173 F A X:(06)6943-7214	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	審査課 T E L:(082)228-1501 F A X:(082)223-3123	総務課 T E L:(082)228-1501 F A X:(082)223-3123	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎	審査課 T E L:(087)834-1442 F A X:(087)862-1994	総務課 T E L:(087)834-1441 F A X:(087)862-1994	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	第一審査課 T E L:(092)431-6033 F A X:(092)474-5465	総務課 T E L:(092)431-5881 F A X:(092)474-5465	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-8530 那覇市前島 2-21-13 ふそうビル	公正取引室 T E L:(098)863-2243 F A X:(098)862-4580 同左	同左	沖縄県

別表 2 電気通信事業法に関するその他の窓口

地方総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：011-709-2311 内線4703 FAX：011-709-2482	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：022-221-0627 FAX：022-221-0613	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東総合通信局 〒100-8795 東京都千代田区大手町2-3-2	情報通信部電気通信事業課 TEL：03-3243-8633 FAX：03-3242-0133	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：026-234-9971 FAX：026-234-9999	新潟県・長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：076-233-4420 FAX：076-233-4499	富山県・石川県・福井県
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：052-971-9401 FAX：052-971-3581	静岡県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：06-6942-8517 FAX：06-6920-0609	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	情報通信部電気通信事業課 TEL：082-222-3376 FAX：082-502-8152	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5	情報通信部電気通信事業課 TEL：089-936-5042 FAX：089-936-5014	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4	情報通信部電気通信事業課 TEL：096-326-7824 FAX：096-326-7829	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町26-29	情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL：098-865-2302 FAX：098-865-2311	沖縄県

本指針の必要性と構成

(1) 本指針の必要性

規制緩和の推進にあわせて、競争の一般的ルールである独占禁止法により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

独占から競争への過渡的状況にある等の特殊性があり、公正な競争をより積極的に促進していくためには、独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要であり、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、公正取引委員会及び総務省が相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいく。

(2) 本指針の構成

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

報告・相談、意見申出等への対応体制

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(独占禁止法部分のみ抜粋)

以下の行為により、事業者の新規参入を阻止し、事業活動を困難にさせ、又は価格競争を減殺させる場合は独占禁止法上問題となる。

(以下では指針記載の事例のうち、代表例を取り上げて記載している。)

第1 電気通信設備との接続及び共用に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、加入者回線網との接続や接続のために必要な設備を置く局舎スペースの貸与（コロケーション）を拒否したり、それに要する費用、情報の開示、手続期間について、自己や自己の関係事業者と比べて不利な取扱いをすること。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、接続の業務を通じて得た競争事業者やその顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係会社の営業活動に流用すること。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電柱・管路等の保有者が、自ら光ファイバ等を設置して参入しようとする電気通信事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否したり、それに要する費用、情報の開示、手続期間について、自己や自己の関係事業者と比べて不利な取扱いをすること。

市場において相対的に高いシェアを有する電柱・管路等の保有者が、自ら光ファイバ等を設置して参入しようとする電気通信事業者から電柱・管路等の貸与の業務を通じて得た当該事業者やその顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係会社の営業活動に流用すること。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 電気通信役務料金の設定等に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者が新規参入した地域についてのみ、競争事業者向けに設定する接続料金を著しく下回る顧客向け電気通信役務料金を設定すること。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を比べて、自己又は自己の関係事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を割安に設定すること。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者が提供する電気通信役務について、料金、提供地域等を不当に制限する条件を付けて、当該競争事業者との接続、営業の受委託又は卸電気通信役務の提供を行うこと。

2 セット提供に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、自己の提供する電気通信役務に併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービス

をセットで提供する場合において、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定すること。

3 顧客と他の電気通信事業者との取引妨害に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が顧客に対して、競争事業者の電気通信役務の品質面等に関する虚偽の情報を提供したり、自己との契約を解約し競争事業者と新たに契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させることにより、当該顧客と競争事業者の取引を不当に妨害すること。

4 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する加入者回線網を保有する電気通信事業者が、自己の関係事業者に対しては、業務の受託を行う一方で、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否したり、不当に不利な料金を設定すること。

5 卸電気通信役務料金の設定等に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とすること。

第4 コンテンツの提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、他のシステム運用事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しないことを条件としたり、コンテンツプロバイダーのコンテンツ提供料金の設定を制限する条件を付けて、自己のメニューリストにコンテンツを掲載すること。

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

電気通信事業者が、設備メーカーと製造のために不可欠な特許のライセンス契約を締結するに当たり、自己又は自己の関係事業者の提供する商品・サービスを購入させたり、ライセンスを受けた特許に基づいて製造された設備の販売許諾を行わないことにより、設備メーカーの販売活動を制限すること。

電気通信事業者が、販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格を遵守させること等。

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

市場支配的な電気通信事業者等は、以下の行為を自主的に採ることが望ましい。

- 1 接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- 2 接続・コロケーション等に係るファイアウォール遵守状況の公表
- 3 接続・コロケーション状況の公表
- 4 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断，貸与申込手続及び貸与状況の公表
- 5 卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- 6 違反防止のための社内マニュアルの作成

報告・相談，意見申出等への対応体制

公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談等（窓口は、本文を参照。）について、相互に、相談者の希望を踏まえ、連絡。

また、独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換等。

公正取引委員会及び総務省は、上記の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置。

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

平成13年11月

公正取引委員会
総務省

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(目次)

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和

構成	1
第1 指針の必要性	1
第2 指針の構成と基本的考え方	2
独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	6
第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	6
1 独占禁止法における考え方	6
2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要	7
(1) 電気通信設備の接続制度	7
ア 第一種電気通信事業者の接続義務等	
イ 指定電気通信設備制度	
ウ 接続の協定	
(2) 電気通信設備の共用制度	9
(3) 接続又は共用に関する命令	9
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	10
(1) 独占禁止法上問題となる行為	10
ア 加入者回線網との接続に係る行為	
イ コロケーションに係る行為	
ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
(2) 電気通信事業法上問題となる行為	12
ア 業務改善命令の対象となる行為	
イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	
ウ 接続約款変更命令の対象となる場合	
エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為	
第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野	19
1 独占禁止法における考え方	19
2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要	19

3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為	20
(1)	独占禁止法上問題となる行為	20
	ア 電柱・管路等の貸与に係る行為	
	イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為	
	ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
	エ 一束化に係る行為	
(2)	電気通信事業法上問題となり得る行為	22
	ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為	
	イ 適正でない提供条件により貸与する行為	
第3	電気通信役務の提供に関連する分野	25
1	独占禁止法における考え方	25
2	電気通信事業法における料金制度、契約約款制度等の趣旨と概要	25
(1)	料金制度	25
(2)	契約約款制度	26
(3)	卸電気通信役務制度	26
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	27
(1)	電気通信役務の料金の設定等に係る行為	27
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(2)	セット提供に係る行為	30
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(3)	顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為	31
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(4)	自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為	32
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	
(5)	契約約款の設定に係る行為	33
	電気通信事業法上問題となる行為	
(6)	卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	35
	ア 独占禁止法上問題となる行為	
	イ 電気通信事業法上問題となる行為	

第4	コンテンツの提供に関連する分野	38
1	独占禁止法における考え方	38
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	39
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	39
第5	電気通信設備の製造・販売に関連する分野	41
1	独占禁止法における考え方	41
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	41
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	41
【再掲】	市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）	43
1	制度の趣旨及び概要	43
2	電気通信事業法上問題となる行為	44
	競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為	47
1	接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	47
2	ファイアウォール措置及びその実施状況の公表	47
3	加入者回線網の開放の徹底	47
4	電柱・管路等の貸与関係	48
(1)	電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	48
	8	
(2)	電柱・管路等の貸与申込手続の公表等	48
(3)	電柱・管路等の貸与状況の公表	49
5	卸電気通信役務市場の活性化	49
6	違反防止マニュアルの作成	49
	報告・相談、意見申出等への対応体制	50
第1	違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等	50
第2	公正取引委員会と総務省の連携	51

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と

構成

第1 指針の必要性

現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。

このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進にあわせて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、

いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、

市場の変化や技術革新の速度が大変速いこと

といった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公

共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

今般、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省は、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を作成することとした。また、本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

第2 指針の構成と基本的考え方

1 構成

指針は、

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

については、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。については、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

においては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。

(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。

事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。

独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

（注1） 公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、営業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、営業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務（注2）を中心に電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。

（注2） 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう（電気通信事業法第2条第3号）。独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。市場は、例えば、地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、国際通信サービス市場、衛星通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等が考えられるが、その実態に即して、画定される。

本指針 に記述している行為が具体的に行われた場合、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる（注3）。

（注3） 独占禁止法は、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることが

あり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。

- (4) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は営業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日公正取引委員会）参照）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

- (1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきており、これに加えて今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。

本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

- （注4）「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第37条の2第1項の規定により総務大臣から指定を受けた第一種電気通信事業者及び同法第38条の2第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者をいう。

(2) 総務省は、次章において、今般の電気通信事業法の改正により導入された制度を含め、同法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対して禁止される行為や、業務改善命令、料金変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

(3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が同法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、同法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、同法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととし、遅くとも1年後までを目途に見直しを行うこととする。

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備（以下「不可欠設備」という。）（注1）がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしか行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

（注1） 例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「端末系交換等設備」という。）加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継系交換等設備」という。）端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。

（注2） 加入者回線網への接続に係る行為のほかに、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用される。

- (2) このような状況の下、例えば、不可欠設備を有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続（注3）やコロケーション（注4）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者（注5）に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの（注6）であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7）。

また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一緒に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には市場にお

いて相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。

(注3) 加入者回線網の接続には、その機能を細分化し、接続を受ける者にとって必要なもの(例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等)のみを利用させる形態を含むものとする。

(注4) コロケーションとは、加入者回線網の接続を受ける者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

(注5) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注6) 不可欠設備を有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。

(注7) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2(3)を参照。

2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

(1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続の制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

ア 第一種電気通信事業者の接続義務等

第一種電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合(注8)を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある(電気通信事業法第38条)。

(注8) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき
当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき

接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

接続に应付するための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

第一種電気通信事業者は、自己の電気通信設備（下記の第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）と他の電気通信事業者との接続に関して、接続料金等について接続約款を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない（電気通信事業法 38 条の 4 第 2 項）。

イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する第一種電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についての L R I C（長期増分費用）方式による算定等が義務付けられている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であることから、それを設置する第一種電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表等が義務付けられている。

ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第 38 条の 2 第 6 項）。また、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同条第 9 項）。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届け出た接続約

款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第38条の3第4項）。また、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同条第6項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が行う第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止する等、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、総務大臣の認可に係らしめている（電気通信事業法第39条の3第1項）。

他方で、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が他の電気通信事業者と締結する電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）の共用に関する協定については、総務大臣に届け出なければならないとされている（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が一般第二種電気通信事業者と締結する当該第一種電気通信設備の共用に関する協定についても、届け出なければならないとされている（同項）。

(3) 接続又は共用に関する命令

電気通信事業者が第一種電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該第一種電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間（注9）において、その一方が電気通信設備の接続又は共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条第2項及び第39条の4第1項）。

（注9）当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者である場合を除く。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 加入者回線網との接続に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者（以下「競争事業者」という。）に対して、その保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注10）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注11）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注12）。

（注10） 接続に当たって必要となる情報は、加入者回線網の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。

（注11） 接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注12） 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

イ コロケーションに係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注13）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注14）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難

にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注15）。

（注13） コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。

（注14） コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注15） 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（優越的地位の濫用等）（注16）。

（注16） 設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。

ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注17）。

(注17) 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務(例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務)に利用する場合には問題とならない。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

ア 業務改善命令の対象となる行為

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令(業務改善命令)が発動される(電気通信事業法第36条第4項)。

(7) 接続又は共用に関する不当な差別的取扱い

(例)

自己の関係事業者のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。

他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、自己の関係事業者に対して同種の接続・共用に係る工事を行う場合に比べ、工事を遅延させること。

(1) 接続又は共用の業務における不当な運営

a 情報開示手続に関する事項

(例)

他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求に際して必要な情報に関する情報開示の請求(注18)に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

(注18) 具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。

b 接続請求手続に関する事項

(例)

接続の請求に対して、当該請求に即応ができない旨の回答を、当該請求

に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。

接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。

第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。

その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。

コロケーションの請求に対して、他の電気通信事業者に対して請求に係る設備がコロケーション対象設備に該当することの挙証責任を負わせること。

コロケーションの可否等の調査を、接続の可否等の調査と並行して行うことを可能としないこと。

ケージによるコロケーションの請求に対して、場所の空間的余裕があるにもかかわらずこれに応じないこと。

コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなって使われなくなった設備を存置している等の事由により拒否する等、不合理な制限を設けること。

コロケーション設備に係る電力の利用については、無停電電源装置を介しない一般商用電源の利用が物理的に可能であるにもかかわらず、その利用を認めないこと。

コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

・コロケーションに関する工事

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。

他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する

る工事等を発注する場合に、当該他事業者との合意なしに行うこと。

他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。

他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会の費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相応に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の明示を行わずに費用負担を求めること。

コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

・理由付記、立入り等

コロケーションが可能と回答する際に、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を回答しないこと。

コロケーションの場所の選定理由が、コロケーション設備の設置の時点で、自己等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものでないこと。

コロケーションを行う通信用建物について、コロケーションの請求への回答に関する確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

空き場所がないためにコロケーションが不可能と考える通信用建物について、空き場所の有無の確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守の受託を受ける場合に、当該他事業者が行う立会いを認めず、立会の時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が工事や保守の円滑な実施に必要な他の電気通信事業者による助言等の行為を禁止すること。

・その他

その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

d その他の事項

(例)

実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術的条件、接続料を適用しないこと。

第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備の接続を行うこと。

新たな網機能について、電気通信事業法に定める手続に従って技術的条件を決定したなどの合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術的条件を採用すること。

他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当ではないものとする事、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとする事。

利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行うISDNから電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。

利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でない(注19)にもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。

(注19)優先接続(マイライン)及びDSLサービスについては、回線名義人の住所の記載は不可欠とは考えられない。

優先接続(マイライン)等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること。

共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目

的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。

ブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号取得のためのダウンロードセンタにおいて、自己のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置しないこと。

自己のブラウザフォンサービスにおいて用いられる端末からアクセスできるアクセスポイントを競争事業者が設置し、その端末を用いて、当該ブラウザフォンサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示しないこと。

その他、第一種電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第36条第4項）。

イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第36条第2項）。

（例）

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。

標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われない場合。

保守区分ごとに接続料を設定する等他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。

接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用者料金に比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出制とされているものについて、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障が

あると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第36条第3項、第38条の3第3項）。

（例）

接続約款において、能率的経営の下での適正原価に適正利潤を加えたもの（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算定するもの）を超える接続料を設定している場合。

接続約款において、一般に接続が見込まれない箇所や形態のみでの接続しか認めない、接続に必要な装置等の通信用建物内への設置及び保守（設置場所、保守内容、設置及び保守のための他の電気通信事業者の通信用建物内への立入り等）について必要な範囲を超える制限を課す等、他の電気通信事業者に対し不当な条件を付している場合。

接続約款において、特定の電気通信事業者に対して、それ以外の電気通信事業者の条件と比較して不利な取扱いをしている場合。

接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合。

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注20）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注21）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第37条の2第3項第1号）。

（注20） 「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- （ ） 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- （ ） 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- （ ） 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他事業者のサービス又は利用者に係る通信量（通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報）及びその変化動向

- () 接続で用いる技術的基準（インタフェース、電気信号の処理方式等）
 - () 優先接続における他の電気通信事業者の利用者の登録内容（市内、県内市外、県外、国際の各市場ごとに事業者を選択）
- (注21) 「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。
- () 他の電気通信事業者の経営状況の把握
 - () 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
 - () 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動
 - () 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止するために利用すること

優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例：交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注22）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第37条の3第3項第1号）。

(注22) 「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社、当該親会社の子会社（当該第一種電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第37条の3第1項）。

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なコロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと（電気通信事業法第37条の3第3項第1号）。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設することは、経済的でないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注23）から、その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。

（注23） 例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

- (2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注24）。

（注24） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

- (1) 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者がいるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる（電気通信事業法第73条第1項）。
- (2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性和使用権の設定を求められる

者の受忍限度とを比較衡量し、使用権の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。

- (3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、第一種電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、第一種電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請することができる（同法第74条第1項）。
- (4) そもそも第一種電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用権を確保すべきであるが、設備所有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀なくされるような事態になれば、公益的性格を有する第一種電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなるため、最終的手段としてこのような使用権が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。
- (5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成13年4月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。
- （なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備所有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照のこと。）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

インフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注25）、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注26）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注27）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注28）。

（注25） 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する

行為を含む。

- (注26) 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況(現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。)等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。
- (注27) 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。
- (注28) ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

インフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをする(注29)ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)(注30)。

- (注29) 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。
- (注30) 電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合には問題とならない。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ(幹線部分)が存在する区間について、インフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること(私的独占、抱き合わせ販売等)(注31)。

- (注31) 当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注32）。

（注32） インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

エ 一束化に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

インフラベースの事業者から一束化（注33）のための調整の要請を受けた場合において、一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

（注33） 一束化とは、複数の通信回線を電柱に共架するために通信回線を一本に束ねることをいう。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障がない限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、第一種電気通信事業者から、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以下に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。

使用を希望する区間に現に空きが無い場合。

設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、そのことが設備計画において明示されている場合。

設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、そのことが5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。

電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、そのことが5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。

第一種電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合せず、設備保有者による建設若しくは保守において困難がある場合、又はそのおそれが強い場合。

第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合。

第一種電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、第一種電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合。

に定めるもののほか、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合。

その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、第一種電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ（公正性の原則）また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる（無差別性の原則）。

このため、総務省は、電気通信事業法第77条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が以下に掲げる基準（ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」）を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

使用期間

原則として5年間（設備保有者が、自己による使用予定を理由として、第一種電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用予定が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。

貸与の対価

次に掲げる式の示す範囲における、コストに基づく適正な設備使用料。

[設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] ×
[維持費率] × [設備の占有率]

[設備使用料]

[設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率]

ここで再調達価額とは、当該設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額とする（注34）。

（注34） [設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] × [維持費率] × [設備の占有率] > [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率] が成立する場合には、[設備使用料] [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率] とする。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。

また、顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できない場合には、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。

このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、顧客を囲い込む効果を生じさせるものである。

- (2) このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注35）。

（注35） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における料金制度、契約約款制度等の趣旨と概要

(1) 料金制度

電気通信役務（卸電気通信役務（注36）を除く。）の提供について、まず、第一種電気通信事業者の料金については原則届出制とされているが（電気通信事業法第31条第1項）、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた料金が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (ウ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するもの

であるとき、

は、料金変更命令を発動できることとされている（同条第2項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、当該サービスの独占性からプライスカップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。

（注36）「卸電気通信役務」とは、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう（電気通信事業法第31条第1項）。

(2) 契約約款制度

次に、第一種電気通信事業者の契約約款については、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款以外は、届出制となっている（電気通信事業法第31条の4第1項）。

これについても、料金と同様、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

- (ア) 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていない、
- (イ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものである、
- (ウ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである、
- (エ) 重要通信（電気通信事業法第8条第1項）に関する事項について適切に配慮されていない、
- (オ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものである、

場合は、契約約款変更命令を発動できることとされている（同法第31条の4第2項）。

(3) 卸電気通信役務制度

卸電気通信役務制度は、今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、従前の約款外役務提供契約制度を改め、電気通信事業者向けの電気通信役務の提供について、提供主体及び提供先を拡充するとともに、一般利用者に対する電気通信役務の提供と比べて緩やかな規律を課すことにより、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るものである。

具体的には、以下の措置が講じられている。

(7) 提供主体の拡充

従前の約款外役務提供契約制度の下では、提供主体は第一種電気通信事業者に限られていたのが、卸電気通信役務制度では第一種電気通信事業者に加え特別第二種電気通信事業者も提供主体となることができる。

(4) 提供先の拡充

従前の約款外役務提供契約制度の下では、提供先は第二種電気通信事業者に限られていたのが、卸電気通信役務制度では第二種電気通信事業者に加え第一種電気通信事業者も、すなわち電気通信事業者全体が卸電気通信役務の提供可能範囲に含まれている。

(ウ) 一般利用者向けサービスより緩やかな規律

従前の約款外役務提供契約は認可制とされていたが、卸電気通信役務については個別の契約及び契約約款ともに事前届出制とされ、かつ、一般利用者向けサービスとは異なり、契約約款の作成が義務付けられていない、電気通信事業法第34条に規定する提供義務の適用対象外とされており（第31条第1項、第31条の4第1項、同条第9項及び第34条）より緩やかな規律とされている（電気通信事業法第39条の5第3項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注37）。

（注37） 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される（(1)ア及び(2)アにおいて同じ）。

自己の提供する電気通信役務の料金について、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難

にさせること（私的独占、差別対価等）（注38）。

（注38） 競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。

その提供に要する費用（注39）を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注39） 例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注40）。

（注40） 競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

競争事業者との接続の協定、営業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注41）。

（注41） 競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が設定する以下のような料金については、電気通信事業法に基づく料金変更命令が発動される（電気通信事業法第31条第2項）。

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に示されていない料金を設定すること（例）

料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。

その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする料金を設定すること（例）

利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。

固定発 携带着通話料金と携帯発 固定着通話料金について、著しい料金格差が存在し、相当期間経過後も当該格差が縮小又は解消しないこと。

取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。

割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。

- c 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害する料金を設定すること

(例)

競争事業者が存在する業務区域について、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金を設定し、又は割引料金を設定すること。

市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。

独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。

競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。

第一種電気通信事業者が提供する、利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、第二種電気通信事業者による再販が禁じられているもの。

利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続(マイラインプラス)の登録者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、自己の割引

サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

自己の関係事業者と自己の関係事業者以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

他の電気通信事業者（注42）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）。

（注42）電気通信事業法第90条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己の関係事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとする（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

(2) セット提供に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないことなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額の違約金の支払を請求し、又は他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような不適切な業務の方法を行っていることにより、利用者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項、第37条）。

（例）

利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。

利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害する

こと。

天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。

回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事を意図的に遅延させ、又は遅延を示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。

D S Lサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とD S L利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。

利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。

利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理、その他の業務の受託等（業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し、又は高い料金を設定するなど不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注43）。

（注43）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 電気通信事業者が以下のような不適切な業務の方法を行っていることにより、利用者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項、第37条）。

（例）

自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

自己の関係事業者に対して、料金、業務委託等の提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する第二種電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第37条の3第3項第2号）。

(5) 契約約款の設定に係る行為

電気通信事業法上問題となる行為

第一種電気通信事業者の電気通信役務(卸電気通信役務及び第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務を除く。)に関する契約約款は原則届出制とされているところ、以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（電気通信事業法第31条の4第2項）。

ア 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていない契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第1号）

（例）

利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。

延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。

消費者契約法に反するような、電気通信事業者に著しく有利で利用者にな

利な規定のある契約約款。

イ 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限する契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第2号）

（例）

公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約約款。

利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

ウ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第3号）

（例）

相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。

役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

エ 重要通信（電気通信事業法第8条第1項）に関する事項について適切に配慮されていない契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第4号）

（例）

重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。

オ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害する契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第5号）

（例）

競争事業者が存在する業務区域を対象に、他の区域と比べて有利な提供条件を設けている契約約款。

自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。

契約約款において、優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」（注44）ではなく、「固定優先接続」（注

45)の登録をしたものとみなすこととしている契約約款。

(注44)00XYを回せば他の電気通信事業者に接続する方式。通称「マイライン」。

(注45)00XYを回しても他の電気通信事業者に接続せず、登録した電気通信事業者のみに接続する方式。通称「マイラインプラス」。

契約約款において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定する契約約款(ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。)

社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。

新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約約款。

(6) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

事業者がどの事業者に対して卸電気通信役務を提供するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、料金、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争事業者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

卸電気通信役務に関連する費用を高く設定し(注46)卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、若しくは卸電気通信役務の提供を受けるための手続を遅延させること等、又は費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間等について自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の顧客向け電気通信役務(以下「小売サービス」という。)市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。

(注46) 電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような料金水準である場合には問題とならない。

小売サービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務の料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、小売サービスを提供する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注４７）。

（注４７） 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される（電気通信事業法第３６条第４項）。

（例）

届け出た卸契約約款又は卸電気通信役務提供契約に従って、卸電気通信役務の提供を行わないこと。

自己の関係事業者のみを優遇した卸電気通信役務提供契約を締結するなど、卸電気通信役務の提供に関して、特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。

卸電気通信役務の提供契約において、接続約款において規定される接続料（電気通信事業者向け割引料金）、接続条件に比べて、不利な条件を設定し、他の電気通信事業者に対して適用すること。

卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延させるこ

と。

卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

(イ) 卸契約約款の設定に係る行為

第一種電気通信事業者の卸電気通信役務に関する契約約款の作成は任意であるが、以下のような契約約款について、その提供条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、電気通信事業法に基づき、変更命令が発動される（電気通信事業法第39条の5第3項）。

（例）

卸契約約款において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていない契約約款。

卸契約約款において、自己の関連会社等、特定の電気通信事業者に対し不当に差別的な取扱いをしている契約約款。

卸契約約款において、接続約款において規定される条件に比べて他の電気通信事業者側に不利な条件を設定している契約約款。

(ウ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

第4 コンテンツの提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業者は、移動体通信端末又は固定通信端末(以下「簡易端末」という。)のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行との取引等の各種オンラインサービス(以下「コンテンツ」という。)を利用できるシステム(以下「簡易端末情報サービスシステム」という。)を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者(以下「システム運用事業者」という。)は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単なキー操作によってアクセスすることができるメニュー(以下「メニューリスト」という。)を設定し、一定の基準(以下「掲載基準」という。)の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者(以下「コンテンツプロバイダー」という。)にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられる。

他方、それぞれの簡易端末情報サービスシステム間に互換性がないため、顧客は他の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載されているコンテンツにはアクセスできない現状を踏まえると、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

- (2) このような状況の下、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注48)条件を付けて、当該コンテンツプロバイダーと取引することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注49)。

(注48) システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者と

の取引を制限することとなりやすい。

(注49) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2(3)を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し(電気通信事業法第37条の2第3項第3号)総務大臣の停止又は変更命令の対象となる(同条第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる(私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等)。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第37条の2第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される(同条第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否(注50)すること(注51)。

(注50) 不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリストに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならない。

(注51) 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリス

トへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する（注52）こと。

（注52） 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信事業者が、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等を有している場合があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。

(2) このような場合において、例えば、電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件を付けて当該設備メーカーと取引をすることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注53）。

なお、一般に、特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法における考え方については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公正取引委員会）に基づいて判断される。

（注53） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる(注54)ときには、電気通信事業法第37条の2第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される(同条第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

(注54) ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。

電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。

端末設備(注55)の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること。

(注55) 端末設備とは、例えば、電話機(固定、移動体)、ファクシミリ機等をいう。

端末設備の販売業者に対して、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5までの各分野において、電気通信事業法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる から までの行為をあらかじめ禁止するとともに（電気通信事業法第37条の2第3項）これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同法第37条の2第4項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供。

電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与。

他の電気通信事業者（注1）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉。

また、第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、会計整理・開示義務が課されているが（同法第33条、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号））、市場支配的な電気通信事業者については、さらに内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（同法第37条の2第5項）。

（注1）コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第90条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

（注2）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通

信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社、当該親会社の子会社（当該第一種電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第37条の3第1項）。

そのため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止している（注3）（電気通信事業法第37条の3第3項：ファイアウォール規制）。

（注3）「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りではない」（電気通信事業法第37条の3第3項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

(1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の6）。

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社については、当分の間、

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第5条第6項の承継計画に記載された同法附則第3条第2項第4号及び第6号に掲げる事項のうち、以下の事項を実施するものであること（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第148号）附則第2項）。

ア 特定関係事業者が提供する音声伝送役務の契約者に係る契約者情報の追加及び更新に係る業務の受託

イ 特定関係事業者の設備の監視及び制御に係る業務の受託

当該承継計画の実施に必要なものとして電気通信事業法第15条の規定に基づく総務大臣の認可を受けていること（同項）。

2 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第37条

の2第3項第1号)

他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為(第1の3(2)エ)。

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与(電気通信事業法第37条の2第3項第2号)

(例)

優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い(第1の3(2)エ)。

自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定(第3の3(1)イ(イ))。

自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供(第3の3(2)イ)。

自己の関係事業者と一体となった排他的な業務(第3の3(4)イ(イ))。

自己の関係事業者に対する料金、業務委託等の提供条件についての有利な取扱い(第3の3(4)イ(イ))。

特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること(第3の3(4)イ)。

自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い(第3の3(6)イ(ウ))。

ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等(第3の3(1)イ(イ))。

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉(電気通信事業法第37条の2第3項第3号)

(例)

ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限(第3の3(1)イ(イ))。

イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉(第4の3 ~)。

ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉(第5の3 ~)。

(4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・

保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第37条の3第3項第1号）

（例）

- ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ）。
- イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ）。

(5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第37条の3第3項第2号）

（例）

- 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(1)）。

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。

こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等間の人事交流に当たって、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。

また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるよう、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

2 ファイアウォール措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、ファイアウォール(注1)の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが(電気通信事業法第37条の3第5項)、ファイアウォールの遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

(注1) ここでいう「ファイアウォール」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者とその特定関係事業者との間における、一定の業務において他の電気通信事業者を特定関係事業者に比べて不利に取り扱う行為の禁止措置(電気通信事業法第37条の3第3項)を指す。

3 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

4 電柱・管路等の貸与関係

(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と自己の営業部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。

(2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

(例)

貸与申込手続の公表（ガイドライン第2条）

設備保有者は、設備の提供に関し、次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先

イ 提供を受けるための手続

ウ 提供が拒否できる事由

エ 標準的な設備使用料及びその算出根拠

オ 設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから提供の可否の決定までの標準的期間（標準的な調査回答期間）

カ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法

キ 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間

情報開示（ガイドライン第12条）

設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。

標準実施要領の作成（ガイドライン第13条）

設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領（公開ベース）を作成し、 に定める事項をインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

資料の提供等（ガイドライン附則第2条）

ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。

(3) **電柱・管路等の貸与状況の公表**

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベースの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。

5 **卸電気通信役務市場の活性化**

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、第一種電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件を約款化すること、あるいは標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

6 **違反防止マニュアルの作成**

市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施することが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。

報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（注1）。

（注1） 事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、下請法及び景品表示法）の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである（「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（電気通信事業法第96条の2）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（電気通信事業法第88条の12～第88条の17）。

さらに、電気通信事業分野における公正な競争の確保に関して今後も増加する傾向にある電気通信事業者から寄せられる各種の苦情や意見申出について、総合通信基盤局における処理体制を強化し、対外的な責任窓口を明確化する観点から、総合通信基盤局総務課に公正競争推進室が設置されている。公正競争推進室は、電気通信事業法第96条の2の規定に基づく電気通信事業者からの意見申出の受付や電気通信事業分野における公正競争の促進に関して電気通信事業者間で発生する各種紛争等に係る相談等の業務を一元的に行っている。

このほか、総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、

照会を受け、それに対して回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している（注２）。

（注２） 法令適用事前審査確認手続は、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関し、当該行為が総務省所管法令の対象となるかどうかをあらかじめ総務省に確認する手続である（総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号））。

総務省では、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為が、電気通信事業法、電波法等総務省所管法令に基づく申請に対する処分又は届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項で当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの及び不利益処分の根拠を定める条項の適用対象となるか否かの照会に対し、原則として、受け付けた日から30日以内に書面により回答することとしている。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を受け付けることとしている（窓口については下表参照）。

第2 公正取引委員会と総務省の連携

独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。

- 1 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談及び総務省に寄せられた電気通信事業法第96条の2に基づく意見申出について、電気通信事業法上問題となる可能性があることと公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があることと総務省が判断した場合などにおいて、相互に、相談者又は意見申出者の希望を踏まえ、連絡することとする。
- 2 公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法及び電気通信事業法の運用に当たって、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。
- 3 公正取引委員会及び総務省は、1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。

表 報告・相談等窓口

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	独占禁止法第 45 条に基づく違反事実の報告 (注 1)	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室 (注 2)	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-3387 Fax (03)3581-6050
	独占禁止法の事前相談及び一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部相談指導室 (注 2)	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-5481 Fax (03)3581-1948
総務省	電気通信事業法第 96 条の 2 に基づく意見の申出	総務省総合通信基盤局総務課公正競争推進室 (注 3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電話 (03)5253-5827 Fax (03)5253-5830
	電気通信事業法等の一般的な相談	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 (注 3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電話 (03)5253-5835 Fax (03)5253-5848

(注 1) ホームページからの報告については、<http://www.jftc.go.jp>まで。

(注 2) 独占禁止法に関する関東甲信越地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県）以外の窓口については別表 1 参照。

(注 3) 電気通信事業法に関するその他の窓口については、別表 2 参照。

別表 1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

地方事務所等	独占禁止法第 45 条に基づき違反事実の報告	独占禁止法の一般的な相談	管轄区域
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	第一審査課 T E L: (011)231-6300 F A X: (011)261-1719	総務課 T E L: (011)231-6300 F A X: (011)261-1719	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	第一審査課 T E L: (022)225-7095 F A X: (022)261-3548	総務課 T E L: (022)225-7095 F A X: (022)261-3548	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	第一審査課 T E L: (052)961-9425 F A X: (052)971-5003	総務課 T E L: (052)961-9421 F A X: (052)971-5003	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	第一審査課 T E L: (06)6941-2193 F A X: (06)6941-2189	総務課 T E L: (06)6941-2173 F A X: (06)6943-7214	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	審査課 T E L: (082)228-1501 F A X: (082)223-3123	総務課 T E L: (082)228-1501 F A X: (082)223-3123	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎	審査課 T E L: (087)834-1442 F A X: (087)862-1994	総務課 T E L: (087)834-1441 F A X: (087)862-1994	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	第一審査課 T E L: (092)431-6033 F A X: (092)474-5465	総務課 T E L: (092)431-5881 F A X: (092)474-5465	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-8530 那覇市前島 2-21-13 ふそうビル	公正取引室 T E L: (098)863-2243 F A X: (098)862-4580	同左	沖縄県

別表2 電気通信事業法に関するその他の窓口

地方総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：011-709-2311 内線4703 FAX：011-709-2482	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：022-221-0627 FAX：022-221-0613	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東総合通信局 〒100-8795 東京都千代田区大手町2-3-2	情報通信部電気通信事業課 TEL：03-3243-8633 FAX：03-3242-0133	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：026-234-9971 FAX：026-234-9999	新潟県・長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：076-233-4420 FAX：076-233-4499	富山県・石川県・福井県
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：052-971-9401 FAX：052-971-3581	静岡県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：06-6942-8517 FAX：06-6920-0609	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	情報通信部電気通信事業課 TEL：082-222-3376 FAX：082-502-8152	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5	情報通信部電気通信事業課 TEL：089-936-5042 FAX：089-936-5014	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4	情報通信部電気通信事業課 TEL：096-326-7824 FAX：096-326-7829	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町26-29	情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL：098-865-2302 FAX：098-865-2311	沖縄県